



だけじゃない
らしさあふれる
いさ ま ち
粋な蟹江

第5次蟹江町総合計画

後期基本計画

2026 ▶▶▶ 2030

蟹江町

Kanie Town



第5次蟹江町総合計画
後期基本計画
2026▶▶2030

蟹江町
Kanie Town

「らしさ」あふれる粋な蟹江を未来へつなぐために

蟹江町は、明治22年(1889年)に国の市制・町村制を愛知県が施行したときに誕生した、全国で最も古い町の一つです。そして令和元年(2019年)には町制施行130周年を迎え、先人の皆さまが長い歳月をかけて築いてこられた町の歴史と伝統の歩みを振り返り、当町の魅力や誇りの重さを実感する機会となりました。

当町は、6本の川が流れる「水郷のまち」として発展し、地域で受け継がれてきた須成祭がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、歴史・文化・伝統が深く息づいています。また、2本の鉄道が敷かれており、名古屋駅まで電車で8分、東名阪自動車道のインターチェンジや国道1号など高い交通利便性を有し、暮らしやすい環境が整っています。

近年では人口減少や少子化・高齢化の進行、気候変動による自然災害の激甚化、物価高騰、社会・経済環境の変化、さらにはデジタル技術や生成AIの急速な進展など、私たちの暮らしを取り巻く環境はこれまで以上に変化が大きく、先行きが見えにくい時代にあります。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活様式や価値観に大きな転換をもたらしました。こうした変化への対応は全国の自治体が直面している課題であり、当町においても迅速で柔軟な取組が求められています。

このような中で、当町では、令和2年度に策定した「第5次蟹江町総合計画」の重点戦略で掲げた4つの基本戦略と2つの横断的な戦略のもと、教育、防災、都市基盤、地域の魅力づくりなど、将来を見据えた各分野の施策・事業を展開して参りました。

そしてこの度、計画策定から5年が経過したことを踏まえ「第5次蟹江町総合計画後期基本計画」を策定いたしました。引き続き「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江^{まち}」をまちの将来像として掲げ、これまでの取組を継承し、発展させて参ります。

本計画策定に当たり、実施した住民意識調査では、防災や安全・安心な暮らしに対する関心に、特に高い傾向が見られました。それらを踏まえ、デジタル技術を活用した防災力の向上や広域連携による避難受け入れ態勢づくり、道路や橋梁の長寿命化と再整備、持続可能な公共施設運用を図った地域環境の保全、さらに若い年代からの健康管理を促進する次世代の健康づくりを新たに計画に加えました。

めまぐるしくデジタル化が進み、コロナ禍を経て人々の暮らしが変化した今日ではありますが、当町の発展は人と人とのつながりであることは不変のものです。多様な主体との連携・協働により、こどもから高齢者、障がいのある方、外国人など、すべての町民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて計画的かつ着実な施策を推進して参ります。

最後に、本計画の策定に当たり、さまざまな機会を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民・各種団体の皆さま、そして慎重かつ熱心なご審議をいただきました蟹江町総合計画審議会委員の皆さまに心より感謝申し上げます。



令和8年3月 蟹江町長

横江 淳一

第1編	中間見直しにあたって	1
第1章	中間見直しの趣旨	2
第2章	社会潮流	3
第3章	蟹江町のまちづくりの主要課題と視点	4
第2編	基本構想	7
第1章	蟹江町がめざす姿	8
	(1)基本理念	
	(2)蟹江のまちの将来像	
第2章	まちづくりの目標	10
第3章	将来都市構造	11
	(1)都市づくりの目標	
	(2)将来都市構造の基本的な考え方	
	(3)将来都市構造のゾーン設定	
	(4)将来都市構造図	
第4章	施策大綱	15
	(1)施策体系	
	(2)施策の方向	
第3編	基本計画 第3期総合戦略(重点戦略)	21
第1章	基本的な考え方	22
	(1)基本姿勢	
	(2)総合計画との関係性	
	(3)第3期総合戦略の構成	
	(4)第3期総合戦略の推進期間	
	(5)国や県の総合戦略との連携や制度の活用	
第2章	第3期総合戦略(重点戦略)について	24
	(1)基本姿勢	
	(2)めざすべき将来の方向性	
	(3)第3期総合戦略の推進体系	
第3章	各戦略における具体的な施策	29
	基本戦略① 稼ぐ地域産業の活性化、働き続けられる地域づくり	
	基本戦略② 地域へ呼び込む、つながり・魅力づくり	
	基本戦略③ 妊娠・子育ての希望をかなえ応援する地域づくり	
	基本戦略④ 住みたい・住み続けたい安全・安心な地域づくり	
	横断的な戦略① 多様な人材の活躍を推進し、誰もが主役になれる地域づくり	
	横断的な戦略② 未来技術を活用した次世代の地域づくり	

分野1 子育て・健康・福祉

「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

1-1 子育て包括支援	50
1-2 保育、幼児教育、学童保育	52
1-3 高齢者福祉	54
1-4 障がい者(児)福祉	56
1-5 地域福祉・生活困窮対策	58
1-6 健康増進	60
1-7 公的扶助制度	62

分野2 教育・文化

「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

2-1 学校教育	64
2-2 生涯学習	66
2-3 歴史文化の継承	68
2-4 図書館	70
2-5 生涯スポーツ	72

分野3 環境・安全

「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

3-1 地域環境の保全	74
3-2 循環型社会の形成	76
3-3 上・下水道	78
3-4 消防・救急	80
3-5 防災・危機管理	82
3-6 防犯・交通安全	84

分野4 都市基盤・産業

「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

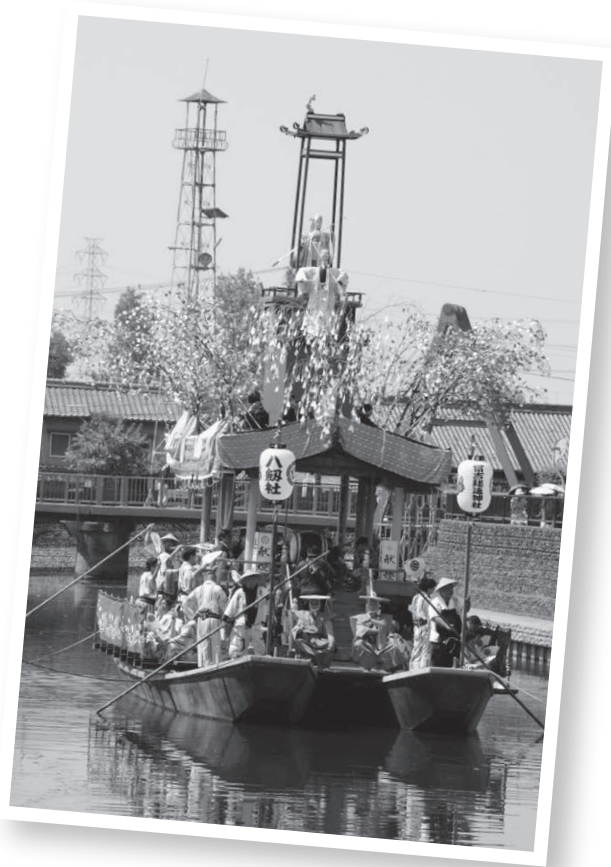
4-1 道路	86
4-2 地域公共交通	88
4-3 市街地整備・住環境	90
4-4 公園・緑地・景観	92
4-5 農業	94
4-6 工業	96
4-7 商業・サービス業	98
4-8 観光・シティプロモーション	100

分野5 行財政・共生

「みんなで取り組む」元気なまちづくり

5-1 自治・協働	102
5-2 共生社会の推進	104
5-3 行財政運営	106





第1編

中間見直しにあたって

第1章	中間見直しの趣旨	2
第2章	社会潮流	3
第3章	蟹江町のまちづくりの主要課題と視点	4

1 中間見直しの趣旨

総合計画は、概ね10年間の長期的な展望のもと、当町のまちづくりに係る基本理念や将来像を示すもので、行政運営の基本となる、町の最上位計画です。

当町では令和3年度から、第5次蟹江町総合計画(令和3年度～令和12年度)に基づき、各分野でまちづくりを進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の蔓延から5類への移行、こどもまんなか社会など各分野における動き、DX・AIなど新たな技術の進展、物価高騰や気候変動など、社会潮流は不確実で予測が難しい状況にあります。

当町においても、人口減少や人口構造の変化が進む一方、町民に占める外国人の割合が増加する等、取り巻く環境は日々変化しています。

こうしたなか、基本構想に定めるまちの将来像「だけじゃないらしさあふれる 粋な蟹江^{まち}」の実現に向け、重点戦略並びに5つの分野別計画を更に推進していくため、「第5次蟹江町総合計画」の中間見直しを行いました。

2 計画の構成と期間

第5次蟹江町総合計画は、以下の3つによって構成されます。

	定義	計画期間
基本構想	当町のまちづくりの理念やめざす将来像を掲げるとともに、そのための施策方針(大綱)を示すもの	10年間 令和3～12年度 (2021～2030年度)
後期基本計画	基本構想を実現するため、重点的に取り組む「重点戦略」、施策方針(大綱)に沿って各施策・事業を示す「分野別計画」で構成するもの 中間見直し後の令和8年度から後期基本計画とする	5年間 令和8～12年度 (2026～2030年度)
実施計画	基本計画に基づく具体的な事業を示すもの 毎年度の予算編成の指針となる	3年間を基本、毎年度策定

1 社会潮流の変化

①人口の減少加速化や構造変化への対応

わが国では、平成23年(2011年)に人口が継続して減少する「人口減少社会」の時代に突入したと言われ、人口増加を前提とした社会制度や経済状況への影響が顕在化し始めています。また、出生数の減少加速や外国人住民割合の増加などが見られます。

今後、人口の減少や構造の変化に応じて、地域経済の担い手、社会保障費の増大、多文化共生への対応など人口構造に応じた各分野における施策・事業の推進により、魅力的な地域社会の構築が求められます。

②さまざまなリスクへの備えや持続的な発展への取組

人生100年時代を迎え、より多くの方がいつまでも健康で元気に過ごし、さまざまな形で活躍できる社会が求められています。また、人々の生活様式や価値観の多様化に対応するとともに、それぞれの違いを理解し、個性を生かし、互いに支え合うことが重要です。

一方、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災の取組、新型コロナウイルスへの対応経験に基づくさまざまな脅威への対応が求められます。

さらに、熱中症対策はもちろんのこと、農業や製造業などにおける高温対策など、気候変動への適応、経済・社会・環境のバランスを維持しつつ、誰一人取り残さない社会をめざす世界共通の目標「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標年次(2030年)や国が掲げたカーボンニュートラルの目標年次(2050年)に向け、継続的で発展的な社会づくりが求められます。

③未来技術の進展を生かした新たな価値の創出

健康、医療、教育等の幅広い分野や人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えるDXや生成AIなどが目覚ましく進歩しており、ビジネスの世界で積極的に活用されています。一方、自治体においても「行かない窓口」「書かない窓口」などが浸透しつつあります。

また、スタートアップと呼ばれる新たな産業の創出など、産業構造の変化への迅速で柔軟な対応が求められ、新たな豊かさの獲得が期待されています。

1 まちづくりの主要課題

①誰もが快適に暮らし続けられる住環境の提供

当町は、10分前後で名古屋駅まで行ける利便性が高いまちである一方、駅周辺などに広がる既成市街地は、道路が狭く建物の老朽化も進んでおり、災害、防犯、交通などさまざまな安全確保に向けた課題があります。

多くの町民が、快適で質の高い暮らしを実現できるよう、日常生活に必要な施設や都市機能の集積を図るとともに、今後増加する空き家・空き地への対策が必要となっています。また、道路整備や公共交通のネットワーク形成など交通利便性の維持・充実を図ることが求められます。

さらに今後、鉄道駅を中心とした市街地の再生や新たな住宅供給により、将来的な人口の維持や増加を見据えることが望まれます。

②こどもを産み育てやすい子育て環境の充実

多様化する家族の価値観や生活様式に対応しつつ、将来の当町のまちづくりを担う人材を増やすため、子育て世帯やこれから結婚・出産を控えている若者に、当町で住み続けたいと魅力を感じてもらえることが重要です。

そのうえで、安心してこどもを産み、心身を健やかに育てよう、妊娠に向けた支援から保育サービスの拡充、子育て世帯向け住宅の供給まで、さまざまな分野において子育て環境を充実させることが課題となっています。

③いつまでも安心して暮らせる生涯現役社会の形成

当町においても、人生100年時代に向けて、元気な高齢者が生涯現役として健康であり続け、地域社会の一翼を担えるような地域社会づくりが望まれます。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がい者が各種社会保障を受け、安心して暮らし続けられるよう、福祉関連施策のより一層の充実を図る一方、支え合いの健康づくりや見守りといった地域福祉の活動、歴史・文化などの社会教育、来訪者への観光案内など、誰もが積極的にさまざまな活動に参加し、活躍できるような仕組みを整えることが課題となっています。



④災害等に備えたまちの安全性の向上

近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震や昨今頻発している集中豪雨、新たな感染症の発生・感染拡大など、災害等に対する不安は高まっています。特に、海拔が低い当町では、これまでも多くの水害の被害に遭ってきたことから、ハードソフト両面からの対策が求められます。

今後、自然災害等の発生そのものを制御することは難しいものの、災害等が発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップの更新・情報共有や要配慮者を含めた地域の防災力の強化など減災に向けた取組を促進する一方、災害に備えた公共施設やライフラインの整備・長寿命化を進めるとともに、被災後のしなやかな復興に取り組める体制を整えること、感染症等への迅速かつ柔軟に対応することも課題となっています。

⑤こどもから大人まで生涯を通した多様な学びの機会の提供

より多くの町民が当町で心豊かに生活を続けられるよう、基礎学力をつける学校教育から、人としての造詣を深める社会教育まで、生涯を通して学びの機会を提供することが求められます。特に、町内の学校においては、地域に開かれた学校づくりが求められており、外国人を含めた児童生徒の心と体の成長を地域社会で見守ることが大切です。

また、これからは、各種団体や民間企業など多様な主体と連携し、町内の歴史文化資源や図書館などの社会教育施設、地域で活動する人材などを最大限に活用するとともに、多様できめ細かな教育環境を整えることが課題となっています。

⑥環境に配慮した持続性の担保とにぎわいの向上

町内には鉄道駅が3つあり、それぞれを拠点に市街地を形成していることから、既存の都市機能や公共施設の維持を図りつつ、必要に応じて、まちの拠点としての高度利用やにぎわいづくりに力を入れることが求められます。

一方で、周縁部などに残る農地や自然環境を大切に保全し、花きをはじめとした特色ある農業の振興を図るとともに、低炭素・循環型・生物多様性に配慮した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要です。

今後、公共交通や自動車交通などの移手段に係るネットワーク強化により、利便性と持続可能性の両立を図ることが課題となっています。

2 まちづくりの視点

① 町民と民間事業者、行政による協働のまちづくりの進展

当町は恵まれた地域資源や利便性など、都市間競争の中で生き残り、持続的な発展を遂げる潜在的な魅力を有しています。

また、第4次総合計画期間中に、協働の推進に向けたさまざまな施策・事業を実施し、その成果が実を結びつつあります。

そこで、本計画においては、町民と行政との協働をベースに、各分野の民間事業者を加えた広範囲での話し合いの場づくり、施策事業の推進に当たっての公民連携が求められます。

その際、メンバーの高齢化や活動のマンネリ化などの問題を抱えている地域組織や住民活動団体の継続、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの視点からの地域活動・住民活動への参加促進、外国人を含め多様な生活様式や価値観などの多様性を認め合うことを大切に、より多くの町民の心が満たされる社会を形成することが課題です。

② 蟹江町の魅力と誇りの共有と町外への発信

当町には、さまざまな自然資源や歴史文化資源があり、特に、須成祭はユネスコ無形文化遺産にも登録されています。令和6年10月に町制施行135周年を迎えた当町において、観光施策やシティプロモーション事業を通して、これまで以上に魅力を町内外に発信することが求められます。

しかし一方で、それらの地域資源の魅力について、転入者など多くの町民に対して十分に周知がなされておらず、町に対する愛着や誇りが高まっていないのが現状です。

今後、リニア中央新幹線の開通などにより、シティプロモーションの重要性はより一層高まることが予測されます。

本計画において、当町の良さを再評価・再認識し、より良い地域づくりを進めることを町民と共有することにより、町民一人ひとりが当町に愛着と誇りを持って暮らせる機運を醸成することが課題となっています。

また、当町が有するさまざまな地域資源の魅力を町外・県外・国外に発信することにより、都市イメージの向上、来訪者や移住者の増加を図ることが望まれます。

第2編

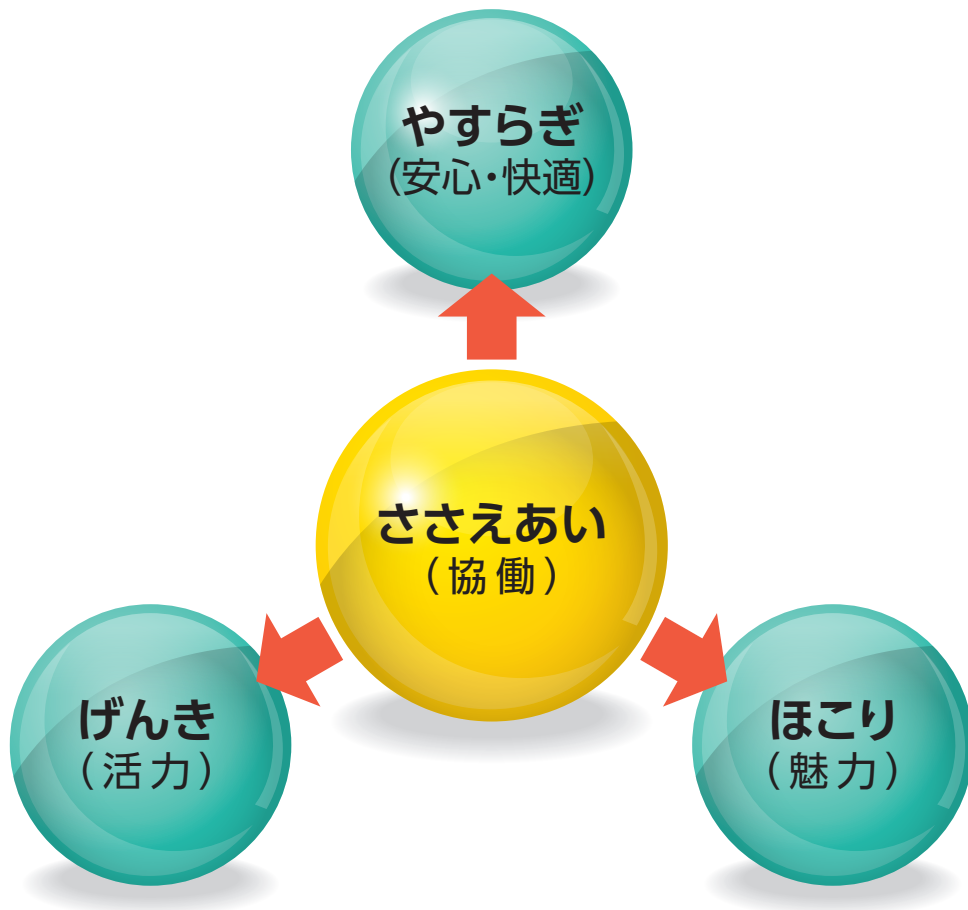
基本構想

第1章	蟹江町がめざす姿	8
第2章	まちづくりの目標	10
第3章	将来都市構造	11
第4章	施策大綱	15

1 基本理念

当町は、名古屋と近いという恵まれた立地条件にあり、利便性の高い都市の恩恵を受けています。また、水辺環境をはじめとする豊かな自然環境があり、人とのつながりも温かく、町民自身が住みやすいと評価する声も多く聞くことができます。

今後もこのような当町の長所を生かし、より住みやすく、住み続けたいと思える町にしていくためには、行政と町民と一緒に考え、意見交換し、『ささえあい(協働)』によるさまざまな取組を進めていくことが必要です。それにより、地域での町民一人ひとりのつながりがより強いものとなり、町の「やすらぎ(安心・快適)」「げんき(活力)」「ほこり(魅力)」がより良いものへと磨き上げられていきます。





2 蟹江のまちの将来像

基本理念に基づき、当町がめざす10年後の将来像を以下のとおり掲げます。

だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江

蟹江町には、長い歴史があります。2019年(令和元年)には町制施行130周年を迎え、全国で最も古い町の一つとして、これまでの発展を振り返りました。また、町の発展を支えてきた先人の英知と情熱に、思いを深める機会にもなりました。さらに歴史を振り返れば、「カニ工」という地名の起源は、1215年(建保3年)まで遡ることができます。その間、戦禍や災害にも見舞われながら、約400年前には「須成祭」が行われるようになり、今では、ユネスコ無形文化遺産にまで登録されました。

この長い歴史の中で、当町は「水郷のまち」として川とともに発展し、市街地整備が進むにつれて都市化してきました。今では、大都市名古屋に隣接する、交通至便で住みやすいまちとなっています。

しかし、蟹江町の魅力は、歴史、文化、水郷、利便の良さだけではありません。歴史に培われた自然と人の営み、人と人との温かいつながりとともに、あらゆる観点から暮らしやすい粋な魅力を備えています。「粋」とは、江戸時代に生まれたことばで、「人情の表裏に通じている」という意味があります。また、究極の粋は、「みんなのために生きる(行動する)」ことです。

機械化や情報化など科学技術の進歩に伴い、人々の生活行動様式や価値観、社会経済環境が変化し、相互の関係が希薄になっている今日だからこそ、本計画の推進により、当町の魅力を高めながら個性を伸ばし、人や社会を思いやる「粋な蟹江」づくりに取り組みます。

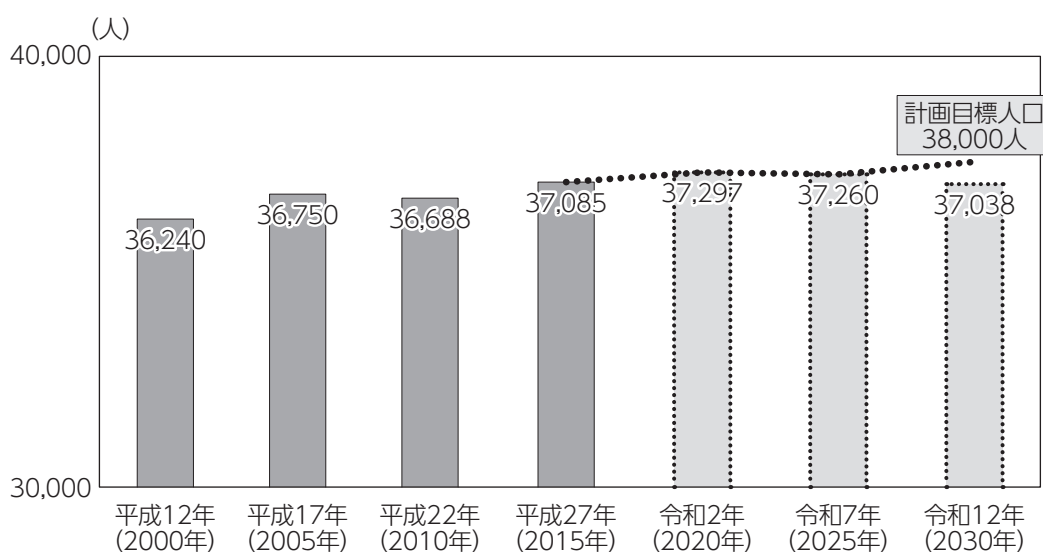
第2章 まちづくりの目標

全国的に人口減少局面に入っているなか、ほぼ横ばいに推移してきた当町の人口は、平成27年(2015年)に初めて37,000人を超えました。

推計によると、令和2年(2020年)をピークに、本計画の期間中(令和3~12年度)の人口は、緩やかに減少し、令和12年(2030年)には約37,000人になることが見込まれます。

今後、本計画の推進を通して、恵まれた立地条件を生かした住環境の向上や子育て支援環境の向上に取り組むことにより、若い世代の転入を促します。

したがって、政策人口を加味した計画目標人口を38,000人とします。



《参考》

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
人口	36,688	37,085	37,297 (37,338)	37,260	37,038
世帯数	14,078	14,971	15,391 (16,104)	15,728	15,944
世帯人員	2.61	2.48	2.42 (2.31)	2.37	2.32

※()内は、令和2年国勢調査の実績値です。

1 都市づくりの目標

まちの将来像を実現するため、都市づくりの目標を以下のとおり設定します。

○人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり

- ◇駅を中心に商業、医療、福祉、子育てなどの生活サービス施設の集積を図ります。
- ◇自家用車に過度に頼らない移動環境や生活サービス施設が整った範囲で、まちなかの居住地の形成を図ります。
- ◇日常の行動に配慮した道路交通ネットワークの構築を図ります。

○地域の町民と協力した安心・快適な地域づくり

- ◇道路、公園、河川、下水道などを整備し、町民と協力して維持管理します。
- ◇緊急時の安全を確保するための防災活動拠点、緊急輸送道路、避難場所の整備・確保を進めます。
- ◇地域の防災組織を充実させ、防災活動を活発化させます。

○広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり

- ◇水を中心とした豊かな自然環境や古くからの社寺・まち並み、温泉などを生かした、魅力的な景観を形成し、観光・産業を振興します。
- ◇インターチェンジ周辺など広域的な交通利便性の高い地域に、物流業・製造業などの産業の集積を図ります。

○水・緑と共生したまちにも地球にもやさしい環境づくり

- ◇住環境に潤いやゆとりをもたらす河川や農地などは、身近に触れ合える自然として保全・維持管理します。
- ◇身のまわりの環境や地球環境を保全するための町民との協働を促進します。
- ◇自家用車から徒歩や自転車、公共交通への移手段の転換を促します。

2 将来都市構造の基本的な考え方

近年は、人口減少・超高齢社会の到来、環境負荷の高まり、都市財政の圧迫等を背景に、拡散型から集約型の都市構造への転換が求められており、国や愛知県は集約型都市構造を構築するための取組を推進しています。

当町は北にJR関西本線、南に近鉄名古屋線が東西方向に通っており、3つの駅に囲まれたコンパクトな市街地を形成してきました。また、東西方向に東名阪自動車道と都市計画道路国道1号西線、南北方向に都市計画道路西尾張中央道が通り、周辺都市との広域的な幹線道路ネットワークを形成しています。

一方で、日光川、佐屋川、蟹江川、福田川など多くの河川が縦断し、町域一帯に豊かな水辺環境が形成されており、郊外には優良な農地が広がっています。

このように、すでに当町は骨格となる都市構造を形成してきている状況であり、将来の都市構造を考えるうえでは、これまでに形成してきた都市構造をベースとしつつ、当町の持つ特性を踏まえ、新たな魅力を伸ばしていくことが重要となります。

当町の人口は、かつては隣接する名古屋市のベッドタウンとして増加傾向にありましたが、現在はほぼ横ばいとなっており、今後は、人口減少が進むと予測されています。これに伴い、さらなる少子高齢化、空き家・空き地の増加、財政面での厳しい制約など、さまざまな問題の深刻化が懸念されます。

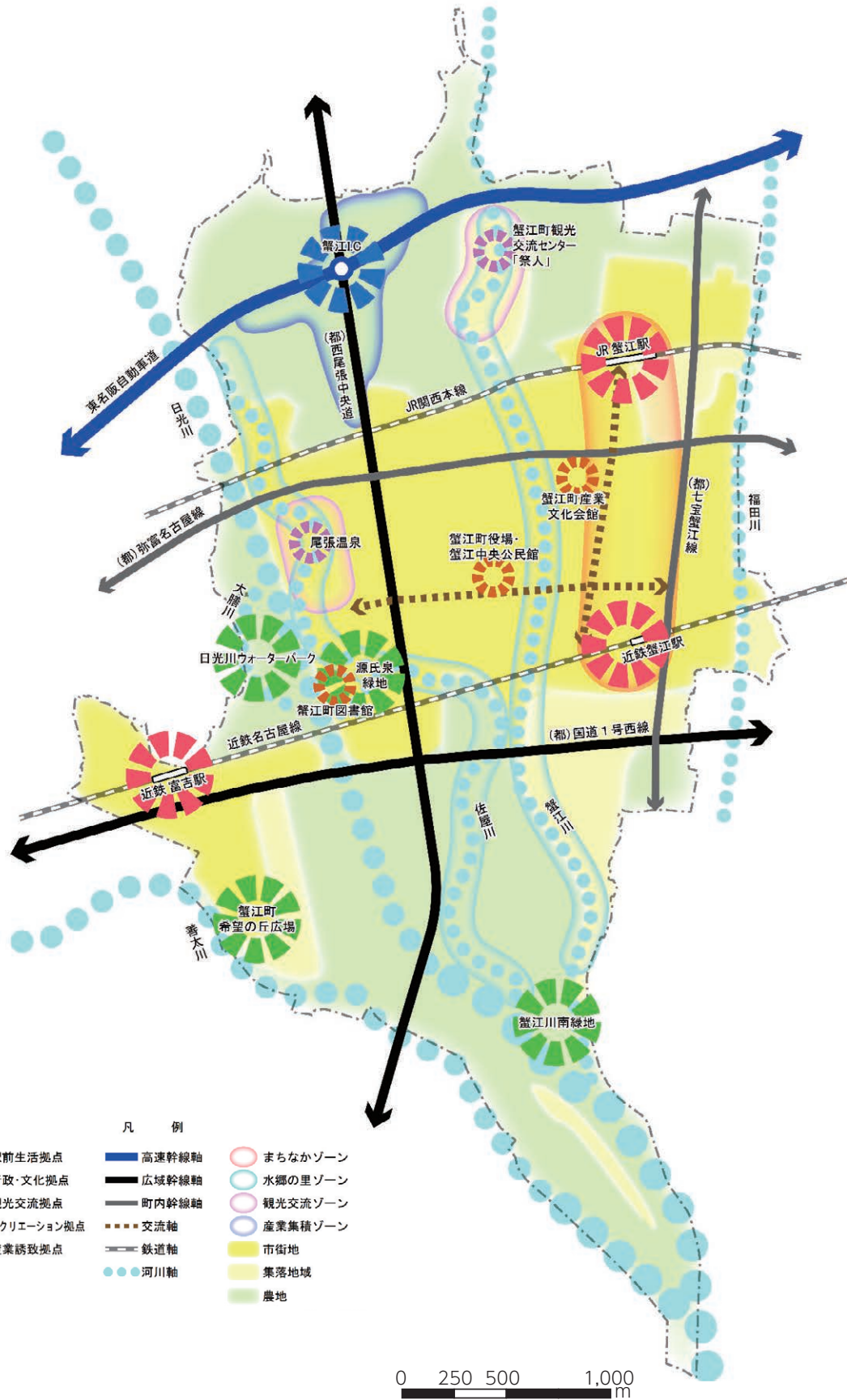
そこで、当町ではこうした問題に対応するための基本的な方針を以下のとおり設定します。

持続可能なまちづくりに向けた、集約型都市構造の維持・充実

3 将来都市構造のゾーン設定

まちなかゾーン	○JR蟹江駅と近鉄蟹江駅を結ぶ生活軸周辺の市街地において、駅前生活拠点を中心とした歩いて暮らすことが可能なまちなかで、自家用車に過度に依存せず、都市機能と居住機能がほどよく共存した、生活利便性の高いゾーンの形成を図ります。
水郷の里ゾーン	○蟹江川は、当町を象徴する都市空間として、両岸に連なる市街地・集落において、かつての水郷の風景を生かした修景整備を図ります。 ○佐屋川は、なだらかに蛇行して流れる自然の景観を生かし、緑地と一体となった水郷の里としての象徴的な役割を維持します。
観光交流ゾーン	○観光交流拠点を中心とした尾張温泉一帯、観光交流センター ^{さいと} 「祭人」周辺の蟹江川沿いの地域に、広域的な誘客方策を講じ、近接する河川と連携した観光レクリエーション機能の強化を図ります。
産業集積ゾーン	○産業立地のポテンシャルが高い蟹江インターチェンジ周辺の都市計画道路西尾張中央道沿道地に、計画的な都市基盤整備とともに企業誘致を行い、尾張西部地域の南北に連なる新たな産業ゾーンの形成を図ります。
市街地	○住宅地や商業地、工業地などの都市的な土地利用がすでに進んでいる市街化区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る地域です。
集落地域	○古くからのまち並みを残す既成の集落環境や農地と共存した集落環境を保全する地域です。なお、JR蟹江駅南側、近鉄蟹江駅南側及び近鉄富吉駅南側の一部の地域では、駅徒歩圏内という立地ポテンシャルを活用したまちづくりについて検討します。
農地	○田、畑などの自然的な土地利用の保全を基本とする地域です。

4 将来都市構造図



1 施策体系

本計画で掲げた「基本理念」及び「蟹江のまちの将来像」の実現に向け、さまざまな取組を展開するに当たり、分野ごとの基本的な方針を以下のとおり体系的に整理します。

施策体系は、各分野において施策・事業の推進を図る分野1～4と、計画の推進に当たって、常に意識すべきマネジメント方針の役割を果たす分野5で構成されています。

分野	基本施策	単位施策
【子育て・健康・福祉】 1「ふれあい、ささえあい」 ホッとやすらぐまちづくり	①-1 子育て包括支援	(1)次世代の健康づくり・周産期支援 (2)子育て支援 (3)児童虐待の防止 (4)こどもの貧困対策の推進
	①-2 保育、幼児教育、 学童保育	(1)就学前の児童に対する保育サービス・ 幼児教育の充実 (2)学童保育の充実
	①-3 高齢者福祉	(1)地域包括ケア、地域での支援体制 (2)介護の充実、介護予防、介護人材育成 (3)認知症対策、認知症予防、認知症にやさしい 地域づくり
	①-4 障がい者(児)福祉	(1)障がい者(児)への福祉サービス (2)障がい者(児)の自立支援と社会参加 (3)地域の理解・啓発
	①-5 地域福祉・ 生活困窮対策	(1)地域福祉の推進 (2)生活困窮者の支援 (3)虐待防止・権利擁護・成年後見制度
	①-6 健康増進	(1)生活習慣病対策 (2)健康づくり (3)自殺対策
	①-7 公的扶助制度	(1)国民健康保険事業の推進 (2)後期高齢者医療制度の運用 (3)福祉医療制度の拡充

分野	基本施策	単位施策
【教育・文化】 2「歴史・文化・愛着」 誇りを育むまちづくり	2-1 学校教育	(1)教育内容の充実 (2)教育環境の充実 (3)誰一人取り残すことのない教育の推進
	2-2 生涯学習	(1)生涯学習機会・推進体制の充実 (2)生涯学習施設の充実
	2-3 歴史文化の継承	(1)歴史文化の継承 (2)歴史文化資源の活用
	2-4 図書館	(1)図書館事業の充実 (2)生涯学習機能の充実
	2-5 生涯スポーツ	(1)生涯スポーツの推進 (2)スポーツ施設の充実
【環境・安全】 3「住み続けられる」 安全・安心なまちづくり	3-1 地域環境の保全	(1)自然との共生 (2)生活環境の保全 (3)斎苑
	3-2 循環型社会の形成	(1)ごみの減量化と再資源化の推進 (2)地球温暖化対策
	3-3 上・下水道	(1)上水道 (2)下水道・生活雑排水処理 (3)健全な事業運営
	3-4 消防・救急	(1)消防・救急 (2)地域消防活動の推進
	3-5 防災・危機管理	(1)防災 (2)防災・危機管理体制の強化
	3-6 防犯・交通安全	(1)防犯活動の推進 (2)交通安全対策の推進



分野	基本施策	単位施策
【都市基盤・産業】 4「ちょうどいい」 快適・便利なまちづくり	4-1 道路	(1)幹線道路の整備 (2)生活道路の整備 (3)道路の維持管理・長寿命化
	4-2 地域公共交通	(1)鉄道の利便性の向上 (2)身近な移動手段の確保
	4-3 市街地整備・住環境	(1)計画的な土地利用の規制・誘導 (2)良好な市街地の形成 (3)快適な住環境の形成
	4-4 公園・緑地・景観	(1)公園の整備・維持管理 (2)緑化の推進 (3)魅力ある景観の形成
	4-5 農業	(1)優良農地の保全 (2)営農環境の向上 (3)付加価値の高い農業の推進
	4-6 工業	(1)町内企業の操業環境の向上 (2)経営環境の向上支援
	4-7 商業・サービス業	(1)商業事業者の経営支援 (2)商業・サービスの活性化 (3)新たな商業・サービス業の促進
	4-8 観光・シティプロモーション	(1)観光施設・資源の魅力向上 (2)シティプロモーションの推進 (3)観光人材の発掘・養成
【行財政・共生】 5「みんなで取り組む」 元気なまちづくり	5-1 自治・協働	(1)地域組織・住民活動の支援 (2)協働・官民連携の推進
	5-2 共生社会の推進	(1)男女共同参画の推進 (2)多文化共生社会の形成
	5-3 行財政運営	(1)行政の情報化への対応 (2)行政の効率化・高度化 (3)広域による行政運営 (4)健全な財政運営

2 施策の方向

1「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり 【子育て・健康・福祉】

- ◇将来にわたり当町に暮らし、まちづくりを支える世帯を増やすため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。そのため、妊娠・出産から子育てまでのワンストップで相談ができる切れ目のない対応や情報の一元化の仕組みづくり、保育サービスの拡充を図ります。
- ◇年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で暮らし続けられるよう、地域共生社会の形成を図るとともに、認知症対策や重症化の予防、各種社会保障などの適切な福祉サービスの提供を推進します。
- ◇人生100年時代を迎えた今日において、一人でも多くの町民が生涯現役として可能な限り長く元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸や健康診断の受診促進などに取り組めます。

2「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり 【教育・文化】

- ◇町民一人ひとりが、心豊かで実り多い暮らしができるよう、基礎学力をつける学校教育から人としての造詣を深める社会教育まで、生涯を通して学び続けられる「人づくり」の仕組みづくりを進めます。特に、小・中学校においては、すべての児童生徒が地域社会に見守られ、心と体を育み、時代の変化に柔軟に対応できる「生きる力」を身に付けることを支援します。
- ◇ユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭をはじめとする当町が有する歴史・文化資源について、新たな資源の掘り起こしや普及を進めるとともに、文化財の災害からの保護を含めた保存・継承を図ります。
- ◇図書館などの社会教育施設を活用した「かにうれしい学びの機会」を提供し、町民の郷土への愛着や誇りの醸成、子どもが読書に親しむ機会の提供を図ります。
- ◇誰もが健康で、積極的にさまざまな場面で活躍できるよう、生涯スポーツによる体力づくり・健康づくりの取組を促します。

3「住み続けられる」安全・安心なまちづくり 【環境・安全】

- ◇名古屋市近郊ながら豊かに残されている緑や水辺環境は当町の財産であることから、低炭素・循環型・生物多様性など環境に配慮した、持続可能性の高いまちづくりを進めます。具体的には、外来種駆除による生態系の保全やリサイクルの推進など、地域住民との協働による取組を積極的に推進します。
- ◇町民が安心して快適に暮らし続けられるよう、地域生活における環境の向上を図るとともに、安定的な上水道の供給や下水道等の整備などを進めます。
- ◇南海トラフ地震や昨今頻発している集中豪雨など、海拔が低い当町において災害による被害を最小限に食い止めるため、防災基盤を強化するとともに、災害に見舞われた後にしなやかに復興できる事前準備に取り組めます。また、ハザードマップの活用や要配慮者への対応など地域レベルでのきめの細かい防災活動を推進し、地域防災力の向上を図ります。
- ◇日常的な安全・安心なまちづくりを推進するため、消防・救急機能の強化を図ります。また、地域住民との連携・協働や防犯カメラの設置などによる犯罪を未然に防ぐ取組を展開するとともに、高齢者の免許返納や子どもが被害者にならないための交通安全活動を推進します。



4「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり 【都市基盤・産業】

- ◇名古屋市や広域交通拠点との近接性を生かし、多くの町民が便利で快適な暮らしができるよう、町内に3つある鉄道駅などを核として、日常生活に必要な施設や都市機能の集積を図るなど適切な土地利用を推進します。
- ◇既成市街地などで今後増加すると予測される空き家・空き地の利活用、道路整備や公共交通のネットワークの形成などを通して、生活の質の向上を図ります。特に、鉄道駅を中心とした新たな住宅供給により、将来的な人口の維持・増加に取り組みます。
- ◇水郷のまちとしての個性を生かした景観形成を進めるとともに、既存の公園の適正な維持管理などを通して、潤いと安らぎのある外部空間の形成を図ります。
- ◇当町の発展を支えてきた産業の持続可能性を高めるため、事業環境の向上を図るとともに、事業の継承や担い手の確保・育成を支援するとともに、「かにえブランド」の確立を支援します。
- ◇当町の地域資源・観光拠点を生かしつつ、体験型のプログラムを取り入れた観光産業の振興及びシティプロモーション活動を推進します。

5「みんなで取り組む」元気なまちづくり 【行財政・共生】

- ◇地域の課題や特性に応じた自治活動を展開できるよう、町内会を中心とした地域組織による取組を支援するとともに、これまで積極的に取り組んできた協働の取組の拡大や官民連携の取組を図ります。
- ◇誰もが活躍できる社会を形成するため、男女共同参画を推進する一方、増加する外国人住民を含めた多文化共生の推進を図ります。
- ◇当町を取り巻く環境の変化を柔軟かつ迅速に把握し、情報化を進めつつ、行政の効率化や財政の健全化等を推進し、より質の高い行政サービスを展開します。



第3編

基本計画 第3期総合戦略(重点戦略)

第1章	基本的な考え方	22
第2章	第3期総合戦略(重点戦略)について	24
第3章	各戦略における具体的な施策	29

第1章 基本的な考え方

1 基本姿勢

国では、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成26年(2014年)12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これを受けて当町でも、平成28年(2016年)3月、当町がめざす人口の将来展望を設定した「蟹江町人口ビジョン」と人口ビジョンで定める将来展望の実現に向けて必要な施策の推進を図るため「蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第1期総合戦略」という。))」、令和3年(2021年)3月「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。))」に基づいて地方創生に向けた取組を推進してきました。

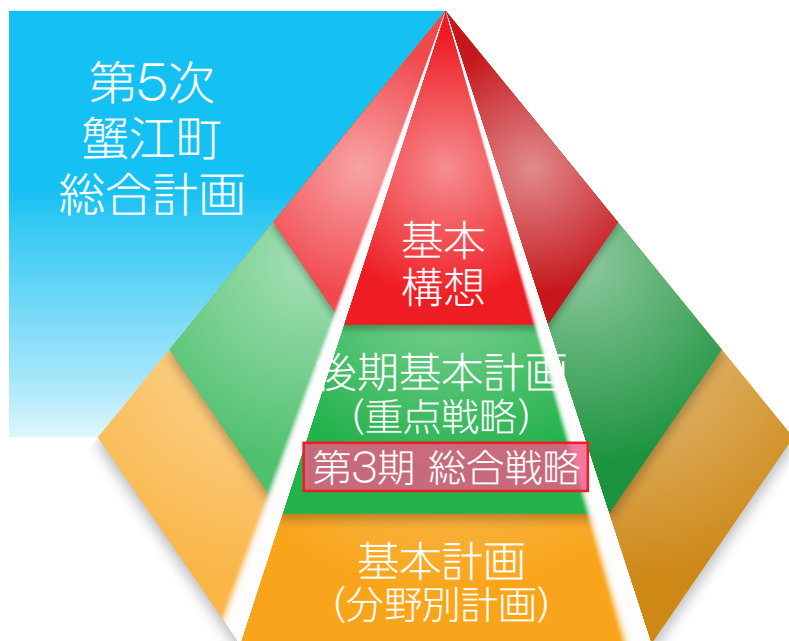
一方、令和5年(2023年)12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023年改訂版)」では、デジタル技術を活用して地方創生を加速化・深化する考えが示され、令和7年(2025年)6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、さらに「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることとしています。

愛知県では、令和5年(2023年)に「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023-2027」を策定し、結婚・出産・子育て環境づくりや、年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず生涯にわたって活躍できる社会づくり、SDGsの理念を踏まえた持続可能な社会づくり、災害に強い強靱なまちづくりなど、幅広い施策に総合的に取り組んでいます。

当町においても、国・県の動きを踏まえつつ地方創生を推進するため、「第3期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第3期総合戦略」という。))」を策定します。

2 総合計画との関係性

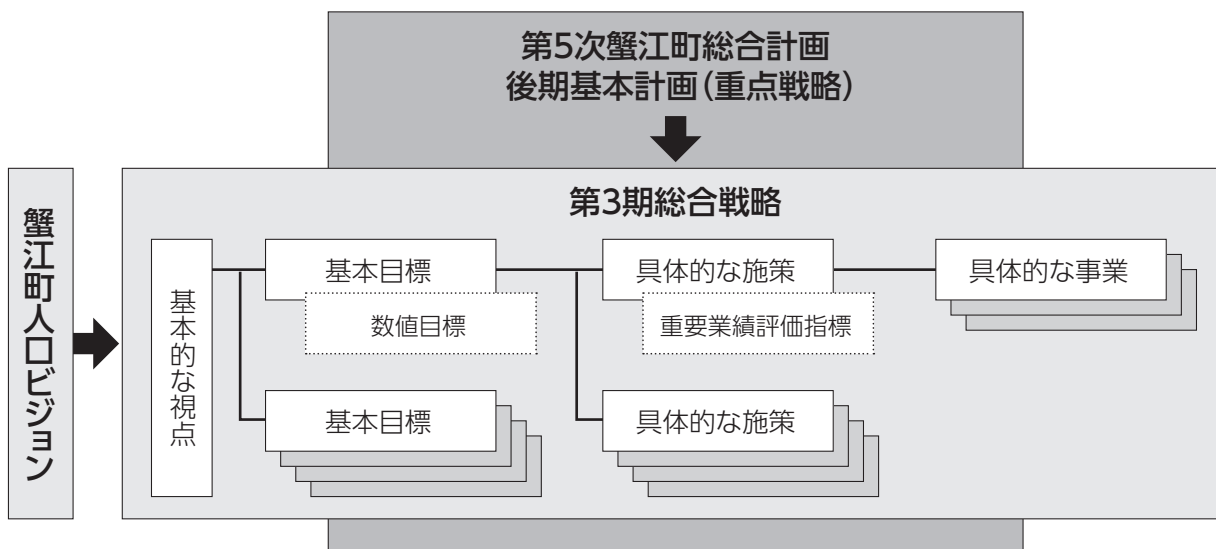
当町の最上位計画に位置付けられる「第5次蟹江町総合計画(以下「総合計画」という。))」の基本計画の重点戦略として、第3期総合戦略を位置付け、一体的に施策の推進を図るとともに、各個別に重要業績評価指標(KPI)を設定し、進捗管理します。



3 第3期総合戦略の構成

第3期総合戦略は、別に策定している「蟹江町人口ビジョン」による人口見通しを踏まえた上で、第2期総合戦略で定めた基本戦略の枠組みを踏襲しつつ、国の地方創生2.0基本構想を踏まえ、策定し直しました。

また、重要業績評価指標(KPI)についても、施策の進捗状況や効果を点検・管理するため、数値目標の見直しまたは新たな数値を設定します。



4 第3期総合戦略の推進期間

第3期総合戦略の推進期間については、中長期の社会・経済状況の変化を考慮し、第5次蟹江町総合計画推進期間の最終年に当たる令和12年度(2030年度)を目標年度とする5年間とします。

また、毎年度その進捗状況の確認と効果の検証を実施し、必要に応じて見直しを行います。

5 国や県の総合戦略との連携や制度の活用

総合戦略の実施においては、国や県の総合戦略に基づく施策と連携していくとともに、国の交付金や企業版ふるさと納税といった地方創生に係る各種補助制度等を積極的に活用して、当町の魅力向上につなげます。

1 基本姿勢

①国の考え方

第3期総合戦略の策定に当たり勘案すべき、国の「地方創生2.0基本構想」の基本的な考え方や施策の方向は以下のとおりです。

1. 目指す姿

「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本」を創る。

	①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」
	●自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出	●生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出	●若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出
目指す姿を定量的に提示	就業者1人当たり年間付加価値労働生産性を東京圏と同水準に など3つの目標	地域の買物環境の維持・向上を図る市町村の割合を10割に など5つの目標	魅力的な環境整備により、地方への若者の流れを2倍に など3つの目標
	関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出		AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る市町村の割合を10割に など3つの目標

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点

→ 令和の日本列島改造

人口減少への認識の変化

1 人口減少に歯止めをかけたための取組に注力

2 人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。

若者や女性にも選ばれる地域

1 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続

2 地域社会のアンコンジャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい/行きたいと思える地域をつくる。

人口減少が進行する中でも「稼げる」地方～新結合による高付加価値型の地方経済(地方イノベーション創生構想)～

1 企業誘致や産業活性化等を目指したが、連携や支援不足で伸び悩み(工場のアジア移転等)

2 多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

1 ICT活用やブロードバンド整備を目指したが、限定的

2 AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。

都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出

1 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば

2 関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結びつき、分野を超えた連携・協働の流れをつくる。

地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進

1 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がりに欠けた

2 産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進(例:「広域リージョン連携」)

3. 政策の5本柱

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

(3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

(4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

(5) 広域リージョン連携

②愛知県の考え方

愛知県では、「日本一気分で、すべての人が輝く、住みやすい愛知」をめざして東京一極集中にストップをかけ、日本の発展をリードしていけるよう地方創生に全力を尽くすため、第1期総合戦略の成果と課題等を踏まえて政策体系を見直し、下記のとおり7つの基本目標に取り組むことにしています。

基本的な考え方

人口減少局面に入ることは避けられないものの、人口減少にできる限り歯止めをかけ、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会を構築

若者の東京圏への流出を抑制するだけでなく東京圏から還流する取組を推進

新たに地域編を設け、県内各地域の人口動向と課題等を整理し、今後の方向性や具体的施策を示し、地域活力を維持

基本目標と施策

基本目標①	結婚・出産・子育て環境づくり	若い世代が希望を持って働き、暮らし、安心して出産・子育てができる環境をつくる。
基本目標②	人の流れづくり	企業誘致や大学の魅力向上、U/Iターン希望者と県内企業とのマッチング支援等により、東京圏への人口流出の抑制・還流を促す。
基本目標③	しごとづくり	時代の流れを力に変え産業競争力を高めるとともに、イノベーションによる「しごと」の創出、人材の育成・確保を進める。
基本目標④	魅力づくり	「ジブリパーク」を始めとした新たな魅力の発信などにより、国内外から人を引きつける魅力ある地域をつくる。
基本目標⑤	暮らしの安心を支える環境づくり	「人生100年時代」と言われる中、性別・年齢・国籍・障害の有無に関わらず、誰もが生涯にわたって活躍できる社会を実現する。
基本目標⑥	活力ある地域づくり	人口減少地域における「関係人口」の創出・拡大による活力ある地域づくりの促進を図る。また、経済・社会・環境が調和した持続可能な地域の実現に向けて、SDGsの理念を踏まえた取組を進める。
基本目標⑦	県全体のデジタル化の推進	デジタルの力を活用して、社会課題の解決や魅力向上を図り、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会をつくる。

出典：愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023-2027(愛知県人口問題対策プラン) 概要

2 めざすべき将来の方向性

第2期総合戦略の枠組みを継承することを基本姿勢とし、国の「地方創生2.0基本構想」を踏まえて、第3期総合戦略の推進に向けた基本戦略を掲げます。

新たな視点1 多様な人材の活躍を推進する

地方創生の一層の推進のため、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めます。活気あふれる地域をつくるため、若者、高齢者、女性、障がいのある方、外国人等、誰もが居場所と役割を持ち活躍できるまちづくりを促進します。

新たな視点2 新しい時代の流れを力にする

Society 5.0の実現に向けた技術(以下「未来技術」という。)の活用は、自動化により人手不足の解消や地理的・時間的制約の克服が可能であり、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、町民の生活の利便性と満足度を高める効果や地域の魅力を高める効果が期待されているため、未来技術の活用を推進していきます。

また、国は持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たっては、「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標(SDGs)の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の推進につなげることができるとしているため、当町においてもSDGsの要素を総合戦略に取り込み、地方創生の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





3 第3期総合戦略の推進体系

①重視すべき視点

中長期を見据え、総合的な観点から効果的な対策を積み重ねていくことが大切であり、今後、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間に於いて、特に以下の5つの視点を重視して、施策の展開を図っていきます。

○重視すべき視点① 「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

- ◇将来にわたり当町に暮らし、まちづくりを支える世帯を増やすため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- ◇人生100年時代を迎えた今日において、一人でも多くの町民が生涯現役として可能な限り長く元気に暮らせる社会を実現します。

○重視すべき視点② 「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

- ◇当町が有する歴史・文化資源について、新たな資源の掘り起こしや普及を進めるとともに、文化財の災害からの保護を含めた保存・継承を図ります。
- ◇誰もが健康で、積極的にさまざまな場面で活躍できるよう、生涯スポーツによる体力づくり・健康づくりの取組を促します。

○重視すべき視点③ 「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

- ◇町民が安心して快適に暮らし続けられるよう、地域生活における環境の向上を図ります。
- ◇日常的な安全・安心なまちづくりを推進するため、地域レベルでのきめ細かい防災活動を推進し、地域防災力の向上を図ります。

○重視すべき視点④ 「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり



- ◇当町の発展を支えてきた産業の持続可能性を高めるため、事業環境の向上を図るとともに、「かにえブランド」の確立を支援します。
- ◇名古屋市や広域交通拠点との近接性を生かし、多くの町民が便利で快適な暮らしができるよう適切な土地利用を推進します。

○重視すべき視点⑤ 「みんなで取り組む」元気なまちづくり

- ◇当町を取り巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に把握し、情報化を進めつつ、行政の効率化や財政の健全化等を推進し、より質の高い行政サービスを展開します。
- ◇誰もが活躍できる社会を形成するため、男女共同参画を推進する一方、増加する外国人住民を含めた多文化共生の推進を図ります。

②基本戦略・横断的な戦略の設定

めざすべき将来の方向性を実現するため、これまでの総合戦略の成果と課題等を踏まえ、第3期総合戦略では、次の4つの基本戦略と2つの横断的な戦略を掲げて取り組みます。

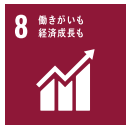
-  **基本戦略 ①** 稼ぐ地域産業の活性化、働き続けられる地域づくり
-  **基本戦略 ②** 地域へ呼び込む、つながり・魅力づくり
-  **基本戦略 ③** 妊娠・子育ての希望をかなえ応援する地域づくり
-  **基本戦略 ④** 住みたい・住み続けたい安全・安心な地域づくり
-  **横断的な戦略 ①** 多様な人材の活躍を推進し、誰もが主役になれる地域づくり
-  **横断的な戦略 ②** 未来技術を活用した次世代の地域づくり

各戦略における具体的な施策については、次のとおりです。

基本戦略

①

稼ぐ地域産業の活性化、働き続けられる地域づくり



【基本的方向】

- 連続的ににぎわいや活気を創出するため、地域密着型で営業している個人店や空き店舗・空き家の活用を積極的に支援します。
- 町内の経済活動を盛んにするとともに、既存の産業を活性化させることで、多様な仕事・雇用の増加を図ります。また、社会情勢の変化に対するセーフティネットの整備により、事業所経営の安定化を図るとともに新規事業所の立地や起業を促進することにより、豊かな地域を実現します。
- 農産物を活用した新商品開発、蟹江町産農産物のブランド化や販売ルートの構築、地産地消の推進等、市場の拡大に取り組むほか、後継者不足対策として多様な人材の就業支援による担い手の確保に取り組みます。
- 町内事業所における雇用拡大、従業員の確保を図るとともに、町内での新規創業者を増やすことにより産業の活性化を図ります。また、若年層や女性の職場復帰を支援することにより、多様な働き方・働き続けられる地域の実現をめざします。

【数値目標】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
町内の従業者数(経済センサス)	R2	13,498人	14,000人	R6	14,676人	14,600人

【重要業績評価指標(KPI)】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
融資決定延べ件数	R2	33件	30件	R6	18件	30件
商工会、商店街等によるイベント実施回数	R2	7回	10回	R6	5回	10回
空き店舗活用件数(累計)	R2	5件	10件	R6	5件	10件
農業算出額(推計)	R2	36千万円	37千万円	R5	73千万円	73千万円
町内における産直市年間延べ開催日数	R2	410回	470回	R6	420回	470回
新規創業事業所数	R2	8事業所/年	10事業所/年	R6	5事業所/年	15事業所/年
若者・女性就職相談件数	R2	4件	8件	R6	10件	10件

【具体的な施策】

(1) 事業所・商店街の活性化

○町内には技術や特産品を持つ特色ある事業所や、身近な場所で営業する店舗が多く立地していますが、社会情勢の変化により事業を縮小したり、継続できなくなったりするケースも多くなっています。そのため、事業の継続や新規分野への展開等の意欲を有する事業所や店舗を支援することにより、産業の活性化を図ります。

(具体的な事業)

① 事業所経営安定化事業

愛知県信用保証協会の小規模企業等振興資金のうち、小口資金の融資を受けた事業者または商工会が取り扱う日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた事業者に対し、融資に対する補助を行います。

② 事業所相互連携促進等事業

商工会の経営指導者や専門家と連携しながら、事業所の存続・継承するための経営指導、人材マッチング、他企業との連携等の適切な支援、助言を行う体制を整えます。また、商工会や商店街等が行うイベント開催等に対して積極的な支援を行い、地域活性化を促します。

③ 商店街空き店舗活用支援事業

商店街を中心に増加している空き店舗や空き家について、商店街の活性化や地域の課題解決をするため、商工会と連携しながら空き店舗の情報を整理・発信するとともに、店舗活用や新規出店希望者とのマッチングなど、民間主導での流通を支援します。

(2) 農業の保全と活性化

○当町の農業は、白いちじくや花きをはじめとした特色ある作物を栽培しており、これらは町の重要な産業や地域資源であるとともに、農地は地域の風景の重要な要素となっています。このため、農業の担い手・後継者の確保を進めるとともに、蟹江町産の農産物の価値を高めて町外に発信し、町産品を使ったおもてなし料理の開発や町民への消費を促進するなど、多方面から農業の活性化を図ります。

(具体的な事業)

① 地産地消促進事業

朝市は農産物の地産地消を促す有効な事業であるため、継続して実施するとともに状況に応じて拡充を検討します。また、花きの新たな市場開拓として国内のみならず海外向けに情報を発信し、販路拡大に取り組みます。

② 特産品開発・販売促進事業

町内外に認知されている白いちじくや花きを今後もふるさと納税の返礼品に取り入れ、かにえブランドの強化、並びに町の地域資源としてさらなるPRを図ります。また、商工会や各団体等と協力し、農産物を活用した特産品の開発に取り組みます。

(3)雇用促進と創業支援

○基本構想で掲げる計画目標人口を達成するためには、居住人口だけではなく、町内で働く従業者人口の増加も必要となります。そのため、町内事業所の雇用拡大、従業者の確保に向け、若年層や外国人の就業、女性の職場復帰を支援することにより、働き続けられる地域の実現をめざします。

(具体的な事業)

①蟹江の地場産業発信事業

町の特徴ある産業に取り組む事業所に目を向け、実際に企業取材するなどして得た情報を動画や町ホームページ、広報誌等で町内外へ発信することで、地場産業を振興します。

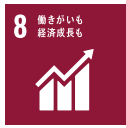
②若者・女性等の多様な働き方促進事業

大学や高校を卒業した後も未就職の若者や就職氷河期世代、外国人など幅広い町民の就職を促すため、若年者就職相談(出張相談)などマッチングイベント等の開催を通じて就職を支援します。

また、子育て中や子育て後の女性の働く場の確保や職場復帰等を支援するため、町と商工会が連携して雇用情報を収集するとともに、「あいち労働総合支援フロア」や「ママ・ジョブ・あいち(あいち子育て女性再就職サポートセンター)」等の相談窓口を紹介します。

③創業・業務拡大等支援事業

蟹江町・弥富市・大治町・飛島村と、各市町村商工会との共同で、「創業支援等ネットワーク」を形成し、連携を強化するとともに、創業や業務拡大に係る情報の収集・発信を行うことで、創業の進め方や融資相談、事業計画の作成支援など、それぞれの強みを生かした適切な創業支援を行います。



【基本的方向】

- 当町の定住環境の魅力を発信し、若者や子育て世代を中心に転出の抑制、転入の増加をめざします。
- 若者や子育て世帯だけでなく、現在住んでいる人も住み続けたいくなるような利便性と快適性を兼ね備えた、魅力的な住宅・住宅地の供給を促進します。
- 町民とともに地域独自の魅力や特徴を見つけ、SNS等の活用により広く当町の魅力を発信することで、町外から注目され、町民や出身者にとっての愛着が深い地域となることをめざします。
- 観光客の玄関口となる鉄道駅と地域資源である温泉をはじめとした、水郷の風景、須成祭等をレンタサイクルでつなぐことで観光客が町内周遊できる環境をつくり、効果的な誘客やにぎわい創出をめざします。

【数値目標】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
20歳以上49歳未満の町外からの年間転入超過者数	R2	▲39人	60人	R6	0人	60人

【重要業績評価指標 (KPI)】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
空き家等の延べ活用件数及び除却件数	R2	0件	15件	R6	41件	80件
移住定住サイト閲覧数	—	—	—	R6	4,447件	6,000件
まちづくり推進事業交付金申請件数	R2	20団体	25団体	R6	17団体	25団体
まちの魅力再発見イベント延べ参加人数	R2	3,287人	6,000人	R6	4,724人	6,000人
ふるさと納税年間寄付額	—	—	—	R6	20,929千円	30,000千円
レンタサイクル年間利用数	—	—	—	R6	164台	200台
町内の宿泊業、飲食サービス業の年間売上(収入)金額	R2	57億円(H28)	58億円	R6	67.7億円(R3)	68億円
観光交流センター「 ^{さいと} 祭人」のInstagramフォロワー数	—	—	—	R6	1,609人	2,500人

【具体的な施策】

(1) 若者、子育て世帯向け住宅・住宅地の供給促進

○空き家、空き地の活用や計画的な都市基盤整備等により、若者や子育て世帯の居住に資する住宅地の供給を図ります。

(具体的な事業)

① 空き家等活用促進事業

調査、リストアップした空き家等について、(公社)愛知県宅地建物取引業協会への情報提供を行うことで、協力しながら所有者等に有効活用を促し、住宅地の供給につながる利活用や除却による土地利用の転換等を推進します。

② 居住環境の整備事業

町外から転入しやすい住宅地を供給するため、土地区画整理事業等による良好な住宅地の整備・供給を進めます。また、既成市街地において、狭あい道路の解消等を通じて、住宅の建て替えを促進します。

(2) 転入したくなるまちづくりの推進とPR

○当町は移動や買い物の利便性が高く、とても生活しやすい地域であるものの、認知度が低いことから、生活する場所としての当町の状況を、優れている面のみならず劣る面への対応も含めて広く発信し、転居を考える町外の多くの人に、定住・転入候補地として考えてもらえるよう取り組みます。

(具体的な事業)

① 転入促進事業(シティプロモーション)

町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、当町の暮らしやすい魅力を分かりやすく編集・発行したガイドブックを活用し、各種イベントへの出展を通して、移住・定住を促す積極的な転入促進に取り組みます。

また、当町の情報やガイドブックの情報も含めて、SNS等を活用したデジタルプロモーションに取り組みます。

② コミュニティ推進事業

各小学校区、各町内会において行う地域活動を、まちづくり推進事業交付金として補助することにより、コミュニティ活動を推進します。

(3) 蟹江の魅力の発掘・再発見

○当町には、隠れた魅力がまだ豊富にあることから、町民が興味を抱き感じる魅力を共有しながら、町民が参加して地域資源として発見し、活用していく取組を行います。また、文化遺産についても、その価値を再認識して町民とともにSNS等を活用してプロモーションを行い、まちづくりに活用します。

(具体的な事業)

① まちの魅力再発見イベント開催支援事業

食を中心とした、観光地化事業の蟹江イベントを引き続き実施し、町外に対して当町の認知度を高めながら、町民の愛着を醸成します。

また、参加店舗をスタンプラリー等でつなぎ、共通ののぼり旗でPRするなど、プロジェクト化することで、イベント開催時以外にも、当町を訪れる仕組みを構築します。さらに、周遊を促進する取組として、町内各所に工場見学等の体験プログラムを事業化し、滞在時間の増加と滞在満足度の向上を図ります。

② 町民に対する蟹江町魅力発信事業

まだ知られていない当町の歴史・文化遺産を町民とともに掘り起こし、調査したうえで町ホームページ等により情報発信することで隠れた魅力を引き出すとともに、おうちミュージアムを充実させ、資料館収蔵資料の紹介や蟹江町検定クイズ等を行うことで、町民のまちへの誇りや愛着の醸成を図ります。

③ ふるさと納税活用事業

みりん、酒、白いちじく、漬物、自転車用部品等を活用したかにえブランドの特産品による返礼品の創出に加え、蟹江町内の温泉施設、飲食店、レジャーなどの観光資源を活用した感謝券などの返礼品を提供し、当町のPRを実施していきます。

また、ふるさと納税の返礼品確保等を契機として地元産業の活性化を図るとともに、企業版ふるさと納税と合わせて今後のまちづくりの貴重な財源として活用します。

④ 郷土料理支援事業

郷土料理や昔からある地域産品等を生かした新たな名物の開発支援、特産品を使った料理教室の開催等により、郷土料理の作り方や由来等を後世に伝える取組を実施します。

(4) 地域の活性化につながる観光の推進

○温泉、水郷の風景、須成祭をはじめとした多様な地域資源を活用し、まずは町民自身が町内を楽しく観光する、また、町民がまちの魅力を自慢しながら友人や家族を案内するような観光を基本として、町内の経済循環や定住促進につながる町内観光を推進します。

○日帰り温泉施設や足湯施設、観光交流センター「祭人」^{さいと}を拠点とした観光ルートを整備し、PRします。

○当町が有する多様な観光資源を生かした、地域・産業の活性化を担う人材を育成し、関係機関との連携等により長期間にわたって観光PRできる環境を整備します。

(具体的な事業)

① SNS等を活用した蟹江町魅力発掘発信事業

町内の魅力ある観光資源(温泉・特産品・体験プログラム・風景等)を映像化し、町、観光交流センター「祭人」^{さいと}及びかにえフィルムコミッションのホームページやSNS、町公式YouTubeへの投稿、イベントで上映するなど、当町に訪れてもらうきっかけを増やします。

また、当町の見どころをピックアップして日帰りコースを作成し、来町の動機付けをめざします。

② 周遊観光推進事業

町民や来訪者が近鉄蟹江駅・近鉄富吉駅・JR蟹江駅を起点として、水郷、尾張温泉、足湯かにえの郷、龍照院、観光交流センター「祭人」^{さいと}等の町内の名所や施設を自転車等で巡るサイクルツーリズムを推進し、当町の魅力を感じながら散策できるルートの魅力向上を図ります。散策ルートにおいては、地域と協力しながら、道路等の修景とともに、沿道に散策者向け店舗を立地し、にぎわいの創出に取り組みます。



妊娠・子育ての希望をかなえ応援する地域づくり



【基本的方向】

- 若者が希望をもって暮らし続けられるように、妊娠から育児、こどもの成長に至るまで、切れ目なくサポートできる環境や仕組みをつくることにより、子育てしやすい地域づくりをめざします。
- 仕事と育児等を両立でき、安心して働くことができる保育環境や幼児教育環境の整備を進めるとともに、親子が一緒に地域に出て、遊ぶことができる機会づくりに取り組みます。

【数値目標】

指標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
年間出生数	R2	319人	330人	R6	262人	230人

【重要業績評価指標(KPI)】

指標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
プレママサロン年間延べ参加人数	R2	120人	200人	R6	203人	230人
病後児保育利用のための事前登録者数	R2	7人	25人	R6	9人	25人
3歳未満児入所者数	R2	280人	350人	R6	247人	350人
外国にルーツを持つ小学校就学前の子どもへの支援施設数	R2	6施設	9施設	R6	8施設	9施設
学習支援事業開催回数	R2	5回	6回	R6	6回	6回
ファミリー・サポート年間延べ利用者数	R2	988人	1,000人	R6	460人	500人
3人乗り自転車貸出回数	R2	30台	30台	R6	30台	30台



【具体的な施策】

(1)次世代の健康づくりの応援

○若い世代が将来、より健康な状態で、質の高い生活を送ることができるよう支援します。

(具体的な事業)

①プレコンセプションケア等の推進事業

若い世代が性の知識や健康づくりの方法を身に付け、生かすことができるよう促します。

健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代のこどもたちをより健康にすることをめざすプレコンセプションケアを推進するとともに、心の健康づくりを支援します。

(2)妊娠・出産期の応援・支援

○妊娠・出産期の母親に対しては、妊娠から出産、子育てまでの一連の流れの中で切れ目のない支援とともに、地域における孤立の防止やメンタル面でのサポートなど、さまざまな支援やフォローアップが求められています。妊娠・出産期の母親が、みんなに見守られながら安心して出産や子育てができるように、行政、専門家、地域、先輩ママ等が協力し、家庭の状況に応じた機動的な支援が行える仕組みや機会を提供します。

(具体的な事業)

①プレママサロン開催事業

毎月開催することで、出産前の交流の場をつくり、妊婦の出産・育児への不安軽減を図ります。また、出産後も参加できる企画を通して、母親を継続的にサポートし、地域とのつながりを得る手助けをすることで、育児期における母親の孤立を防止します。

②病児・病後児保育事業

病気の回復期のこどもを、保護者が家庭で保育を行うことができない場合、一時的に施設で預かり保育をします。対象となる保護者にさまざまな手段・機会を通じて周知するなど事業の認知度を上げ、登録を促すことで事前登録者数の増加を図ります。また、対象年齢の拡大など利用者の意見を取り入れつつ、事業の見直しを検討します。

③妊婦等包括支援事業

妊娠届出時や妊娠期での転入手続きの際に、保健師・助産師等の専門職が面接を行います。健やかな妊娠・出産や生まれてくる赤ちゃんの健康につながるよう必要な情報提供を行い支援方針を決定します。

医療・保健・保育面で包括的なサービスが受けられることを具体的に案内し、面接結果からスーパーハイリスク妊婦や特定妊婦をリストアップし、切れ目のない支援につなげます。

定期的実施する要支援検討会等では、情報を共有するとともに、関係機関と連携し、包括的支援や虐待防止の視点で、支援の方針や支援の実施結果を話し合います。

(3) 保育環境、幼児教育環境の充実

○子育てしながら安心して働くことができる環境を整えるとともに、幼児期教育の質を向上させるため、保育環境や幼児教育環境の充実を図ります。特に、3歳未満児の保育の受け皿不足が課題になっていることから、保育所及び認定こども園による3歳未満児保育を強化します。また、外国にルーツを持つ子どもたちも地域の小中学校において不自由なく学ぶことができるように、就学前のプレスクールの充実を図り、学校教育につなげていきます。

(具体的な事業)

① 3歳未満児受入拡大事業

町内の保育所では、3歳未満児の受け皿が不足していることから、3歳未満児を受け入れる乳児専門保育所を設置する社会福祉法人や幼保連携型認定こども園を設置する私立幼稚園に対して、施設整備や運営に対する補助金を交付し、3歳未満児の受け皿のさらなる増加と潜在的な待機児童の解消を図ります。また、蟹江保育所を乳児専門施設として改修整備を行い、受入拡大を図ります。

② 保育料助成の拡充

町内の保育所、認定こども園等に対する保育料について、子育て世帯のニーズや財政負担等を考慮し、第2子からの保育料等助成を図り、多子世帯への子育て支援を進めます。

③ プレスクール事業

外国にルーツを持つ小学校就学前の子どもへの支援として、学校との連絡調整や学習習慣の確保に係る指導のための教室を開設します。また、新たな指導者の確保にも力を入れ、事業を継続します。

④ 学習支援事業

外国にルーツを持つ小中学校に通う児童生徒に対して、夏休みの宿題等の学習を支援します。



(4)子育て世帯への多様な支援

○日常的な保育サービスの他にも、一時的、緊急的な子育て支援、親子同士のコミュニティづくりなど、子育て世帯の多様な困りごとや悩みに対応することが求められます。このため、ファミリー・サポートや相談対応の仕組みを充実させるとともに、親子が積極的に地域に出て、コミュニティに加わることができるような機会づくりに取り組みます。

(具体的な事業)

①ファミリー・サポート充実事業

援助会員の登録増加に向けて、広報誌や町ホームページ等を利用して周知を強化し、子育てが一段落した依頼会員が援助会員に移行したいと思えるような方法を検討します。

また、委託先NPO法人との連携により、多様な人材に支援を求めることで賛助会員の拡大につなげるとともに、事業内容の拡充に努めます。

②3人乗り自転車活用支援事業

子育て世帯を対象に3人乗り自転車を貸し出します。保育所と役場窓口、広報誌による周知に加え、貸し出した世帯に対してアンケートを実施し、その結果を広報誌や町ホームページに掲載することで、さらなる事業の周知を図ります。また、老朽化している自転車を更新し、安全な事業を継続していきます。



基本戦略
④

住みたい・住み続けたい安全・安心な地域づくり



【基本的方向】

- 「施設面の充実」と「地域コミュニティの活性化」の相乗効果により、地震や風水害に対する防災力を向上させ、災害に強い地域づくりをめざします。
- 地域の防犯力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざします。また、交通安全施策では交通啓発等を実施し、交通死亡事故ゼロをめざします。
- 子どもの健全な成長と将来の自己実現を支えるための教育環境の充実を図るとともに、若者から高齢者に至るまで、生涯を通じた学びの環境を整えることにより、豊かな人生を送ることができる地域づくりをめざします。
- 老朽化への対策や防災・減災などの観点から、都市基盤施設・公共建築施設の長寿命化や計画的な更新を進めます。

【数値目標】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
町の防災対策に対する満足度 (住民意識調査)	R2	24%	40%	R6	24.6%	40%
学校教育や地域の教育環境に 対する満足度(住民意識調査)	R2	35.8%	40%	R6	31.2%	40%

【重要業績評価指標(KPI)】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
防災リーダー及び防災ボランティア コーディネーターの育成(累計)	R2	118人	128人	R6	132人	135人
消防団の活動に参加する住民数	R2	197人	197人	R6	197人	197人
防災訓練・学習会の実施回数(年間)	—	—	—	R6	18回	25回
避難所運営訓練(小学校区単位)	R2	3小学校区	5小学校区	R6	5小学校区	5小学校区
防犯カメラ設置補助団体数(累計)	R2	8団体	13団体	R6	16団体	20団体
自主防犯活動団体数	R2	27団体	27団体	R6	27団体	28団体
交通安全教室及び啓発活動の回数	R2	45回	50回	R6	20回	50回
町内の救急救命士有資格者数	R2	17人	19人	R6	16人	19人
町内の応急手当普及員の人数	R2	6人	7人	R6	10人	10人
町立小中学校のスクールサポーター数	R2	25人	30人	R6	28人	30人
毎日朝ごはんを食べる 小中学生の割合	R2	87%	90%	R6	82.8%	90%

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
住民もしくは地域主体のスポーツ行事年間延べ開催数	R2	5回	7回	R6	7回	7回
図書館行事参加者数	R2	—	1,000人	R6	964人	1,100人
図書館の児童図書蔵書数(12歳以下のこども1人当たり)	R2	9.8冊	10冊	R6	11.5冊	12冊
冠水苦情件数	—	—	—	R6	30件	0件

【具体的な施策】

(1) 防災意識向上の促進と防災コミュニティづくり

- 大規模地震や風水害などの災害については、関係機関と協力しながらハード面の防災対策を着実に行うとともに、町民と行政の協働の取組を基本としたソフト面の防災対策にも積極的に取り組みます。
- 町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、防災力が高い地域づくりを推進します。

(具体的な事業)

①避難所機能向上事業

災害発生時に停電や浸水が起きても各地域の通信手段を確保するため、町内22か所の指定避難所に配備済みの蓄電池を適切に維持管理・更新するとともに、必要な資機材の配備・導入を検討します。また、避難所における良好な生活環境の確保として、食料・水、毛布、照明器具、マット、トイレ処理剤等の備蓄品を整備します。また、これらの備蓄品については防災訓練時にも活用していきます。

②災害情報伝達手段整備事業

災害発生時の情報入手手段を確保するため、同報無線、防災情報メール、町ホームページ等、すべての町民に災害に関する情報が確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を図ります。

③防災ボランティア活性化事業

防災活動の必要性が高まる一方で、防災ボランティアの担い手が減少、高齢化しているため、若い世代の加入促進活動を行うとともに、地域等において防災ボランティアの活動紹介や理解を深める機会を設け、参加者の増加を図ります。

④消防団活性化・体制整備事業

消防団活動の活性化のため、イベント等での活動紹介や理解を深める機会を設け、積極的なPR活動を展開します。また、防火衣の定期的な入替えなど安全装備品の充実を図ります。

⑤地域防災力ナンバーワン事業

町内会等町民による避難所運営能力を向上させるため、避難所運営訓練を含めた防災訓練及び防災学習会を実施します。また、総合防災訓練、地域防災訓練において小学校区を単位とした避難所運営訓練の実施や、HUG(避難所運営ゲーム)等により、避難所運営能力の向上を図ります。さらに、区・町内会ごとに工夫した防災訓練の企画・実施、避難行動要支援者対策等を行いながら、地区防災計画の策定を促進しつつ、広域避難についても仕組みづくりや訓練を検討し、地域防災力の向上を図ります。

⑥水門遠隔監視制御事業

急な降雨に対応するため、デジタル技術を活用して、職員が現場に赴くことなく遠隔による水門の監視及び制御を行います。迅速な水位調整により、浸水リスクを軽減し、住民の生命・財産を守るまちづくりを推進します。

(2)地域の防犯力向上と交通安全の推進

- 地域の治安を向上させ、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるため、防犯施設や設備を充実させるとともに、町民一人ひとりの防犯意識を高めることにより、地域の防犯力の強化を支援します。また、幹線道路が多い当町において交通事故から町民を守るため、道路改良(ハード面)や交通安全意識の向上等(ソフト面)を組み合わせた交通安全対策を実施します。

(具体的な事業)

①防犯カメラ等防犯環境整備事業

公共スペースやアパート、マンション、貸し駐車場に設置する防犯カメラの設置に対する補助を継続します。また、駅周辺・幹線道路など不特定多数が利用する公共性の高い場所には、町が防犯カメラを設置及び更新することで犯罪の抑止となり、地域の防犯力向上を図ります。

②地域防犯活動充実事業

地域の防犯活動を担う自主防犯団体や青色パトロール隊が継続して活動を行えるよう支援するとともに、警察等の関係機関と連携して住宅防犯診断や青色パトロール講習を行うなど、防犯活動団体のモチベーション維持とさらなる活性化を図ります。

③交通安全啓発事業

年間を通して、子どもや高齢者、障がい者等を対象とした交通安全教室や、交通講話を開催します。また、交通指導員をはじめ、蟹江警察署や関係機関と連携し、主要幹線道路や町内の大型スーパー等で啓発活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚を図ります。

④生活安全事業

消費トラブルは多種多様となり、特に高齢者に対する振り込め詐欺やフィッシング詐欺、子どものインターネットトラブル等を未然に防ぐために、海部地域消費生活センターと連携して、消費生活相談業務の拡充を図るとともに周知方法を工夫していきます。

(3)救急体制の充実

- 地域の中で不慮の事故や急病になっても的確に対応するため、救命救急や応急手当に関する設備の充実、技術や知識を有する人の養成、町民への応急手当方法の普及等を行うことにより、町民の命の安全性を高めていきます。

(具体的な事業)

①救急救命士養成事業

救命率の向上を図るため、救急車1台に2人の救命士が乗車する体制を確保します。また、消防隊員に対する救急救命士の養成を行い、適正な人員の確保に取り組みます。



② 応急手当普及員養成事業

応急手当普及員の資格を取得している女性消防団員に3年ごとの再講習を受講してもらうことで、地域の救急講習会において応急手当の重要性、知識・技術の指導ができる人材の確保を図ります。

(4) 教育環境の充実

- 当町のすべての子どもたちが、誰もが夢を持ちながら安心して学ぶことができるように、きめ細かな取組を行うことで学校教育の充実を図ります。
- 地域の大人たちと交流したり、将来を考えたり、健康・体力づくりを行うなど、子どもたちの可能性を高めるため食育の推進等に取り組めます。
- 子どもたちが、継続した文化、スポーツ活動に幅広く取り組むことができるように、中学校部活動の地域展開を進めます。

(具体的な事業)

① 補助教員の充実事業

支援を要する児童生徒に対応するため、学校との連携を密にして現場のニーズを汲み取るとともに、スクールサポーターの増員や雇用時間の増加等、支援の充実を図ります。

② 給食費補助事業

児童生徒に、安定的な栄養バランスを考慮した食材が使用できるように、物価上昇等を踏まえた給食費に対する補助を行います。

③ 食育推進事業

給食センターから食に関する正しい知識の情報発信を強化、拡大することを基本的な方針として、児童生徒の健全な食生活を実現させるための多様な取組を実施します。また、児童生徒のみならず保護者にも食育推進の重要性を伝えていくため、給食試食会の開催など各小中学校と連携して食育を推進します。

④ 中学校部活動の地域展開事業

中学校部活動において、既存の種目に加えて、部活動にない種目を取り入れることで、生徒が幅広い選択肢を持つことができるよう、指導者の確保や体制整備等、関係機関と連携し地域展開を進めます。

(5) 生涯学習・生涯スポーツ・健康づくりの促進

- 誰もが仲間同士、あるいは一人でも、楽しく気軽に学んだり、スポーツ活動を行ったりできる場や機会を提供します。
- 町民同士の交流を増やし、充実した生活、生きがい、さらには健康づくりを促進します。

(具体的な事業)

① 生涯学習事業

幅広い分野の講座、教室を開催し、さまざまな人の生涯学習活動のきっかけづくりとなる機会を提供するとともに、生涯学習活動の成果を広く発表、共有できる事業を展開し、学習意欲の向上を図ります。

②生涯スポーツ事業

競技スポーツだけではなく、気軽に楽しめるニュースポーツを取り入れたイベント等を計画します。また、スポーツ推進委員や生き生きかにえスポーツクラブ等との連携をより密にし、地域に根差した事業を支援することでスポーツ活動の充実を図ります。

③キラッとかにえマイレージ事業

事業の周知と参加を促すとともに、庁内の各部署や職域等と連携することで、世代を問わず、地域・職場ぐるみでも健康づくりに取り組める環境の整備を図ります。また、商工会等をはじめとしたさまざまな機関との連携を通じて、事業に賛同する民間企業を増やし、地域における健康づくりを推進します。

④図書館行事開催事業

親子で参加できる行事や、子どもたちに本の面白さを伝える「読み聞かせボランティア」の養成講座等を開催し、利用者に親しまれ、愛される図書館をめざします。また、多様な児童書を収集し、蔵書を充実させることにより、多くの子どもたちや子育て世代の利用者の増加を図ります。

⑤町立図書館・学校連携事業

小中学校と図書館との連携を図る場を定期的に設け、各小中学校への図書館職員の訪問や学校図書室へ図書館の資料を貸し出す事業を推進し、子どもが学校図書館や図書館の本に触れる機会の増加を図ります。

(6)公共施設の維持管理・長寿命化

- 公共施設のあり方とその維持管理、運営について、「施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ」、「公共施設等の維持・更新に係る経費の軽減・平準化」、「施設総量の適正化」の基本目標を掲げ、「公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設の適正管理を実施します。
- 建設から長い年月が経ち、老朽化に伴う不具合が生じている施設が見られるため、修繕等、適切に整備を行い利便性の高い施設とします。

(具体的な事業)

①町体育館の空調設備設置及びLED化事業

地球温暖化による近年の気温の上昇に対応するため、町体育館に災害時でも使用できる空調設備を設置する等、通常時の快適な利用だけでなく、避難所として機能が発揮できるようにするとともに、照明のLED化など施設整備に取り組みます。

②上水道の管更生

老朽化した管路を計画的かつ効率的に耐震管への更新を進めていきます。

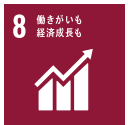
③下水道管きょ布設事業

下水道未整備地域への普及拡大を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び処理機能の改善を促進します。

④消防庁舎改修事業

消防広域化の動向を踏まえつつ、老朽化した消防庁舎の建て替えを行い、各種災害及び大規模災害に対する活動拠点の強化を図ります。

多様な人材の活躍を推進し、誰もが主役になれる地域づくり



【基本的方向】

- これからの地域づくりにおいては、子ども・女性・若者・外国人など、多様な考え方や価値観が尊重されることが重要であることから、さまざまな場面において誰もが主役になり、活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 仕事と育児・介護等を両立でき、多様な働き方を選択できる職場環境の整備促進に向け、時間外労働の抑制や休暇取得を推進し、フレキシブル制度やリモートワークなど多様な働き方・効率的な働き方の啓発に取り組みます。

【数値目標】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
子ども・女性・若者が参加する住民団体と町との協働事業数	R2	9事業	12事業	R6	9事業	12事業

【重要業績評価指標(KPI)】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
人権教室への延べ参加住民数	R2	30人	100人	R6	550人	650人
子ども・女性・若者を対象としたまちづくりミーティングの開催	R2	毎年度開催	毎年度開催	R6	年2回	年2回以上
多世代交流施設年間延べ利用者数	R2	123,382人	140,000人	R6	118,900人	140,000人
年次有給休暇取得日数(町職員)	R2	7.94日	10日	R6	12.6日	13日
育児休業取得率(町男性職員)	R2	14.3%	40%	R6	25%	50%

【具体的な施策】

(1)多様な主体の共生と交流

- 地域において、子ども・女性・若者・外国人など多様な主体が活躍できる場を増やすとともに、社会参画への意識を高め、子ども・女性・若者の意見、考え方が尊重される地域共生社会の実現をめざします。

【具体的な事業】

①人権施策推進事業

人権擁護委員による啓発活動、中学生による街頭啓発など、事業所・団体等との連携により、人権意識の醸成を図ります。また、町職員に対して、定期的に研修を開催し、人権や多様性に関する理解の向上と意識の醸成を図ります。

②多世代交流促進事業

温泉を利用した健康づくり、子育て支援、ボランティア団体の活動拠点などさまざまな機能を兼ね備える多世代交流施設「泉人」^{せんと}は、こどもから高齢者までの幅広い世代に交流の場として親しまれており、引き続き子育て世代や若年層向けの事業を更に充実させることで、より多くの世代が集い、気軽に交流できる機会を提供します。

③多文化交流事業

外国人住民と地域住民との相互理解や多文化共生社会への理解を深めるため、外国人住民と地域住民が一緒に学べるイベントや姉妹都市交流などを通して、異文化に対する理解を深めるとともに、多様な人々が交流できる機会を提供します。

(2)町民・事業所・行政の連携・協働

- こども・女性・若者・外国人など多様な主体が地域で活躍するためには、各種団体の積極的な参画が重要です。そのためにも、大人や高齢者によるサポート、知恵や技術の伝承が不可欠であることから、さまざまな世代の町民が交流できる場を増やすとともに、世代を超えて一緒に活動できる機会の充実を図ります。
- 男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場づくりや、多様な働き方を選択できる職場環境の整備促進に向け、従業員の仕事と生活の調和に取り組む企業の拡大や多様な働き方・効率的な働き方の啓発に取り組めます。

(具体的な事業)

①世代別等まちづくりミーティング開催事業

町長と町民が直接対話する機会として実施されているまちづくりミーティングについて、こども、若者などの年代別や子育て中の親などを対象として開催することで、こども・女性・若者をはじめとした幅広い世代の意見を町政に反映させ、まちづくりへの参画を促進します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

愛知県内で毎年行われる強化月間において、啓発グッズを配布するなど、企業に対して働き方改革を啓発します。また、企業が積極的に年次有給休暇の取得を推進するため、町職員に対しても年次有給休暇の効果的な利用を促し、健康維持増進に努めます。

未来技術を活用した次世代の地域づくり



【基本的方向】

- 地域が抱える課題を解決するだけでなく、持続可能な発展と豊かな暮らしを実現する新たな社会モデルを形成するため、情報格差を減らしつつ、未来技術を有効に活用することで、多様なニーズに合った地域づくりを進めます。
- 限られた人員のなかで、町職員が複雑で多岐にわたる業務を効率的かつ効果的に遂行するため、デジタル技術を適切に活用し、事務事業の簡素化や住民サービスの向上、多種多様な地域社会の課題解決と魅力創出を図ります。

【数値目標】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
行政手続きのオンライン申請数	—	—	—	R6	6,409件	10,000件

【重要業績評価指標(KPI)】

指 標	第2期策定当初			第3期策定時現状値		第3期目標値
	年度	基準値	目標値(R7)	年度	現状値	2030(R12)
町公式LINE登録者数	—	—	—	R6	—	2,500人

【具体的な施策】

(1) デジタル技術の活用と行政サービスの向上

- 各種行政手続きの簡素化、職員の事務効率化の観点から、オンライン申請の充実やキャッシュレス決済の導入を検討します。
- オープンデータの充実を図り、町民や企業と協働し地域課題の解決と魅力創出を検討します。また、町民の多様なニーズを的確に捉え、先進的なデジタル技術を活用し、行政施策に反映させる仕組みを検討します。
- デジタル社会が進む一方で、高齢者等がインターネット環境やICTスキルの不足により、必要な情報やサービスから取り残されてしまうリスクがあるため、多様なニーズに合った地域づくりをめざし、デジタルデバイド対策を検討します。

(具体的な事業)

① 事務事業の見直し(BPR)に伴う業務の効率化(バックヤード改革)検討事業

紙ベースや手作業で行っていた申請書類の作成や管理、情報の収集・整理といった作業を電子化、自動化(AI-OCR、RPA)することで、ペーパーレスの推進、事務時間短縮をめざします。

②行かない窓口推進事業

住民が自宅や外出先等いつでも・どこでも各種申請手続きが行えるよう、オンライン申請の充実を推進します。また、コンビニでの証明書交付事業についても住民ニーズを把握し、拡充を検討します。

③書かない窓口(フロントヤード改革)検討事業

マイナンバーカード等の券面情報を読み取り申請書に転記することで、住民が窓口での多種多様な申請書記入の煩雑さや窓口の混雑を解消し、住民との接点にきめ細やかな対応を実現するため、導入に向けた検討を行います。

④キャッシュレス決済等検討事業

窓口での証明書等の手数料やオンライン申請時の各種申請に対する手数料や使用料等をキャッシュレス決済できるように導入を検討していきます。

(2)未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上

○デジタル人材は、これからの当町を担う未来技術を駆使できる人材となり、町内事業者や高齢者等デジタル化に課題を抱える地域課題(デジタルデバイト)解消にもつながるため、積極的に育成・支援を行います。

(具体的な事業)

①デジタル人材育成支援事業

デジタル技術を駆使できる人材の確保、育成を行うとともに、ノウハウを町内事業者や高齢者等が活用できるよう支援を行っていきます。

②地域社会の課題解決に向けたデジタル技術の活用事業

当町は少子高齢化や労働人口が減少する半面、外国人人口は増加傾向にあり、地域におけるさまざまな課題の解決に向け、多言語対応の案内システムや文章作成やデータ分析、それに伴う事業の企画・立案に効果的な生成AI等の先進技術の導入を検討します。また、緊急時の避難情報や災害情報、子育て情報や町の魅力発信を的確かつ効果的に行うため、町公式LINEの導入を検討します。

第4編

基本計画 分野別計画

分野1	子育て・健康・福祉	50
分野2	教育・文化	64
分野3	環境・安全	74
分野4	都市基盤・産業	86
分野5	行財政・共生	102

1-1 子育て包括支援

施策がめざす蟹江町の将来の姿

◇妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない対応や支援により、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、蟹江町のこどもの健やかな成長につながっています。

現状と課題

- 子育て家庭への支援については、2か所ある子育て支援センターや各小学校区にある児童館等で親子を対象としたさまざまな子育て事業を展開し、また、2か所での一時預かり事業の実施や病後児保育など子育て支援サービスの充実に努めています。
- 子育てに関するアンケート調査では、地域の子育て支援サービスの認知度は高いが、利用していない人が7割以上となっており、情報提供のみにとどまらない、より具体的な取組を構築し、ニーズに合った内容を展開していくことが必要となっています。
- 令和6年度に新設されたこども家庭センターではサポートプランを作成し、出産・育児の悩みへの早期対応に取り組むとともに、妊娠前からの切れ目のない支援が求められます。
- こどもの虐待については、子どもを守る町民意識を高めるとともに、潜在的な虐待の早期発見や未然防止のため、地域や関係機関との密接な連携が求められます。
- こどもの貧困やひとり親家庭の増加など、社会的・経済的な支援を必要とする家庭が増加しています。すべてのこどもの健全な育成を図るためには、児童扶養手当や遺児手当、子ども医療費助成などの経済的な支援と合わせ、就労支援や資格取得支援などの幅広い支援が必要となっています。
- こどもや若者をまん中に、社会全体で子育てを支援する環境づくりが求められています。こどもや若者、子育て当事者の意見を取り入れながら、こども・子育てにやさしい社会づくりを推進する必要があります。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
地域における子育て支援に関する満足度 ※蟹江町子育てに関するアンケート調査	%	R1	26	R6	28.9	30	35
子育てしやすい環境に関する満足度 ※蟹江町子育てに関するアンケート調査	%	R1	55.4	R6	55.6	58	60

関連個別計画

蟹江町こども計画(第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画)

単位施策1 次世代の健康づくり・周産期支援

(1)次世代の健康づくり

- ①自身がより健康になって輝き続けることができるよう、男女ともに若い年代から健康に関心を持ち健康管理を行うように促すプレコンセプションケアを推進します。

(2)周産期支援

- ①安全・安心な分娩を迎えるためには、適切な時期に妊婦健診を受診することが望ましいことから、妊産婦健診の受診の推奨や、負担軽減等の取組を行います。

単位施策2 子育て支援

子育て支援の充実

- ①妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、専門職による相談対応を行うとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整等により、妊娠・出産から切れ目のない支援を引き続き充実させます。
- ②子育て支援センターにおいて、子育てに関する疑問や不安の解消を図るための情報提供や相談対応を行うとともに、NPO等との協働により、子育て親子の交流の場を提供します。

単位施策3 児童虐待の防止

児童虐待対応

- ①件数が増加し内容も深刻化する児童虐待に対し、学校・医療機関・児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力体制を整えます。
- ②児童虐待の未然防止や事態の深刻化防止のため、民生・児童委員等と連携しながら見守りや声掛けなどを行うとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、オレンジリボン等を活用した啓発活動を実施します。

単位施策4 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策の推進

- ①ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、遺児手当の給付、相談対応、就労に結びつく資格取得の促進など各種制度を活用し、経済基盤の確立のための支援を行います。
- ②こどもの貧困対策として、NPO等による居場所づくり、学習支援、子ども食堂等の取組を支援します。

1-2 保育、幼児教育、学童保育

施策がめざす蟹江町の将来の姿

◇こども・子育てに対する支援などの制度が町民に認知され、必要とする人が安心して利用できる環境が整い、蟹江町のこどもの健やかな成長につながっています。

現状と課題

- 核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、保育ニーズが増加し、多様化が進んでいます。令和6年度現在で、保育所等の早朝延長保育の施設数は10か所、一時保育の施設数は2か所です。また、病後児保育は開業医と連携して1園で設置しています。
- 低年齢による保育所入所ニーズの増加に対応するため、乳児専門施設を設置するとともに、幼稚園の認定こども園化を進め、乳児の受け皿を増やしています。
- 令和元年10月からは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべてのこどもたちの利用料の無償化が始まっています。
- 多様化する保育ニーズに対応するためには、保育士人材の不足が課題となっています。保育士の発掘による人材確保と体制づくりが急務となっています。
- 学童保育については、当町の取組として、小学6年生までの児童が通年で利用できるように拡充しています。女性就労の増加により学童保育所への入所希望者の増加が想定されるため、場所の確保、支援員の確保及びスキルアップが必要となっています。
- すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を強化するため、こども誰でも通園制度が創設されました。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
保育サービスなど児童福祉に関する満足度 ※蟹江町子育てに関するアンケート調査	%	R1	51.6	R6	51.6	60	60

関連個別計画

蟹江町こども計画(第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画)

単位施策1 就学前の児童に対する保育サービス・幼児教育の充実**(1) ニーズに応じた受入体制の整備**

- ①多様化する保育ニーズに対応するため、時間外保育など保育サービスの充実を図るとともに、町ホームページや広報誌等を活用した、分かりやすい情報提供を行います。
- ②ICTの導入や保育環境の向上を図るとともに、既存の保育所施設の老朽化に対応するため、修繕や改修工事を計画的に行います。
- ③保護者の負担軽減を図るため、3歳から5歳までのこどもに加え、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもに対し、引き続き保育所及び幼稚園の利用料無償化を行います。
- ④こどもの育ちを応援し、すべての子育て世帯を支援するため、町内の保育施設において、こども誰でも通園制度を導入します。

(2) 幼児教育の推進

- ①保護者の幼児教育費用の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園利用料に対する補助を引き続き行います。
- ②幼稚園の健全な運営を支援するため、運営費等に対する支援を引き続き行います。

(3) 小学校への円滑な就学の促進

- ①保育所等に通う未就学児を対象に、保育所・幼稚園と小学校との交流などを実施し、小学校生活を円滑に始めることができるような取組を行います。

単位施策2 学童保育の充実**学童保育の充実**

- ①増加する保育のニーズに対応するため、学童保育所として活用する施設の確保を図ります。
- ②保育の質の確保・向上を図るため、指導員に研修の受講を促し、より良い保育の提供に取り組みます。

1-3 高齢者福祉

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるようみんなで支え合って暮らしています。
- ◇高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるための場所や機会が充実しています。

現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴い65歳以上の高齢者人口の増加は続いており、2025年には町の高齢化率が26%を超えました。今後も高齢者人口、特に75歳以上の高齢者が増加すると予測されます。
 - 高齢化が進む中で、「第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果により、介護予防・保健福祉に関して、今後、町に力を入れてほしいこととして「高齢者へのホームヘルパー・デイサービスなどの生活支援の周知・充実」が35.6%と最も高く、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりが求められます。
 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体による支援体制を整備し、医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が望まれます。そのうえで、幅広く多様な支援を行うため、介護サービスの質の向上及び量的な確保が必要となっています。
 - 長寿化が進む中で健康寿命を延ばすために、高齢者の健康増進及び社会参加をより一層推進し、生きがいづくりや介護予防につなげることが求められます。
 - 当町においては、要介護高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加しており、地域全体で支える体制の構築が重要な課題となっています。こうした状況を受け、令和5年度には「認知症あんしんガイドブック」を改訂し、認知症に関する正しい知識の普及、早期対応の重要性の周知、地域資源の案内などに取り組んでいます。
- また、共に支え合う地域づくりを進めるためには、認知症サポーターの養成などを通じた支援の担い手の育成が必要です。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
認知症予防・介護教室の参加数(延人数)	人	H30	3,167	R5	2,718	3,300	3,500

関連個別計画

蟹江町第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

単位施策1 地域包括ケア、地域での支援体制

地域包括ケアシステムの推進

- ①高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を営むための地域包括ケアの深化・推進に向けて、医療関係機関・団体、介護サービス事業者、社会福祉協議会等と連携し、地域における在宅医療・介護連携の取組を継続します。
- ②高齢者の在宅生活を支え、要介護状態にならないようにするため、地域においてボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等と多様な主体による体制を構築し、重層的な生活支援・介護予防サービスを提供します。
- ③ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者が、安心して地域で暮らし続けることができるよう、配食、安否確認、緊急時対応等の生活支援の充実を図ります。

単位施策2 介護の充実、介護予防、介護人材育成

(1) 介護サービスの充実及び適正化

- ①今後高齢者が増加しても、介護サービスを必要とする人に、公平に良質なサービスを持続的に提供していくため、必要な基盤の整備やサービスの質の向上を図りながら、必要に応じて介護給付等の費用の見直しを図ります。

(2) 介護予防の推進

- ①高齢者が継続して自立した生活を送ることができるよう、各種介護予防教室の開催等、生活機能の維持・向上のための取組を行います。
- ②地域の高齢者が自ら介護予防活動に参加し、主体的・継続的に取り組むための支援を行うとともに、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを促進します。

単位施策3 認知症対策、認知症予防、認知症にやさしい地域づくり

(1) 早期の認知症対策

- ①認知症は初期の対応がその後の進行に大きく影響することから、関係機関と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を構築します。

(2) 認知症への理解促進

- ①認知症高齢者を地域全体で支えるため、認知症の理解に向けた普及啓発の取組を行います。
- ②認知症高齢者や家族、認知症サポーター、町民等が誰でも気軽に集い、相談や情報交換ができる場を設置し、運営します。

1-4 障がい者(児)福祉

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇障がい者(児)が利用できる福祉サービスが整うとともに、障がいに対する地域の理解が進み、安心して暮らせるまちとなっています。
- ◇「ハード」も「ソフト」もバリアフリーな地域となっています。

現状と課題

- 障害者手帳を所持する町民は、約1,800人となっており、最近では精神障害者保健福祉手帳を所持する町民が増加しています。また、社会の認知が進んだことにより、発達障がい有する人も増加しています。
- 障がいに対する認知度の向上と福祉サービスの充実等の影響により、障がい福祉サービスを利用する人数やサービス利用量は、ともに増加しています。
- 一方で、町内における障がい福祉サービスの提供事業所は増加しているものの、提供可能なサービスに偏りがあり、入所施設、重度障がい者(児)サービスがない状況です。事業所の誘致や町外事業所との連携を図るなど、サービス提供体制の充実を図る必要があります。
- 当事者や家族からの相談窓口を社会福祉協議会等に設置していますが、相談件数が増加し、生活、就労、社会活動等相談内容が多様化していることから、相談支援専門員の充実が必要となっています。
- 親亡き後の生活に関する課題が増加しつつあることから、障がい者(児)を地域で支えていく仕組みの構築が急務となっています。
- 地域で暮らし、地域全体で支えていくためには、障がい者(児)に対する地域の認知・理解の向上が引き続きの課題となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
障害者差別解消法の認知度 ※障害者計画アンケート調査	%	R2	30.5	-	-	40	50
成年後見制度の認知度 ※障害者計画アンケート調査	%	R2	56.6	R5	66.0	60	70

関連個別計画

- 蟹江町障害者計画
- 第7期蟹江町障害福祉計画
- 第3期蟹江町障害児福祉計画

単位施策1 障がい者(児)への福祉サービス

自立支援給付サービスの提供

- ①障がい者(児)が必要な福祉サービスを利用できるよう、関係機関と連携し相談支援体制を充実するとともに、サービス提供体制を確保します。
- ②地域の障がい者(児)の状況に応じた柔軟なサービスを提供するため、障がい者(児)や家族等の意見を聞きながら、適切なサービスの量と質を確保します。

単位施策2 障がい者(児)の自立支援と社会参加

(1) 就労支援

- ①就労支援施設の利用者が一般就労に移行できるように、社会福祉法人やNPO等と連携して、就労移行支援事業所の誘致を推進するとともに、関係機関と連携して企業等の障がい者雇用を働きかけます。

(2) 障がい児支援

- ①心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある乳幼児が社会生活適応能力や基本的生活習慣を身につけることを支援するため、療育の機会を設けるなどの取組を行います。
- ②児童発達支援センターを設置し、関係機関と連携して、障がいのある児童及びその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を提供する体制を整えます。

(3) 障がい者(児)の自立支援体制

- ①障がい者(児)が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、海部南部権利擁護センターの障がい者基幹相談支援部門と連携し、障がい者(児)の日常的・社会的生活を総合的に支援していく体制を整えます。

単位施策3 地域の理解・啓発

障がいに対する理解促進

- ①障がい者(児)が外出したり、施設を利用しやすい環境を整えるため、公共施設や民間施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインを促進します。
- ②障がい者(児)も含めた地域共生社会を実現させるため、障がい者(児)に対する理解促進と意識啓発に取り組みます。

1-5 地域福祉・生活困窮対策

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇多様な人の参加により地域福祉活動が盛んになり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。
- ◇支援を必要とする人に対して、ニーズに応じた福祉サービスが提供され、誰もがその人らしく生き生きと暮らしています。

現状と課題

- 少子高齢化の進展や核家族・単身世帯の増加等を背景として、家族や地域のつながりや支え合いが希薄になるとともに、困りごと複雑化しており、家族や地域に関する福祉的な課題は増加かつ多様化しています。
- この課題を踏まえて、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域共生社会の実現をめざす取組を進めてきました。
令和8年度から新たにはじまる「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」においても第2次の基本的な考え方を継承しつつ、町民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を持ち、互いに協力しあえる地域づくりを推進する取組を進めていきます。
- 「住民同士の支え合い・地域福祉活動に関する満足度」、「ボランティア活動への参加人数」等の指標は増加傾向になく、地域福祉の重要な要素である町民の地域のつながりや支え合い意識等は、高い状況とはいえません。
- 当町にも多くのNPOやボランティア団体が活動していますが、担い手の高齢化や後継者不足といった課題を抱える団体も多くなっているため、ボランティアに対する町民の意識向上とともに、気軽にボランティアに参加しやすい仕組みづくりが求められます。
- 被生活保護世帯は、この5年間で1.2倍に増加しています。社会構造の急激な変化に伴い、失業や病気退職等を理由に収入を失うことが多くなっており、被生活保護世帯や生活困窮者への自立支援が求められます。
- 障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定等、障がい者の権利利益の擁護に関する法整備が進められました。
- 虐待からすべての人を守り、尊厳を保持するため、人権意識を啓発するとともに、虐待の早期発見、早期対応への取組の充実が必要となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
「住民同士の支え合い・地域福祉活動」に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	24.1	R6	22.5	27	30
「ボランティア活動(福祉活動)」に参加している町民割合 ※住民意識調査	%	H30	3.3	R6	3.4	5	10
ボランティア団体登録数 ※蟹江町社会福祉協議会への登録団体数	団体	R1	17	R6	24	20	30

関連個別計画

第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画
蟹江町人権施策推進計画

単位施策1 地域福祉の推進

(1) 多世代交流や福祉教育の推進

- ①地域福祉に対する町民意識の向上を図るため、多世代交流の場や機会をつくるとともに、学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の充実を図ります。

(2) 地域福祉推進体制の整備

- ①町全体で地域福祉を推進するため、社会福祉協議会等と連携し、地域主体により福祉を進める組織体制を整備するとともに、コーディネート体制を強化します。

- ②既存制度の枠組みにあてはまらない方や、複数の生活上の課題を抱えている個人・世帯の問題の支援ニーズに対応するため、包括的な支援制度を構築します。

(3) 地域福祉の多様な担い手育成

- ①地域福祉の多様な担い手づくりを推進するため、社会福祉協議会と連携してボランティア推進体制を充実させるとともに、各地域における民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体、NPO等と連携を強化します。

単位施策2 生活困窮者の支援

(1) 相談体制の充実

- ①複合的な課題の解決に向けた包括的な支援につなげるため、民生委員・児童委員、町内会、関係機関等との連携により生活困窮者の把握に努めるとともに、相談体制を充実させます。

(2) 生活困窮者の自立支援

- ①生活困窮者に対し、県のケースワーカーや支援員と連携し、生活保護制度に基づく自立支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、各種生活資金貸付制度の活用を促進します。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者のこどもに対する学習支援等の取組を行います。

(3) 生活保護制度の運用

- ①生活困窮者に対する生活保護制度を、関係機関と連携して円滑かつ適切に運用します。

単位施策3 虐待防止・権利擁護・成年後見制度

(1) 高齢者・障がい者に対する虐待防止

- ①高齢者・障がい者等に対する虐待を未然に防止し、身体的・心理的等の理由による虐待の問題解決を図るために、町民等の協力のもと、関係機関による連携体制を構築します。

(2) 認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援

- ①認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援及び権利・財産を守るため、関係機関等と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・啓発、利用促進を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進・担い手の確保や育成

- ①支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で生活を続けられるよう制度の周知を行います。海部南部権利擁護センターとともに、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を作り、権利擁護支援の担い手確保や育成を進めます。

1-6 健康増進

施策がめざす蟹江町の将来の姿

◇地域や世代間の相互扶助が機能し、すべての町民が希望や生きがいを持ち健康で幸せに暮らせる社会となっています。

現状と課題

- 当町の人口推移をみると、子どもや若者の人口減少に対し、高齢者の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 「生活リズムを常に意識している」町民の割合や、「ご近所との交流がある」町民の割合が減少しています。そのため、誰一人取り残さない健康づくりの取組や、社会環境との関係性も重視した健康づくりの視点を踏まえた町民の健康増進に向けて「かにえ活き生きプラン21(第3次)」に基づく計画的な施策展開が必要となっています。
- 今後高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし、医療や介護負担の軽減を図ることが必要です。そのためには、幼少期も含めて全世代において正しい生活習慣を身に付け、生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防を図ることが必要となっています。
- 健康状態は、生活習慣だけではなく、社会経済的な環境や社会とのつながりの有無など、生活の質に深く影響することから、人により健康格差も大きくなっています。このため、関係機関や地域団体等との連携により、誰もが自然に健康になれる環境づくりが必要となっています。
- 社会が複雑で多様化する中で、生きにくさを感じる人もいます。地域ぐるみで身体やこころの健康を保つことを支援することにより、生きにくさを感じる人が減り、自殺に至る人をなくすための取組が必要となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
「生活リズムを常に意識している」町民の割合 ※健康に関するアンケート	%	R1	35.9	R6	35.8	—	40
「ご近所との交流がある」町民の割合 ※健康に関するアンケート	%	R1	57.4	R6	54.1	60	65
過去1年間に定期健診を受けた町民の割合 ※健康に関するアンケート	%	R1	71.8	R6	72.7	75	80

関連個別計画

健康日本21蟹江町計画「かにえ活き生きプラン21(第3次)」
蟹江町自殺対策計画(第2次)
第3期蟹江町国民健康保険データヘルス計画

単位施策1 生活習慣病対策

(1)生活習慣の確立と改善

①生活リズムを整え、生活習慣を確立するための取組を、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「歯とお口の健康」「たばこ・アルコール」の各分野において、ライフコースアプローチの視点で特徴や健康課題を捉えながら生活習慣病対策を推進します。

(2)生活習慣病の発症と重症化予防

- ①町民が、がん検診や健康診査などの定期的な受診により健康管理ができるよう、内容及び有効性の周知啓発や受診しやすい体制整備に取り組みます。具体的には、関係機関や職域等と連携するなど啓発を工夫するとともに、検診の実施場所や実施日時の見直し、複数の検診項目を同時に受けられる体制づくりを行います。
- ②「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」等の生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、町民が生活習慣や病気に関する知識を得て行動できるよう、普及啓発や個々のライフスタイル・健診結果を踏まえた保健指導を行います。

単位施策2 健康づくり

健康になれる社会環境づくり

①誰もが健康づくりの情報や環境にアクセスできるよう、デジタルツールを活用した情報発信や環境整備に取り組みます。また、地域活動の育成・支援や自然に健康になれる環境づくりのため、地域や職域の多様な関係機関と連携体制を構築します。

単位施策3 自殺対策

生きることの包括的支援

①自殺リスクの低減につながる生きることの促進要因を増やすため、重層的支援体制を踏まえた相談機会の充実、自己肯定感を高める支援などに取り組みます。また、すべての住民を支える社会づくりのため、ゲートキーパー養成や関係機関の連携を強化するとともに、子ども・若者・女性・高齢者等への支援に取り組みます。

1-7 公的扶助制度

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇健康保険や医療制度に支えられて誰もが安心して医療機関を受診できるとともに、さまざまな健康サポートを受けることにより、町民が健康に生き生きと生活しています。
- ◇高齢期を健康で過ごすことができ、活力のある安心した老後の生活ができる社会となっています。
- ◇医療面における子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子育てできるまちとなっています。

現状と課題

<国民健康保険>

- 国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村が一体となって運営しており、当町は資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税徴収等を担っています。
- 制度全体の財政運営は県が行っており、3年ごとに運営方針を見直していることから、その方針に対応しながら、町として運営を行っていく必要があります。

<後期高齢者医療制度>

- 75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、愛知県が設置する広域連合の参加市町村として、保険料の徴収、資格確認書等の交付及び各種申請の受付等を担当しています。
- 保険料については、特別徴収と普通徴収の納付方法がありますが、普通徴収においては未納となる場合が見受けられることから、収納率の向上が課題となっています。

- 長寿化に伴う被保険者数及び医療費の増加により、国・県・町からの公費支出も増加しているため、保険料収納及び医療費支出を引き続き適正に行っていく必要があります。

<福祉医療>

- こども、ひとり親家庭、障がい者、後期高齢者の障がい者等の町民に医療費助成を行っていますが、町独自の制度として、こども及び精神障がい者に対して助成範囲を拡大する等、福祉医療を充実させてきました。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりの観点から、周辺自治体の動向等を注視しながら、子ども医療費助成制度を、町独自で継続していくことが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
国民健康保険の被保険者一人当たり年間医療費 ※国民健康保険による年間医療費÷被保険者数	千円/人・年	R1	298	R5	349	295	340
後期高齢者医療制度の被保険者一人当たり年間医療費 ※愛知県後期高齢者医療広域連合資料より ※後期高齢者医療制度による年間医療費÷被保険者数	千円/人・年	R1	996	R5	920	990	910

関連個別計画

- 第3期蟹江町国民健康保険データヘルス計画
- 第4期蟹江町特定健康診査等実施計画

単位施策1 国民健康保険事業の推進

国民健康保険事業制度への理解向上

- ①国民健康保険制度の医療費支出額や保険料収納等の運営状況について広報誌・町ホームページ等に掲載することにより、制度の理解向上及び周知を図ります。
- ②医療費支出の適正化を図るため、レセプト点検を委託し多受診や多剤投与等の抑制を図るとともに、交通事故等の第三者の行為によって生じた保険給付の加害者への求償を徹底させます。
- ③国民健康保険の資格取得、喪失等の資格管理において、他保険への加入や喪失について、スムーズな移行の徹底を図ります。また、窓口での対応時に医療機関への受診状況を確認し、過誤調整の削減に努めます。
令和6年12月以降の保険診療については、マイナ保険証による受診を基本とすることから、マイナ保険証の利用登録サポートをしていきます。

単位施策2 後期高齢者医療制度の運用

後期高齢者医療制度に対する理解向上

- ①後期高齢者医療制度の適切な運営の継続をめざして、医療費支出額や保険料収納等の現状を被保険者に周知することにより、制度の理解向上を図ります。また、被保険者の個別状況を分析し、一人ひとりに対する案内を行います。

単位施策3 福祉医療制度の拡充

子ども医療費助成制度の拡充

- ①子育て環境の充実をめざして、経済的負担を軽減するために、当町では独自の取組として18歳年度末までの通院費・入院費に対する医療費助成を行っています。この助成について引き続き実施していきます。

2-1 学校教育

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇子どもたちが、楽しく安心して学校生活を過ごして、知性と感性を育み、心身ともに健康で人間性豊かに成長しています。
- ◇子どもたちが国際化や情報化社会に対応した能力と資質を高めるとともに、社会の一員としての自覚を養っています。
- ◇家庭・地域・学校が連携を深めて、こどもの就学の支援やこどもの見守り、地域での教育に取り組んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが未来を切り拓くことができるように、学校教育においては、確かな学力や豊かな心・健やかな体を育成することが求められます。
- 人・モノ・情報が国や地域の垣根を越えて自由に往来し、世界規模で結びついている現代のグローバル社会において、自己を確立しつつ他者を受容し、多様なバックボーンや価値観を持つ人々を理解し尊重することができる国際性の豊かな人材を育成することが重要となっています。
- AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等、先端技術の高度化が急速に進んでおり、学校教育においても、これらの先端技術が社会生活の隅々まで取り入れられたSociety5.0時代を生き抜くための質の高いICT教育を提供することが求められています。
- 建築後40～50年ほど経過している学校施設の老朽化対策や、子どもたちがより安全で快適な学校生活を送ることができる環境の整備が課題となっています。
- 少子化が進行し、こどもの数が減少を続けている状況にあって、今後も学校教育の質の水準を担保するため、教育に適正な規模の学校の在り方について議論を深めることが必要となっています。
- 給食業務の内容充実のため、運営方法を改善してきましたが、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育の推進を給食センターから発信する必要があります。
- 総合的な学習の時間などにおいて地域の協力を得てきましたが、子どもたちの視野を広め、学校運営を効果的に行うためには、地域との連携が必要になっています。
- 子どもたちの教育を受ける権利を守るために、特別な支援が必要な子どもや外国にルーツを持つ子どもたちへの支援、学校や教室に行くことができない子どもたちの居場所づくり、さまざまな事情でこどもを就学させることが困難な家庭への支援など、誰一人取り残すことのない学びの保障が必要です。
- 教員の過重労働問題に対応するため学校における働き方改革の必要性が高まっている現状において、教員の業務負担を軽減するとともに、少子化の進行により今後こどもの数が減少していくことを見据え、中学校部活動の地域展開について関係機関と連携して検討を進めていくことが必要となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
トイレの洋式化率 ※教育課調べ	%	R1	40	R6	70.9	45	75
学校教育(小中学校)や地域の教育環境の満足度 ※住民意識調査	%	H30	35.8	R6	31.2	37	40
毎日朝ご飯を食べている児童生徒 ※児童生徒の食生活についての調査	%	R1	87	R6	82.8	90	90

関連個別計画

蟹江町教育大綱

単位施策1 教育内容の充実

(1) 学校の教育力の向上

- ①教育委員会による学校の点検・評価を進めて、教職員の研修を充実するとともに学校運営の改善に努めます。
- ②国際性豊かな人材を育成するため、英語を母語とする講師による生きた英語でのコミュニケーションができる機会の提供など英語教育の強化を図ります。また、外国にルーツを持つ住民や子どもとともに地域社会を築く多文化共生について学ぶ機会を提供します。
- ③1人1台タブレット端末をはじめとしたICTツールを効果的に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正で個別最適な学び・協働的な学びを推進します。

- ④蟹江の魅力ある歴史や文化を学び、先人の知恵や努力に触れることで、ふるさとかにえへの誇りや愛着を高めるため、副読本の活用を中心とした郷土教育を進めます。

(2) 食育の推進

- ①健康に配慮したバランスの取れた献立、アレルギーのある子どもに対応した給食を提供するとともに、海部地域をはじめとする愛知県産の食材の調達や農業者との交流を図ります。
- ②食と健康づくりをはじめ、食品ロスの削減など、食育の幅広い内容について、栄養教諭による情報提供や食育講演会、試食会、町ホームページを通じて、保護者にも啓発を行います。

単位施策2 教育環境の充実

(1) 教育環境の整備

- ①ICTツールを効果的に活用してすべての子どもたちに等しく質の高い教育を提供するため、機器の整備や通信ネットワークの強化のほか、支援員の配置や教員向け研修の実施など、ICT設備と支援体制の充実を図ります。
- ②快適な教育環境を維持し、健康や環境面に配慮した施設の整備を進めます。

- ③特別な支援が必要な子どもが快適に学校生活を送ることができるよう、必要な設備を整備します。

(2) 学校規模の適正化の検討

- ①効果的で質の高い教育を推進するために、学校規模の適正化について検討を進めます。

単位施策3 誰一人取り残すことのない教育の推進

(1) インクルーシブ教育の推進

- ①障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を進めるに当たり、関係機関との連携を図りながら、スクールサポーターを配置するなど特別支援教育の充実に努めます。
- ②外国にルーツを持つ子どもが不自由なく学校生活を送ることができるように、必要な知識を学ぶ機会の提供や、日本語習得の支援を行います。

(2) すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会の提供

- ①教育支援センターにおいて、学校や教室に行くことができない子どもに居場所を提供し、将来的に社会生活を送るうえで必要な力を身に付けることができるよう、一人ひとりの成長発達を支援します。
- ②1人1台タブレット端末を活用して、学校や教室にいなくても他の子どもたちと同じように授業を受けられるなど、すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会を提供する体制を整えます。
- ③子どもたちが学校や家庭で抱えている多種多様な問題を解決するため、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関と連携しながら、多角的にアプローチする支援体制の充実に努めます。

2-2 生涯学習

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇子どもから高齢者まで、生涯を通して自ら学ぶ機会を得ることができ、学びをサポートできる人づくりが進み、主体的な学習活動が盛んになっています。
- ◇家庭や地域、学校や関係機関と連携して、さまざまな場面で多世代による生涯学習活動が行われ、地域への愛着が高まり文化が継承されています。

現状と課題

- さまざまな学習プログラムが求められる中、体験や交流により参加者同士が学びを共有できる場や、学習成果を発表できる機会の提供が必要です。
- 若い世代の文化活動への参加や世代間交流などの機会を十分に提供できていないことが課題です。
- 団体・サークル活動の自立や支援、事業を支援するためのボランティアの確保等が必要になっています。
- 青少年を取り巻く環境の整備のため、生涯学習の一環として取り組みつつ、町が一体となって青少年を見守ることが必要です。
- 利用しやすい生涯学習施設の整備が求められていますが、中央公民館をはじめ、老朽化に伴う大小さまざまな不具合が生じており、適切な維持管理や長寿命化を図ることが必要です。
- 近隣に比べて人口に対する施設の数が少ないため、それを補うために公共施設を有効活用するだけでなく、民間施設の活用を促進することや、施設の情報をも町民に分かりやすく提供することが必要です。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
生涯学習プログラムや施設の満足度 ※住民意識調査	%	H30	23.4	R6	20.9	25.9	28.4

単位施策1 生涯学習機会・推進体制の充実

(1) 生涯学習機会の充実

- ①学だけでなく、その成果を広く発表、共有する生涯学習事業を実施することで、世代間の交流を図るとともに、学習成果を高めます。
- ②町民が参加可能な生涯学習事業について、生涯学習ガイドや広報誌、町ホームページ等を活用して、充実した情報提供を行います。

(2) 生涯学習体制の充実

- ①文化協会加盟団体など既存団体の活動の活性化を支援するとともに、グループ活動の自立を促し、自主的に学習活動ができる団体の充実を図ります。学習指導やその補助ができる人材を育成するとともに、その活躍の場を提供します。

(3) 中学校部活動地域展開による生涯学習機会の充実

- ①中学校部活動地域展開を進め、既存の種目に加え、部活動にない種目を取り入れることで、生徒が幅広い選択肢を持てるよう、活動の内容を充実させていきます。

単位施策2 生涯学習施設の充実

(1) 生涯学習施設の整備

- ①中央公民館、中央公民館分館、希望の丘広場等の生涯学習施設を適切に維持管理し、必要に応じて改修等を行うことで利便性の高い施設として整備します。

(2) 施設の有効活用

- ①生涯学習施設を町民が気軽に利用できるように、利用案内や仕組みの改善を行います。民間の施設も含めた町内の既存の施設を生涯学習の場として活用できるよう調整を進めます。
- ②地域公民館が生涯学習(社会教育)の拠点として利用しやすい施設となるように、地域公民館の整備を支援します。



2-3 歴史文化の継承

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇蟹江町に存在する歴史文化資源の発掘が進み町民が高い関心を持ち、みんなの財産として協力して保存継承に努めています。
- ◇蟹江町の歴史文化資源についての情報発信や普及活動が行われ、生涯学習や観光、地域活性化に結び付いています。

現状と課題

- 当町にはユネスコ無形文化遺産にも登録された「須成祭」が継承されており、町内でも「須成祭」についての知名度や伝統文化への関心が高まっています。
- 住民意識調査において「文化財や古いまち並みの保存」への満足度はわずかに低い結果となっていますが、団体アンケート等では観光交流センター「^{さいと}祭人」を中心に文化や町のことを知る機会が増えたという意見が見られます。
- 歴史民俗資料館において、地域の歴史文化についての講座や特別展等を実施しており、町内外の関心を持つ人が蟹江の歴史文化を学んでいます。
- 歴史文化資源を観光等に活用していこうという動きは活発になってきていますが、地域の中でどのように保存し、継承していくのかについては課題となっています。
- 歴史文化資源を保存し有効に活用するためには、「文化財保存活用地域計画」に沿って町民や関係機関と協力して推進していくことが必要です。
- 歴史文化資源の保存と活用のためには、情報提供を充実させ周知がなされるとともに、その継承と普及を行うための人材育成、その基盤を支える地域の活性化を図ることが必要です。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
文化財や古いまち並みの保存 ※住民意識調査	%	H30	27.5	R6	26.1	30	30
文化財を活用した事業への参加者数	人	R1	394	R6	410	440	480

関連個別計画

蟹江町文化財保存活用地域計画

単位施策1 歴史文化の継承

歴史文化資源の保存

- ①町内にある史跡や古い建造物、史料等の歴史資料、祭りや年中行事、郷土料理等の伝統文化、郷土に縁がある偉人等についての情報を掘り起こし、調査研究を行い、文書だけでなくデジタル技術を使用して記録に残し、それを広く発信することで、町民の歴史文化への意識を高めます。
- ②歴史民俗資料館の収蔵資料の保全に努めるとともに、地域にある文化財について適切に管理ができるよう、国や県、関係機関と協力して補助や指導を行います。須成祭をはじめとする伝統文化の継承を支援し、次世代へつなげます。

単位施策2 歴史文化資源の活用

(1) 歴史文化資源の普及・活用

- ①地域の歴史文化についての講座のほか、インターネットを活用した「おうちミュージアム」の運用などの教育普及活動を積極的に行い、歴史文化についての町民の理解を深めます。
- ②歴史民俗資料館の設備の充実を図るとともに学芸員の専門的知識を生かし、歴史文化資料を適切に保存・活用します。さまざまな世代が文化財に触れ、理解する取組を行うほか、文化財所有者や保護団体への指導等を行い、歴史文化を継承する人材を育成します。また、観光交流センター「祭人」等の観光産業関係機関との連携を図り、周遊イベントやデジタルによる文化財の活用につなげます。

(2) 文化財の保存活用の推進

- ①町内のさまざまな文化財資源について把握し、次世代への継承や災害からの保全、学習や観光、地域活性化等に生かすために策定した計画に基づき、文化財保存活用についての取組を強化します。
- ③歴史文化資源に関する情報を広く発信することで蟹江町の知名度を高めます。町内の文化財等が活用できるように、文化財資源の整備や資料提供等を行います。地域住民が伝統行事や文化財を通じて郷土に愛着や誇りを持つことを促し、文化財を生かした地域活性化のための活動を支援します。

2-4 図書館

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇子どもたちが気軽に図書館を利用し、読書に親しみ、人生を豊かにする契機となっています。
- ◇町民が図書館を通じて必要な最新の情報を得ることができ、生涯学習の場として幅広く活用しています。

現状と課題

- 図書館は、町民が読書に親しむ拠点であるとともに、情報を収集し提供する生涯学習の場、歴史や地域文化を伝える場として重要です。
- 施設面では、建設からすでに25年以上が経過しており、応急的に修繕対応するだけでなく、根本的な検査・調査を行い、施設や設備を継続的に整備していく必要があります。
- 図書館機器や図書館システムを活用し、学校の図書室と情報共有するなど、質の高いサービスを提供することが課題です。
- 図書館の運営については、厳しい行財政事情のなか、図書館資料の購入費用等の確保が厳しいため、長期的な展望のもとで資料を充実させることが必要です。
- 図書館のサービスとしては、これまで、図書の貸出しだけではなく、読み聞かせの実施や、講座・映画会・展示会等の開催、町民からの資料相談への対応など、さまざまな取組を進めてきました。
- 情報化社会が進展し、子どもの本離れなどが進む傾向にあるため、令和6年度には「蟹江町子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定しました。子どもの読書活動を推進するとともに、町民が読書に親しみやすくなる読書環境をより充実させる必要があります。また、上記計画に基づいて、学校の図書室等との連携を進めていくことが課題です。
- 図書館が生涯学習に果たす役割としては、ニーズが多様化しているため最新の資料や情報の収集・提供、役立つ相談等に対応することが必要です。
- 快適な施設運営のためには、図書館利用のマナーを高めることや、高齢者・障がい者(児)や外国人利用者の利用方法を検討することが必要です。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
子どもの不読率(1か月間に本を1冊も読まない割合) ※図書館調べ	%	R1	小学生 12.9 中学生 12.1	R6	19.8 29.1	8以下 8以下	12.9以下 12.1以下
図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人当たり) ※図書館調べ	冊	R1	10	R6	11.5	10.3	10.5
インターネット検索性 ※図書館調べ	件	R1	533,437	R6	937,882	550,000	1,000,000

関連個別計画

蟹江町子ども読書活動推進計画(第二次)

単位施策1 図書館事業の充実

(1) 蔵書・資料と施設の充実

- ①利用者のニーズを把握するとともに、子ども読書活動の推進や当町の歴史文化の継承など限られた財源を有効に活用し、図書館資料の充実を図ります。
- ②図書館が開館して25年以上が経過するため、施設や図書館機器・システム等の点検・改善を進め、誰もが安心して快適に利用しやすい図書館をめざします。また、自動貸出機の導入やインターネットの利用環境の充実を図ります。

(2) 読書に親しむことの支援

- ①こどもたちが、主体的に読書に取り組み、豊かな心を育むとともに、自ら考える力を身に付けられる読書環境の整備・充実を図ります。
- ②講座や各種イベントの開催、ボランティアの協力による読み聞かせ等、町民が読書に親しむ機会を提供します。また、読書や生涯学習に関わる町民主体の催し等の開催場所としての利用促進を図ります。

単位施策2 生涯学習機能の充実

生涯学習事業の充実

- ①広域の公共図書館等との相互ネットワークでの情報共有をさらに進め、情報ネットワーク環境が充実することで、生涯学習機能や情報相談及び情報提供機能の強化を図ります。
- ②町民の財産として、誰もがマナーを守り快適に図書館を利用することを促します。また、小学生の見学等の受入れを継続し、親しみやすい図書館としてのイメージアップを図ります。



2-5 生涯スポーツ

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇多くの町民が、生涯にわたって気軽にスポーツに親しんでおり、健康づくりに役立てたり生きがいを見出したりしています。
- ◇スポーツ施設や設備の改善などにより、安全・快適にスポーツができる環境が整えられています。

現状と課題

- 町民の健康志向が高まる中、競技性の高いスポーツだけでなく、誰もが気軽に楽しめるスポーツの機会が求められているため、さまざまな種目を紹介または体験する場を提供する必要があります。
- 利用しやすいスポーツ施設が求められているため、各施設を適切に整備するとともに、積極的な情報発信を行う必要があります。
- 中学校部活動の地域展開について国の方針に従い、幅広いスポーツ活動の選択肢を提供するため、スポーツ協会やスポーツ少年団等、各団体と連携・調整しスポーツ推進の体制を整える必要があります。
- 誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことを啓発するとともに、「生き生きかにえスポーツクラブ」やスポーツ団体の活動を一層活発にする必要があります。
- スポーツ施設利用のニーズが高まる一方で、利用できる施設には限りがあるため、学校体育施設を適切に利用しながら対応することが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
スポーツ活動やスポーツ施設に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	21.3	R6	19.1	23.8	26.3
スポーツクラブへの登録者数	人	R1	411	R5	322	460	510

単位施策1 生涯スポーツの推進

(1) スポーツの普及

- ① 町民がスポーツに魅力を感じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、充実した情報の発信に取り組めます。
- ② 誰もが、いつでもどこでも気軽に楽しむことができるニュースポーツを取り入れた事業を実施するなど、生涯スポーツの普及を図ります。

(2) スポーツ環境の充実

- ① スポーツ協会やスポーツ少年団とその加盟団体、スポーツ推進委員等の活動の活性化を促し、活躍の場を広げます。
- ② 「生き生きかにえスポーツクラブ」の活動に誰もが参加しやすいように、情報発信や活動の活性化を図り、町民の健康づくりや仲間づくりを促進します。また、スポーツクラブと学校、町が連携して事業を行うことで、活動内容の充実を図ります。

(3) 中学校部活動地域展開によるスポーツ環境の整備

- ① 中学校部活動地域展開を進めていく中で、生徒たちが継続してスポーツ活動に親しむことができるよう、指導者の確保や体制の整備等、関係機関と連携し調整を進めます。

単位施策2 スポーツ施設の充実

スポーツ施設の整備

- ① 体育館や体育館分館、各グラウンド等のスポーツ施設を適切に整備するとともに設備の充実を図り、気軽にスポーツを楽しめる環境を整えます。
- ② スポーツ施設を利用しやすくするため、インターネットを活用して利用状況の情報発信や予約案内ができるよう、環境整備に努めます。
- ③ 学校等との連携を進め、小中学校の体育館やグラウンド等の既存の施設をスポーツ団体の活動の場として有効活用します。

3-1 地域環境の保全

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇町内の河川・水路にきれいな水が流れ、多様な生物が生息し、自然と触れ合える環境が整う水郷のまちとしての魅力が高まっています。
- ◇都市型公害や身近に迷惑を感じる事が少ない過ごしやすいまちになり、町民一人ひとりが地域環境に対する意識を持ち、配慮した行動をとっています。
- ◇町民の火葬需要に適切に対応できる施設が維持されています。

現状と課題

- 平成30年度に「蟹江川かわまちづくり計画」が国土交通省に登録されたことにより、かつての水郷の里としての景観の再生・整備を行いました。蟹江川の管理者である愛知県と連携し、取り組んでいく必要があります。
- 当町を流れる6本の河川は、「水郷の里」としての景観を特徴づけており、それぞれの河川の特性や沿川の状況を踏まえた安全に水辺空間を楽しめる環境に重点をおいた河川整備の必要があります。
- 河川の水質浄化については、排水機場につながる主要な幹線水路のヘド口の^{しゅんせつ}浚渫や側溝内の堆積物の除去を行ってきました。しかし、限られた予算や期間で効果を上げるため、計画的な整備を進める必要があります。
- 毎年、「蟹江川をきれいにする会」の主催で町内一斉美化清掃に合わせた蟹江川清掃活動や水質調査を実施し、活動状況等を公表することで、町民との協働による取組を広げることが求められています。
- 動植物の保護と外来種対策として、実態把握の調査や知識及びノウハウの会得が必要です。
- 町民の環境への関心を高めるため、毎年、海部地区環境事務組合八穂グリーンセンターで環境学習教室の開催及びリユース品の提供を行っています。また、町内小学校の社会科学習で、施設見学も実施しています。今後も活動を継続するとともに、さらなる啓発が必要です。
- 環境美化指導員はじめ、地域住民の活動によりごみ置場は適正に管理されていますが、一部のマナー違反者によりごみが散乱した集積場が存在します。違反者のモラルの問題であり、解決は困難ですが、引き続き、根気強く啓発活動を継続していく必要があります。
- 雑草等の生活環境に関する管理については、「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき指導しており、関係機関と連携し、空き家対策と絡めて取り組んでいく必要があります。
- 町内斎苑については老朽化と効率的な施設利用のため舟入斎苑へ一本化し、持続可能な施設運用を図る必要があります。また、本町斎苑の跡地利用についても検討が必要です。

目標値

基本成果指標	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
算出・目標値設定根拠							
汚水処理人口普及率	%	R1	87.15	R5	89.56	88.3	100

関連個別計画

蟹江町斎苑再編基本計画

単位施策1 自然との共生

(1) 水辺環境の保全・創出

- ①河川沿い等の親水空間を活用し、町民が安全に自然と触れ合える機会を提供し、水辺環境に対する関心を高め、「水郷の里」の魅力再生を図ります。
- ②町民や関係機関との協働により、河川や水路のごみやヘドロ等の堆積物除去の活動を進め、水質の浄化をめざします。また、公共下水道の未整備地区においては、引き続き、合併処理浄化槽の普及を推進します。

(2) 生態系の保全

- ①自然環境の保全や維持・浄化活動について啓発するとともに、町民と協働で町内の身近に生息する動植物の保全に取り組みます。また、動植物の生態系に影響を与える外来種を防除するため、外来種の実態把握に努め、他市町村とノウハウの共有等連携を図り、必要に応じて、地域とともに駆除等に取り組みます。

単位施策2 生活環境の保全

(1) 環境に対する意識の高揚

- ①こどもの頃から町民の環境に対する意識の高揚を図るため、小学校からの環境教育を支援するとともに、一般向けにもさまざまな環境に関する情報提供を進め、環境活動への参加を促します。
- ②身近な地域の生活環境を向上させるため、町民が主体となって進める地域清掃や環境美化活動を推進します。また、犬の散歩等におけるフンの処理について飼い主のマナーの向上を図るなど、環境美化に関する啓発活動等を行い、町民全体のモラル向上を図っていきます。

(2) 公害抑制・迷惑防止

- ①主要幹線道路周辺をはじめ、町内各地において大気や騒音、振動等の測定を関係機関とともに随時行い、公害の発生を監視します。また、工場や事業所等に対して、環境基準の順守を働きかけます。
- ②関係機関と連携して、雑草処理など空き家や遊休地の適正な管理や野焼きの禁止を指導するなど、迷惑行為防止に努め、身近な生活環境の向上を図ります。また、道路脇や空き地等への不法投棄を防ぐ対策を講じます。
- ③地域住民、ボランティア等が行う動物の適正な飼養管理に関する取組を支援します。

単位施策3 斎苑

斎苑の確保

- ①町内斎苑の老朽化と効率的な施設利用のため舟入斎苑へ一本化し、舟入斎苑を再整備して持続可能な施設運用を図ります。また、本町斎苑の跡地利用についても検討します。

3-2 循環型社会の形成

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇町民・事業者・行政が担い手となり、3R(リデュース・リユース・リサイクル)による資源循環型の地域社会が形成されており、家庭や事業所から排出されるごみが適切に処理されるとともに、資源として有効利用されています。
- ◇再生可能エネルギーが普及し、温室効果ガスの排出が低い水準にとどまっており、町民、事業者、行政が地球にやさしい行動をとり、環境負荷の少ない地域社会になっています。

現状と課題

- ごみ分別手引きや家庭ごみ収集カレンダーの全戸配布、ごみ分別アプリの多言語化対応を行うことで従来住む人たちだけでなく、増加傾向にある外国人にも、ごみの削減及び3Rの啓発を行い、さらなる排出量の削減と再資源化に取り組んでいく必要があります。
- 海部地区4市2町1村で海部地区環境事務組合を構成し、ごみ処理を行っています。また、毎年、前年度のごみ排出量等に応じ、負担金を支出し、施設の維持管理等を行っています。環境負荷の少ない循環型社会の形成や、焼却施設の老朽化などを背景として、ごみの減量と資源化に積極的に取り組み、できる限り焼却量を削減するとともに、施設の損傷につながる廃棄物については処理方法の啓発を行うことで、施設の適正な維持管理等に努めていく必要があります。
- 環境負荷を低減していくためには、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーや食品ロス削減等、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践する必要があります。
- 当町では、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、庁内でさまざまな地球温暖化対策に取り組んでいます。今後は県下同様の削減目標のもと区域施策編の策定が必要になり、町民の協力を得ながらの地域における温暖化防止の取組が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
家庭ごみ収集量	t	H30	7,397	R5	6,684	7,250	6,525
資源収集量 (資源収集量/(家庭ごみ収集量+資源収集量))	t (割合)	H30	1,065 (12.6)	R5	919 (12.1)	1,080 (13.0)	1,100 (14.4)

関連個別計画

蟹江町一般廃棄物処理計画
第3次蟹江町地球温暖化対策実行計画

単位施策1 ごみの減量化と再資源化の推進

(1)ごみの排出量抑制・適正処理

- ①ごみの削減の意識啓発、特に外国人の増加に対応するため、多言語化対応を進め、ごみの適切な排出に資するよう努めます。また、事業者に対して、事業系ごみの減量化と資源化を図り、適切に処理するよう働きかけます。

(2)再資源化の推進

- ①町内各地域で行っている月1回の資源回収及び、毎日資源物を持ち込める2か所のエコステーションをより利用しやすくするための取組を検討していきます。また、町民により実施されている資源回収活動や生ごみの自家処理等について、継続して支援を行います。

(3)海部地区環境事務組合との連携

- ①海部地区4市2町1村で構成する海部地区環境事務組合と連携して、ごみ処理を行うとともに、施設火災を未然に防ぐため、分別の周知徹底を行い、焼却場や処分場の適切な維持管理に取り組みます。

単位施策2 地球温暖化対策

地球温暖化防止に向けた取組

- ①地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電施設を導入する方への支援を継続実施することで、再生可能エネルギー等の導入による、環境に配慮した低炭素社会の実現をめざします。
- ②町民や事業者と連携して低炭素社会を形成するため、町が率先して温室効果ガス削減に取り組み、目標達成を図るとともに、「あいち地球温暖化防止戦略2030」で定めた削減目標を元に「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、町民と協力した地域における取組を検討します。

3-3 上・下水道

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇いつでもどこでも、安心しておいしく飲める水が供給されています。
- ◇自然災害による被害を最小限にとどめ、被災した場合にも迅速に復旧できます。
- ◇厳しい経営環境になっても、健全で安定した事業運営が持続できます。
- ◇公共下水道が整備され、衛生的な生活環境が整っています。
- ◇公共下水道による生活雑排水処理が行われ、きれいな水が河川や水路に流れています。

現状と課題

- 水道普及率は当町では100%、全国で98.3% (令和4年度末) となっており、給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備の時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化しています。
- 巨大地震等大規模災害による断水は水道利用者の日常生活の停止につながることから、水道施設の耐震化等の備えが求められます。
- 水道施設の老朽化は、水道水の汚染や断水事故の原因にもなるので、施設を健全な状態で維持することが求められます。
- 下水道事業は、事業期間が長期にわたり、事業費がかさむことから、町民の理解と財源の確保が課題となっています。
- 住民意識調査による「下水道整備に関する満足度」を前回調査と比較すると、満足度は3.9ポイント上昇の28.3%になりましたが、下水道整備に関する満足度のさらなる向上が課題となっています。
- 当町における下水道は、「日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画」に基づいて、市街化調整区域を含めて整備を進める予定ですが、将来的な人口減少を鑑み、下水道整備計画区域の見直しが課題となっています。
- 平成21年度末から、一部の区域で下水道が供用されましたが、今後は整備の進捗に応じて、各世帯の下水道への接続率の向上が課題となります。
- 下水道区域として整備されるまで、合併処理浄化槽による生活雑排水処理を普及させることとなりますが、接続するまでの間、浄化槽の適正な維持管理が求められます。
- 家庭や工場等の生活雑排水の浄化を図るため、町民や事業者に対して生活排水に関する意識啓発を進めることが課題となっています。
- 給水人口の減少や節水機器の普及等により、料金収入の増加が見込めないなかで、水道施設の耐震化や、老朽化した施設の更新に必要な財源の確保が課題となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
経常収支比率(下水道) ※地方公営企業決算状況調査(経営比較分析表)	%	H30	108.55	R6	102.24	110	110
下水道整備に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	24.4	R6	28.3	27	30
公共下水道普及率(人口) ※汚水処理人口の普及状況に係る調査 蟹江町汚水適正処理構想	%	H30	54	R5	69.8	79.8	98.7
公共下水道接続率	%	H30	69.4	R5	67.7	70	70

関連個別計画

蟹江町水道事業ビジョン
 日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画
 蟹江町污水適正処理構想
 蟹江町污水適正処理構想アクションプラン
 日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業計画

単位施策1 上水道

安全な水の供給

- ①いつでも安全でおいしい水が飲め、安心して利用できる水道をめざし、老朽化している水道施設・配水管を計画的に更新・維持管理し、水質管理を適正に行います。
- ②発生が予測されている巨大地震等の災害時でも被害を最小限にとどめ、速やかな復旧が図れるよう、水道施設・配水管の耐震化の推進や災害発生後の対応について事前準備を進めます。

単位施策2 下水道・生活雑排水処理

(1) 公共下水道の整備

- ①下水道普及率を高め、より衛生的な生活環境を整えるため、「日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画」に沿った下水道整備を計画的に推進します。
- ②一部供用が開始された地域や今後下水道整備が進み供用される地域に住む町民に対し、下水道接続についての意義・必要性、受益者負担の考え方等の理解を促し、下水道接続率の向上を図ります。

(2) 生活雑排水の処理

- ①各家庭における日常的な生活排水の浄化に向けたチラシや広報誌等を活用して取組のPR等を推進します。
- ②公共下水道の未整備地区については、用排水路の水質保全のため、地域や事業者と連携して、用排水路の清掃を進めるとともに、計画的に適切な維持管理を行います。

単位施策3 健全な事業運営

(1) 持続可能な水道の維持

- ①給水量の減少や水道施設の老朽化など厳しい経営環境の中にあっても、計画的に水道施設の更新を進めながら健全で安定した事業運営に努めます。

(2) 下水道の持続的な運営管理

- ①将来にわたって安定的な下水道事業を継続するために、適正な使用料を徴収することで経営基盤の強化・確立を図ります。また、排水施設を計画的かつ効率的に点検・改修することで、排水機能を維持するとともに、低コスト技術導入によるライフサイクルコストの低減に取り組み、町民の負担軽減を図ります。また、事務の効率化を進めるとともに、職員間の技術の継承に努めます。

3-4 消防・救急

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇消防本部や消防団による消防・救急体制が整っており、安心して暮らせるまちになっています。
- ◇町民一人ひとりが火災予防に心掛け、火災発生件数が減少しています。
- ◇適切に救急車が利用され、緊急時に迅速な救急活動が可能になっています。
- ◇町民・事業者・行政が一体となって災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 当町の消防体制は、常備消防機関の蟹江町消防本部と非常備消防機関の消防団8個分団で組織されています。消防車両・資機材の計画的な更新や災害に備えた人員及び消防水利の確保等が課題となっています。
- 消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力の実現が課題となっており、消防広域化に向けた研究を令和6年から開始しています。
- 緊急通報に対応する消防指令業務の強化を図るため、令和7年度から名古屋市を含む8消防本部で指令の共同運用を開始しています。大規模災害時にも対応できる運用が求められます。
- 当町における火災は令和5年で5件発生しています。当町、全国ともに発生件数は減少傾向にあります。全国の出火率(人口1万人当たりの出火件数)より低い水準を継続するよう、火災予防と初期消火の充実が求められます。
- 町民の火災予防に対する意識を高めるとともに、住宅用火災警報器の設置や消火器具等の適正活用により、火災の発生及び被害の軽減についての啓発を継続することが必要です。
- 救急出動件数は令和5年で2,159件となっています。当町、全国ともに出動件数は増加傾向にあります。救命率を高めるため、救急救命士の養成や救急体制の整備、受入れ医療機関との円滑な連携等が課題となっています。また、適切な救急車の利用を啓発することも課題です。
- 早急な処置が必要な心臓の症状に有効なAED(自動体外式除細動器)について、設置箇所を増やす一方で、講習会等により必要な時に町民が使えるようにすることが求められます。
- 各地域の防災力・消防力を高めるため、「自らの地域は自ら守る」の精神に基づいた、消防団の充実が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
町内火災発生件数 ※消防署調べ(年中)	件	R1	9	R5	5	8	7
町内救急出動件数 ※消防署調べ(年中)	件	R1	1,805	R5	2,159	1,715	1,800
消防団員確保人員(定数197人) ※消防本部調べ(年度)	人	R1	197	R5	197	197	197

関連個別計画

蟹江町消防計画

単位施策1 消防・救急

消防力の向上

- ①各種車両・資機材の整備更新や救急救命士の養成を計画的に進めるとともに、火災時や大規模地震の際に、町内全地域で消防水利が確保できるよう、消火栓や耐震性の高い防火水槽を適切に設置します。また、防災指令センターを共同運用している名古屋市を含む8消防本部で、消防救急デジタル無線の共同整備を進め、通信体制の強化を図ります。さらに集中豪雨や南海トラフ地震等の大規模自然災害や新たな感染症の拡大に対応するため、消防相互の応援体制を強化するとともに、必要な資機材の整備を進めます。
- ②現場体制の効率的な人員配置をすることにより初動体制を充実させ、複雑多様化する災害への対応を図ります。住民サービスを向上させるため、周辺市町村の消防と広域化及び連携・協力について検討を進めます。また、救急時の受入れ医療機関との円滑な連携を図るとともに、救急車適正利用の啓発活動に取り組みます。

単位施策2 地域消防活動の推進

地域消防活動の推進

- ①消防団の機能を強化するため、資機材の整備及び団員の確保と維持に向け、積極的なPRを行います。また、状況の変化に応じて消防団の編成や女性による消防団活動の方策を検討します。
- ②町民の防火に対する意識を高めるため、こどもから高齢者までそれぞれの対象に応じた啓発活動を行います。住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理、緊急時以外の救急通報の自粛等と呼び掛けます。また、AEDの使用方法を普及させるとともに、設置個所の拡充に努めます。さらに、災害発生時等に町民による初期消火や応急手当が可能となるよう、防災訓練などへの参加を推奨し、消防・救急に対する技術の向上を図ります。昼間・夜間を問わず、いつ発生するか分からない大規模災害に備え、自助力及び共助力の向上が求められるため、若い世代に訓練等への参加を呼び掛け、地域消防活動の能力向上に努めます。

3-5 防災・危機管理

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇町民一人ひとりが災害に備えた準備をしており、自主防災組織・防災訓練にも積極的に参画しています。
- ◇地震や風水害等の災害に対する自助・共助・公助による防災の取組がより一層図られ、安心して暮らせるまちになっています。

現状と課題

- 町内全域が海拔ゼロメートル以下であり、水害のリスクと常に隣合せの状況です。
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震においては、「津波災害警戒区域」に町全域が指定されており、災害に対する備えの強化や町民の防災意識の向上は、最重要課題の1つとなっています。
- 町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、災害への備えや発生時の避難行動等の周知を徹底することが必要です。
- 全町内会に自主防災組織が設置されていますが、防災資機材の整備や訓練の充実等による地域の防災力の向上が求められます。
- 地域が自主的に避難所を運営できる体制の構築に取り組む必要があります。また、自力で避難が困難な方の支援体制の構築にも取り組んでいく必要があります。
- 減災対策として、住宅の耐震化や家具転倒防止の取組を推進することが必要です。
- 蟹江町地域防災計画に基づき、町内の災害対応能力を高めるとともに、公共施設等の避難所としての機能を向上する必要があります。
- 災害支援協定締結業者と災害時の対応について検討が必要です。
- 国民保護法に基づく武力攻撃事態や感染症対策等、新たな危機管理体制の構築が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
防災施策における住民満足度 ※住民意識調査	%	H30	24	R5	24.6	33	40
地域防災訓練等における住民参加率 ※蟹江町地域防災訓練町内会報告書	%	R1	7.8	R5	5.9	9	10
木造住宅の耐震化率 ※蟹江町耐震改修促進計画	%	R2	66	R5	76.8	92.4	概ね解消

関連個別計画

蟹江町地域防災計画
 蟹江町国民保護計画
 蟹江町耐震改修促進計画
 蟹江町国土強靱化地域計画
 蟹江町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

単位施策1 防災

(1) 町民・地域における防災力の向上

- ①災害への対応は行政だけでは困難であり、町民一人ひとりが災害に対する関心を高め、防災力の向上に取り組んでいく必要があります。このため、広報誌での啓発、防災学習会の開催、学校への出前講座の開催、各種ハザードマップの配布やマイ・タイムラインの作成等、さまざまな機会を捉え、幅広い年代の町民に情報提供を行い、町民・事業者・行政が協働で取り組みます。
- ②地域の防災力を高めるため、各町内会の自主防災組織が開催する防災学習会や防災訓練を支援するとともに、自主防災組織による防災資機材の整備を補助し、地域防災力の向上をめざします。また、発災時の町民同士の協力体制を構築するために、要配慮者を含めた多様な主体の訓練参加を促進します。

(2) 災害に備えたまちづくりの推進

- ①避難所となる公共施設等の防災資機材の整備を進め、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。地域が自主的に避難所運営できるよう地域防災訓練の実施を支援します。また、防災DXを推進し、デジタル技術を活用することで防災力向上を図ります。
- ②災害時において町民への情報伝達の有効な手段である防災行政無線が正常に機能するよう、維持管理するとともに、町ホームページ等、時代や環境の変化に合わせた情報伝達手段の拡張など、情報伝達能力の強化をめざします。
- ③木造住宅の耐震化にかかる費用負担の軽減を支援するとともに、耐震化の普及・啓発の促進に取り組みます。
- ④国土強靱化を推進するために、各分野との関係者における推進・検討体制等と連携を図っていきます。

単位施策2 防災・危機管理体制の強化

(1) 防災体制・能力の向上

- ①災害発生時に迅速・的確な対応をとれるように、災害対策本部の設置訓練や各部署の対応能力を高めるなど庁内における防災体制・能力の向上を図ります。また、災害時の災害対策本部と自主防災組織及び民間事業所等との協力体制を強化し、災害時における各種支援の仕組みを構築します。
- ②広域連携については、平時からの交流に加え相互信頼の醸成に努め、いざという時の円滑な避難・受け入れができる態勢づくりをしていきます。

(2) 危機管理体制の強化

- ①国民保護法に基づく武力攻撃事態、感染症等から町民の生命や財産を守るため、国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備及び関係機関との連携強化に努めます。

3-6 防犯・交通安全

施策がめざす蟹江町の将来の姿

◇町民が犯罪や交通事故等に遭いにくい、安全・安心な環境が保たれています。

現状と課題

○町民の治安への関心は高いものの、侵入盗や自転車盗の犯罪に加え、特に最近は特殊詐欺や闇バイトの犯罪が増加傾向にあります。今後も引き続き、町民の防犯意識の向上が課題となっています。

○交通事故件数は減少傾向ではありますが、当町では年間140件ほど発生しています。

○関係機関と連携しながら、交通安全に関する町民の意識を高め、交通マナーの向上を図っていく必要があります。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
街頭犯罪発生件数 ※犯罪認知状況(蟹江警察署)	件	R1	171	R5	249	160	150
交通事故件数 ※愛知県の交通事故発生状況(県警)	件	R1	196	R5	135	180	140
交通死亡事故発生件数 ※愛知県の交通事故発生状況(県警)	件	R1	0	R5	0	0を守る	0を守る

単位施策1 防犯活動の推進

(1) 地域の防犯意識の向上

- ①「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域で自主的に防犯活動する団体に対して活動費用を助成するほか、警察や防犯協会等関係機関と連携した、啓発活動や防犯教室を実施し、地域の防犯力向上を図ります。

(2) 防犯環境の整備

- ①地域の安全において、町民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりをめざし、LED防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備を整備し、犯罪抑止の向上を図ります。
近年多発している特殊詐欺や闇バイトへの対策として警察と連携し、啓発活動を実施します。

単位施策2 交通安全対策の推進

(1) 交通安全に関する啓発等の推進

- ①交通安全意識の向上のため、警察・交通安全推進協議会など関係機関との連携のもと、交通指導員と協力して交通安全啓発活動を実施します。
②交通事故防止のため、警察・交通指導員の交通指導のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- ①歩行者や車両等が安全に通行できるよう、道路のカラー舗装や街路灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の設置など適正な維持管理に努めます。特に危険な個所については、地域との協議を行い、地域の実情に応じて計画的な整備を進めます。



4-1 道路

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇幹線道路が整備され、円滑な移動による暮らしやすい道路交通環境が形成されています。
- ◇歩行者にも安心して安全に利用できる生活道路が整い、歩いて暮らしやすいまちになっています。

現状と課題

- 幹線道路はまちの骨格を形成するとともに、町内外を結ぶ連携と交流の軸として、円滑な交通・物流に欠かせない役割を果たしています。
- 整備済みの都市計画道路は県道等の幹線道路が中心であり、整備率は約60%にとどまっていることから、道路ネットワークの充足や安全性確保のため計画的な幹線道路の整備が求められます。
- 主要幹線道路として、東名阪自動車道、国道1号、西尾張中央道があり、国道1号では改良が進められていますが、一部路線における慢性的な渋滞の解消が課題となっています。
- 当町が整備を進めている幹線道路については、地元との合意形成や膨大な事業費の確保等の課題があります。
- 未整備の都市計画道路について、令和3年度に必要性などを再検証した結果、都市計画道路の一部を廃止しました。引き続き、社会経済状況の変化等を考慮し、路線によって変更・廃止など計画の見直しを図ることが求められます。
- 歩行者の安全を確保するため、狭あい道路の拡幅や歩道整備を進めることが求められます。
- 定期的に行う路面性状調査や橋梁点検の結果を踏まえ、適正な道路・橋梁の維持管理が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
都市計画道路の改良済延長 ※蟹江町総合交通戦略	km	H30	13.68	R6	13.76	13.82	14.14

関連個別計画

- 蟹江町都市計画マスタープラン
- 蟹江町総合交通戦略
- 蟹江町舗装個別施設計画
- 蟹江町橋梁個別施設計画

単位施策1 幹線道路の整備

都市計画道路等の整備・見直し

- ①国道1号の4車線化について、早期整備を関係機関に働きかけます。また、県が災害時の緊急輸送道路として整備する日光川右岸堤防災道路(県道 平和蟹江線)の整備を促進するとともに、都市計画道路七宝蟹江線(町道 東郊線)の県道への格上げについて関係機関と協議を進めます。
- ②地域特性である河川や鉄道により分断されている地域間の連絡及び交通の円滑化を図るため、町内幹線軸である都市計画道路の未整備区間の整備を促進します。また、事業実施中である都市計画道路南駅前線については、JR蟹江駅自由通路の新設に伴い、駅へのアクセス向上を図るため、早期完了に向けて整備を進めます。
- ③長期間未整備の都市計画道路について、周辺に与える整備効果や効果的な財政投資等を検証し、必要に応じた計画の見直しを図ります。

単位施策2 生活道路の整備

(1)歩行者の安全確保

- ①車道と歩道の分離、速度抑制対策や防護柵等の設置により歩行者が安心して利用できる生活道路の整備を推進します。

(2)狭あい道路の解消・整備

- ①既成市街地や地元要望のある集落内の道路について、安全性・快適性を高め、災害時に備えるため、狭あい道路の解消を促進します。

単位施策3 道路の維持管理・長寿命化

道路の適正な管理

- ①町が管理する道路について、地域の交通状況・要望等を踏まえ、適正に維持補修を行うとともに、交通安全の確保に努めます。
- ②整備してから相当程度の年数が経過した道路・橋梁について、「舗装及び橋梁個別施設計画」に基づいて、長寿命化を図るとともに、必要に応じて再整備に向けた検討を進めます。

4-2 地域公共交通

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇駅までの交通アクセスが充実し、鉄道が利用しやすい便利で快適なまちになっています。
- ◇お散歩バス等の公共交通が充実し、町民が気軽に移動しやすい環境が整っています。

現状と課題

- JR蟹江駅は、令和2年度に自由通路及び橋上駅舎が供用開始され、鉄道による南北の分断が解消されました。一方で、駅南側は、既成市街地であることから道路幅員が狭く、送迎車等で混雑しています。そのため、自由通路の整備効果を向上させるため、南駅前線及び駅前広場の整備が課題となっています。
- 近鉄蟹江駅は、駅前広場の拡大改修に伴い、利便性・安全性が向上したことから、より一層の利用促進が求められます。
- 当町の各鉄道駅周辺は、町内だけでなく、周辺市町村にとっても名古屋駅方面に向かう重要な交通結節拠点となっていることから、今後さらなる機能の充実が求められます。
- 町のコミュニティバスである「お散歩バス」は、現在3系統で運行されており、利用者の多くが65歳以上の高齢者です。また、乗車数はコロナ禍前より減少しており、燃料費や人件費の高騰などによる運行経費の増加や運転手不足といった問題を抱えています。今後、当町の高齢化がさらに進み、運転免許証返納等により移動が困難になる町民が増加することも見据え、効率的で利便性の高い移動手段の確保を検討する必要があります。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
お散歩バス1便当たりの利用者数 ※お散歩バス利用者数実績	人/便	H29	11.8	R6	9.1	12.6	13.1
町内全駅の鉄道乗降客数 ※蟹江町総合交通戦略	人/日	H27	24,684	R4	21,781	25,494	25,899

関連個別計画

- 蟹江町都市計画マスタープラン
- 蟹江町総合交通戦略

単位施策1 鉄道の利便性の向上

駅の利便性の向上

- ①JR蟹江駅の自由通路及び橋上駅舎の快適な利用に向けて、南駅前線及び駅前広場の整備を進め、都市交通基盤の強化を図ります。また、町内のその他の駅においても、関係機関と連携してさらなる改善に向けた検討を進めます。

単位施策2 身近な移動手段の確保

町内の効果的な移動手段の確保

- ①町民の移動手段としてお散歩バスが便利で安心して利用できるよう、町内外の商業施設や病院など総合的で効率的なルートを検討する等、継続的な運行に取り組めます。また、利用者ニーズを収集・分析し、AIや自動運転に代表される技術の進歩を活用した新たな移動手段を検討します。
- ②今後、高齢化がさらに進み、運転免許証返納等により、買い物等が困難になる高齢者の移動手段の確保として、地域においてボランティア、民間企業及び社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域にあった移動の仕組みづくりを検討します。



4-3 市街地整備・住環境

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇名古屋市に隣接したまちとして、適切な土地利用が進められています。
- ◇快適に暮らし続けられる、良好な住環境が整ったまちになっています。

現状と課題

- 当町において、長期的な視点で計画的に土地利用の適正な規制・誘導を図ることが課題となっています。
- 人口減少・高齢化が進む中で、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが求められます。
- 近鉄富吉駅南地区を土地区画整理事業のため令和5年度に市街化区域に編入しました。今後、土地区画整理事業の推進が求められます。
- 一方で、既成市街地では都市基盤整備が困難なことから、老朽家屋や空き家等の増加、災害時等における避難路の不足等、さまざまな課題を抱えています。
- 今後、高齢化が進む当町において、増加が見込まれる空き家等の適切な管理や利活用が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
計画的な新市街地の整備の満足度 ※蟹江町都市計画マスタープラン 住民意識調査(H30) ※総合計画 住民意識調査(R6)	%	H30	15.8	R6	20.3	20.4	23.7
既成市街地の再整備の満足度 ※蟹江町都市計画マスタープラン 住民意識調査	%	H30	12.5	—	—	17.2	20.5

関連個別計画

蟹江町都市計画マスタープラン
蟹江町空家等対策計画

単位施策1 計画的な土地利用の規制・誘導

土地利用の規制・誘導

- ①秩序ある土地利用を促すため、土地利用の方針に即した規制・誘導を図るとともに、関係機関と連携して開発行為等にかかる規制・誘導を行います。

単位施策2 良好な市街地の形成

(1) 駅周辺の活性化

- ①駅を拠点として、都市機能・生活サービス機能の集積を図り、その周辺に利便性の高い居住機能を確保するなど、駅を拠点として歩いて暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 新市街地の整備

- ①駅の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、近鉄富吉駅南地区において、土地区画整理事業を推進します。また、土地利用需要や社会経済状況を踏まえ、新たな市街地整備の可能性について検討します。

(3) 既成市街地の整備

- ①既成市街地など基盤整備が困難な地区では、地域と連携して生活道路の拡幅や公園の確保、住宅と工場の混在解消など、住環境の安全性、快適性を高める取組を推進します。

単位施策3 快適な住環境の形成

空き家等の対策

- ①空き家等の発生・増加による地域の住環境の低下を未然に防ぐため、空き家等の所有者に対して適切な管理を働きかけるとともに、適正管理されていない空き家等の除却費用の負担軽減を支援し、住環境を維持する取組を推進します。

4-4 公園・緑地・景観

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇身近な場所に公園が整備され、行政と町民の共同管理により、いつも快適な環境が保たれています。
- ◇水郷景観や温泉地の雰囲気が保全されて、観光客もまちの景色を楽しんでいます。

現状と課題

- 町民一人当たりの都市公園面積は相対的に低い水準にあり、設置個所の分布もバランスを欠いている状態にあります。
- 特に、人口密度の高い既成市街地では、まとまった用地の確保が難しくなっているものの、住環境の向上やレクリエーションの場、さらには災害時における一時避難所等となることから、都市公園の整備が求められます。
- 整備後かなりの年月が経過している公園や用地が借地となっている公園があることから、地域組織や地権者の理解・協力のもと、適切に維持・管理を進め、魅力の向上を図ることが課題です。
- 緑化推進については、公共施設だけでなく、住宅や事業所の沿道に四季の草花を植えること、生垣化、壁面緑化等の官民一体となった協働の取組や緑化の普及・啓発の促進が必要です。
- 歴史的なまち並みや水郷の景観資源があるものの、都市化の影響等で徐々に失われつつあります。今後、これらの景観を町民の理解・協力のもと、適切に保全・形成していくことが課題となっています。
- 景観の魅力を高めるため、桜並木のライトアップ等を行っています。今後は、これまで以上に地域組織や経済団体との連携により、さまざまな活動を通じて機運を高めることが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
町全域における緑地の割合 ※蟹江町緑の基本計画	%	R2	26.1	R6	26.1	26.8	27.5
町民1人当たりの都市公園面積 ※蟹江町緑の基本計画	m ² /人	R2	3.9	R6	3.9	5.5	7.4

関連個別計画

- 蟹江町緑の基本計画
- 蟹江町都市計画マスタープラン
- 蟹江町公園施設長寿命化計画

単施策1 公園の整備・維持管理

(1)公園の整備

- ①町民の憩いの場となる都市公園の均衡ある配置を図るため、未整備区域における新規公園の整備に取り組めます。特に、人口密度の高い既成市街地等においては、町有地や空き家・空き地等を有効に活用して、公園用地の確保を検討します。

(2)公園の機能向上

- ①多様な役割を果たす公園の機能向上を図るため、町民参加の公園づくりに取り組むなど、地域の多様なニーズに応じた改修等を進めます。また、大規模な公園は、Park-PFIの活用を検討するなどし、利用状況やニーズに応じた改修やより一層の魅力向上を図ります。

(3)公園の維持管理

- ①多くの町民に親しまれるよう、地域の実情に合わせ、町民との役割分担を明確にした協働による公園の維持管理・運営を推進します。また、今後進展する施設の老朽化に対しては、計画的な更新・改修を行い、安全対策の強化を図ります。

単施策2 緑化の推進

緑化活動の推進

- ①緑地の創出・保全を促進するため、民間施設への緑化支援を関係機関と連携して推進するとともに、町民との協働による緑化活動の普及・啓発・支援を継続して行います。
- ②緑化にかかる費用負担の軽減を支援するとともに、緑化の普及・啓発の促進に取り組めます。

単施策3 魅力ある景観の形成

(1)景観資源の保全と活用

- ①佐屋川・蟹江川等の貴重な水郷景観やまち並み景観の保全に努めます。また、観光や文化といった拠点の魅力ある景観の創出に取り組めます。

(2)景観に対する意識の醸成

- ①町内の景観資源の魅力を向上させるため、関係機関と連携してライトアップ等に取り組み、町民が楽しみながら参加できるワークショップやイベントを展開します。

4-5 農業

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇優良農地が守られ、集積による新たな農業経営が展開されています。
- ◇白いちじく等の特産物の生産と加工・販売が増え、かにえブランドが確立しています。

現状と課題

- 都市近郊地域である当町は、社会経済状況の変化等により大半が兼業農家となっており、都市化が進行しています。そのため、農地面積は一貫して減少傾向にあります。
- これまでは、農業用として排水機場を整備してきましたが、防災対策と都市下水対策を兼ね備えた排水機場の整備が必要です。
- 農作物は、稲作が中心であるものの、そのほとんどがオペレーターに全面委託しており、農業の担い手不足が深刻化しています。そのため、遊休農地対策と合わせて農地を管理する仕組みづくりが求められます。
- 農業生産のみでは生活が成り立たなくなっており、効率性の高い農業生産と、加工や販売と連携した農業経営が望まれます。
- 施設園芸による花き栽培等の都市近郊型農業の展開や、白いちじくなど古くからの特産物の栽培により、一部では付加価値の高い経営が行われています。
- 「食育推進計画」に基づく地産地消や白いちじく等の特産品開発などが進められており、今後も販売とPRを連動させ、農業の魅力向上を図ることが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
農業算出額(推計) ※市町村の姿(農林水産業)	千万	H29	37	R5	73	37	73
水稻収穫量 ※市町村の姿(農林水産業)	t	R1	708	R6	666	708	708

関連個別計画

農業振興地域整備計画

単位施策1 優良農地の保全

(1) 農地の集約化の推進

- ① 農業振興地域内の分散した農地を整理するため、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまった形で担い手に貸し付ける制度による集約化を推進します。
- ② 農地の持つ多面的機能や地域資源（農地、水路農道等）の質的向上を図るため、地域で共同して行う活動を支援します。

(2) 農業生産基盤の維持管理

- ① 農業基盤施設（排水機場、用排水路等）の管理主体である土地改良区への維持管理費用を負担するなど、農業生産基盤の維持管理を支援します。

単位施策2 営農環境の向上

農業経営の安定

- ① 農業生産の中心となっている担い手農家（認定農業者、集落営農）への支援を行い、農業経営の安定を図ります。

単位施策3 付加価値の高い農業の推進

(1) 町特産品の開発とPR

- ① 町の特産品として一定の認知を得た白いちじく及びその加工品のより一層のPR等を推進します。また、他の特産品の開発等を行い、かにえブランドとして町内外に発信します。

(2) 地産地消の取組

- ① 近年食文化の多様化により、日常生活から米離れが進んでいるため、米の良さを再認識することと地元産米を利用することにより米消費拡大を図ります。



4-6 工業

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇各種経営支援により、町内の企業が独自の技術開発を高め、かにえブランドとなる製品等を開発しています。
- ◇利便性の高さに魅力を感じた企業の立地や設備投資が進み、地域経済の発展や雇用の創出につながっています。

現状と課題

- 当町における工業は、中部圏の産業・技術を支えるとともに、雇用の創出や地域経済状況に大きく関係する重要な産業であり、既存の町内企業の操業環境の向上や新たな企業誘致等が求められます。
- 東名阪自動車道・国道1号・西尾張中央道等の幹線道路、JR関西本線・近鉄名古屋線の鉄道2路線といった東西南北の広域交通網が整備されていることは当町の強みですが、土地利用規制により新たな産業用地を確保することが困難な状況にあります。今後、都市計画行政との調整を図り、工業の振興につながる土地利用を推進することが課題となります。
- 各企業への融資制度、工業関係企業への先端設備導入計画等を進め、一定の成果が得られましたが、高齢化・後継者不足、就業人材不足や材料費、電力・燃料費の高騰の影響により、町内の事業所は厳しい経営環境に置かれています。今後も経済団体、商工会との連携により、雇用の確保や経営の継続支援、事業承継、起業支援等が求められます。
- 地域資源を生かしたかにえブランドを確立し、町内外への発信や、販売の仕組みの形成による工業の振興が期待されており、まちづくりやにぎわいづくりに活用していく必要があります。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
製造品出荷額等 ※工業統計調査(R1) ※経済構造実態調査(R4)	千円	R1	83,328,360	R4	91,382,110	88,000,000	95,000,000

単位施策1 町内企業の操業環境の向上

(1) 町内企業への支援

① 町内企業の生産性の向上など操業環境を高めるため、既存企業への新工場等の建設に際して、愛知県と連携して補助を行うとともに、新たな機械設備を導入する場合の固定資産税(償却資産)減免等による支援を行います。

(2) 工業用地の確保

① 蟹江インターチェンジ等の交通利便性の高い地区において、農業生産との調整を図りつつ、市街化調整区域内地区計画の活用や市街化区域への編入などにより、新たな工業用地の整備を検討します。

単位施策2 経営環境の向上支援

中小企業者への経営支援

① 中小企業の経営支援のため、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。

② 経済団体や商工会との連携を密にし、町内企業の課題を情報交換会や異業種間の交流等により把握し、組織体制及び経営指導力の強化や独自事業の展開を促します。また、周辺市町村との連携による創業支援体制の構築に努めます。



4-7 商業・サービス業

施策がめざす蟹江町の将来の姿

◇中小企業者が店舗の魅力を高めて販路を拡大し、経営が安定するとともに、商店街イベント等でまちのにぎわいを楽しむことができ、個性的で魅力ある商店がたくさんあります。

現状と課題

- 周辺での大型商業施設の立地やインターネットによる消費の普及等、当町における商業環境は年々厳しくなっています。また、消費動向の変化による売上の減少や高齢化による後継者不足で商店数は減少しているため、商業事業者の新たなチャレンジや、人材の確保、育成、求職活動への支援や事業承継対策を推進する必要があります。
- 町民に対し、多様化・複雑化する消費トラブルを未然に防ぐとともに、巻き込まれた場合に迅速かつ適切に支援を行うことが求められています。
- 商店街振興のために取り組んできたイベントは盛況であり、店主のイベントを盛り上げようという機運は高まっていますが、日常的な活性化につながっていないことが課題となっています。
- デジタル化による各種の技術が進展していることから、これらを生かした新たなサービス業の創業などを支援することが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
年間商品販売額 ※経済センサスー活動調査	千円	H28	66,820,000	R3	72,739,000	70,000,000	73,000,000

単位施策1 商業事業者の経営支援

中小企業者への経営支援

- ①中小企業の経営支援のため、経済団体や商工会と連携し、町内企業の課題を把握し、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。

単位施策2 商業・サービスの活性化

(1) 空き店舗を利活用した商店街活性化

- ①商店街エリアにある空き店舗を利活用した、新たなにぎわいづくり活動を支援します。

(2) 商業を通じた地域の活性化

- ①イベント開催や地域活性化事業等を通じて、町内商業事業者の販促力、商品のPR力の向上を図ります。

(3) 消費者保護

- ①町民が消費トラブルに遭わないよう、各種の情報提供や啓発を推進するとともに、近年増加傾向にあるスマートフォンやインターネットを介したトラブルに対して、迅速な情報提供や相談体制の整備を進めます。

単位施策3 新たな商業・サービス業の促進

創業支援体制の充実

- ①当町の実情や地域課題に応じた新たな商業・サービス業の創業を支援するため、近隣4市町村(蟹江町、弥富市、大治町、飛島村)で連携して支援体制を構築します。



4-8 観光・シティプロモーション

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇魅力的な観光資源を有する蟹江町が全国各地に広く知られています。
- ◇町民一人ひとりが蟹江町に誇りと愛着を持ち、町外からの来訪者をもてなすまちになっています。

現状と課題

- 当町には、水郷の景観や温泉、さらにはユネスコ無形文化遺産に登録された「須成祭」や「伝統的酒造り」など多くの魅力があります。また、蟹江川(須成地区)の護岸修景工事が完了し、河川空間の魅力も向上しました。しかし、各拠点間の連携が十分でなく、町内を巡る仕組みやルートづくりが必要とされます。
- 来訪者の町内の滞在時間が長く、消費を伴った観光をしてもらうため、今ある観光資源の磨き上げと新たな観光資源の発掘、町内外への情報発信が必要とされます。
- 観光交流センター「^{さいと}祭人」を観光拠点として、関係事業者と連携して特産品の販売や新商品の開発を行っているほか、マルシェ等を開催し、町への来訪機会を提供しています。今後も、拠点施設を核として、にぎわいの継続・拡大が求められます。
- 当町の魅力を町民に周知し、さらなる魅力向上とにぎわいの創出を図るため、農業・工業・商業等の連携による「かにえブランド」など地元産業の活性化やシティプロモーションを推進することが課題となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
観光振興に対する満足度 ※住民意識調査	%	H30	12.1	R6	13.3	13	14
かにえフィルムコミッションロケ支援件数 ※かにえフィルムコミッション支援実績	件	R1	10	R6	16	12	10

関連個別計画

デジタル化社会を踏まえた域内消費活性化に向けた基本計画
第67回地域再生計画

単位施策1 観光施設・資源の魅力向上

観光資源の魅力向上

- ①観光の魅力を高め、町内での滞在時間を増やすため、既存資源の磨き上げにつながる取組や長時間滞在につながる体験型プログラム、周遊観光の開発・実施を支援します。
- ②当町の風景を生かした、映画、テレビ、CM、情報番組等の撮影を誘致するフィルムコミッションの取組を推進します。
- ③観光協会による幅広い町PR事業の取組を支援します。

単位施策2 シティプロモーションの推進

(1) 観光客誘致に向けた情報発信

- ①温泉、祭り、伝統的酒造りに加えて、水郷の風景や雰囲気のある路地等、当町の観光に関する魅力を広く国内外に周知するため、各種媒体を活用した情報発信や町外イベントでの啓発を図ります。

(2) 観光協会及び近隣市町村と連携した広域的な情報発信

- ①当町の観光資源を、観光協会及び近隣市町村と連携し情報発信することにより、効果的な観光客誘致を図ります。

(3) 転入促進

- ①当町への転入を促進するため、町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、当町の暮らしやすい魅力を移住定住サイトやSNSを活用し、わかりやすい情報発信を行います。

単位施策3 観光人材の発掘・養成

観光産業の担い手づくり

- ①観光産業を振興するため、観光事業の企画、立案、運営、実施に携わり、持続可能な事業主体を担える人材を育成します。

5-1 自治・協働

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇町内会をはじめとする地域組織が持続可能な形で再構築されています。
- ◇地域のさまざまな主体がお互い連携して地域の課題解決に自立的に取り組んでいます。

現状と課題

- 少子高齢化の進展や核家族化の進行、価値観、生活様式の多様化、町民を取り巻く社会環境の変化により、地域の課題やニーズが複雑・多様化し、行政単独で対応することが困難な事例が増えています。
- 町民のコミュニティ意識の希薄化を背景に、町内会等の地域組織では、役員の高齢化や成り手不足、未加入世帯への対応等の問題を抱える一方、小学校区を単位とした自発的なイベント等の積極的な活動が進められています。今後、町民と行政がそれぞれの役割を再確認し、町民自らが地域の課題を解決できる環境を整える必要があります。
- 協働地域づくり支援事業を通して、テーマに特化したNPO・ボランティア活動を促進してきました。今後、地域での実装や団体同士の連携が課題となっています。
- 多くの町民が、まちづくりは行政主体で進めるものであるという行政依存型の認識が強い傾向にあります。しかしながら、地域課題の解決や住民ニーズの多様化への対応のため、町民と行政との協働による取組を推進することが求められます。
- 近年では、公共的な領域において民間企業と行政が連携してサービスを提供し、より効率的で質の高い事業を推進する官民連携の考え方が浸透しつつあります。今後、地域特性に応じた民間活力の活用・連携を推進する必要があります。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
協働地域づくり支援事業実施団体数(累計)	団体	R1	15	R6	16	20	16

単位施策1 地域組織・住民活動の支援

(1) 地域組織の活性化

- ①住民活動の意義・必要性の理解を広め、積極的な参加・参画を促すため、町内会等での課題を把握し、多世代交流や仲間づくりの場の提供等を支援します。また、まちづくりの担い手としての地域組織の機能を高めるため、活動拠点の整備やリーダーの育成、資金の確保等、活動の活性化に向けた環境整備を進めます。

(2) 住民活動支援の充実

- ①NPO・ボランティアなどテーマに即したさまざまな住民活動を支援するため、担い手となる人材の養成や活動拠点の魅力向上、各種団体への活動助成等を推進します。

単位施策2 協働・官民連携の推進

(1) 協働による地域づくりの推進

- ①地域課題の解決や魅力の向上を図るため、各種団体による公益性のある提案に対して事業化に取り組むとともに、各団体の自立・継続を支援します。また、行政と地域の間にとってさまざまな団体の活動や団体同士の連携、行政と団体の連携を支援する中間支援組織の設立をめざします。
- ②地域づくりにおける町内会等の地域組織やNPO・ボランティア等の住民活動団体の取組効果を高めるため、それぞれの活動状況や課題を共有し、交流による連携を促す場を提供します。

(2) 民間活力の活用と多様な主体との連携

- ①住民サービスの向上と効率化を図るために、民間事業者のノウハウや経営手法を取り入れ、複雑化する行政課題を解決していきます。
- ②住民の生活や経済活動が行政区域を越えて行われるなかで、共通の地域課題の解決に向けた大学、事業者との連携を推進します。

5-2 共生社会の推進

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇すべての町民が、性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を分かち合い輝く社会が形成されています。
- ◇地域住民と外国人が互いの文化や考え方を理解することで、外国人も安心して快適に暮らすことができる地域社会が実現されています。

現状と課題

- 蟹江町男女共同参画プランの推進を通して、男女共同参画社会の形成に努めていますが、女性の就労支援やワーク・ライフ・バランス推進等の企業への働きかけは、相談窓口の案内や、啓発物の頒布等にとどまっています。今後、情報提供だけでなく、より具体的な取組を推進することが求められます。
 - 人口減少社会における労働力確保の観点からも、ICTの活用をはじめとする柔軟な働き方を生かし、さらなる女性の社会参画に向けた取組が必要になります。
 - 国は、外国人の人材を受け入れる方針を打ち出しており、今後ますます外国人の増加が見込まれます。
- 多文化共生社会の実現に向け、地域や教育、保育現場において、文化や生活習慣の違いなどにより外国人住民が日常生活や学校生活の場で困らない環境や、暮らしやすい環境を整備するとともに、地域になじめる居場所づくりに努める必要があります。
- 平成22年にアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結し、文化、教育等の幅広い分野における交流を通して、さらなる発展と相互の理解や連携を深める取組を展開しています。今後も、さまざまな交流を通して、町内の子どもたちが豊かな国際感覚を育む環境づくりが望まれます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
男女共同参画の取組に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	9.6	R6	12.6	14.6	19.6
町内事業所における男性の育児休業取得率 ※蟹江町男女共同参画プラン	%	H28	0	R3	11.5	3	20
プレスクール参加児童数	人	H30	12	R6	20	15	20

関連個別計画

第2次蟹江町男女共同参画プラン

単位施策1 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画社会の形成

- ①男女共同参画社会の形成を進めるため、学校や家庭等において、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるような男女平等・男女共同参画に関する教育を推進します。
- ②家事や地域活動に男女ともに積極的に取り組める環境づくりや地域活動における固定的な性別役割分担意識の改革を進めます。

(2) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ①労働者にとって働きやすい環境になるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進するとともに、公正な職場復帰や再就職、起業など個人が持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。また、行政自らが多様な働き方を選択できる環境づくりに率先して取り組みます。
- ②ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する正しい知識の普及やいかなる暴力も許さないという機運の醸成を進めるため、各種啓発活動の継続や相談窓口の充実などを通して、誰もが取り残されない社会づくりを推進します。

単位施策2 多文化共生社会の形成

(1) 多文化共生の意識づくり

- ①外国人住民と地域住民との相互理解や多文化共生についての理解を深めるため、関係団体等と連携し、日本語を学ぶ機会の充実や、日本文化の理解度向上につながる講座等の開催、日本の生活ルールやマナーに関する意識啓発を推進することで、同じ地域で暮らす一員として外国人も暮らしやすいまちづくりをめざします。
- ②姉妹都市である米国イリノイ州マリオン市との交流を継続し、町内のこどもたちが外国の文化や言語を学び、現地の人と直接触れ合うことで視野を広め、国際的な感覚を身に付けられる機会を提供します。

(2) 多文化共生の地域づくり

- ①外国人住民も参加しやすい交通安全教室や防災訓練の開催、災害時の支援体制を確保するとともに支援活動に参加する機会を提供することで、国籍に関わらず誰もが安全・安心に暮らすことができる多文化共生の地域づくりに取り組みます。
- ②町が作成するパンフレットやハザードマップ、公共施設等の案内看板に外国語での表記を進めるなど、外国人に分かりやすい情報提供体制の充実により、外国人が地域社会の一員として暮らせるよう支援します。

5-3 行財政運営

施策がめざす蟹江町の将来の姿

- ◇町民の誰もが容易に十分な情報を受け取ることができ、町民と行政の情報交流が行われています。
- ◇AI・RPA等のICTの活用等により、業務の自動化や省力化に取り組み、事務の効率化と住民サービスが向上しています。
- ◇町単独では対応できない行政ニーズに対応できる周辺自治体との連携体制が構築されています。
- ◇財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、町民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。

現状と課題

- 行政情報が幅広い世代に伝わるよう、情報自体の魅力向上、発信力の強化、媒体等への周知に向けたさまざまな工夫が求められます。また、町民の声を受け取り、当町の発展につなげていく双方向性を持った情報共有の仕組みづくりが課題となっています。
- コロナ禍を経て、デジタル活用の重要性が高まっています。町民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして活用することが期待されます。
- 地方公共団体住民情報システムの標準化・共通化への移行に伴い、国の制度改正や重要な施策の実施に際して、迅速な対応が可能となるのみならず、業務の見直しを行うなど行政運営の効率化が図られ、住民の利便性の向上が期待されます。
- 人口減少社会における働き手不足等の課題や高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、効果的で効率的な人材確保策や適正な人事配置といった組織づくりが求められます。
- 公共施設の老朽化等に伴う維持管理費や高齢社会の進行による社会保障関連費用等の増大に対する懸念、また、生産年齢人口の減少に伴い町税収入の伸びが鈍化すること等により、当町の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。今後、これまで以上に財政の健全化を進めることが求められます。
- 町民の生活様式が多様化し、行動範囲が拡大しているなか、自治体の枠を超えた広域的な観点での地域づくりや行政運営が求められます。
- 行政ニーズの高度化・多様化に対応するためには、単独の市町村ではなく、周辺市町村との連携による事務の効率化や機能強化を検討することが課題となっています。また、都市間交流を通して、災害発生時の相互支援や多様な親睦を深める機会を確保することが求められます。
- 民間事業者等の持つ技術や能力を活用し、経費削減や住民サービスの向上を図るため、公共施設の運営管理について、指定管理者制度を導入しています。

目標値

基本成果指標	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025(R7)	2030(R12)
算出・目標値設定根拠							
経常収支比率	%	H30	86.1	R6	95.8	86	92

関連個別計画

情報セキュリティポリシー
 人材育成基本方針
 蟹江町公共施設等総合管理計画

単位施策1 行政の情報化への対応

(1) 地域情報の共有

- ① 町民に対して広く行政情報を提供するため、町ホームページの充実を図るとともに、SNSをはじめとするさまざまな媒体を活用し、その特性を生かした情報発信の手法を模索します。

(2) 行政事務のICT化

- ① 業務内容の見直し及び改善を検討(BPR)し、計画的・効果的なAIやRPAの導入など、ICTを活用することで職員の負担軽減や事務の効率化を推進します。また、住民の利便性向上を図るため、「行かない窓口・書かない窓口」の導入に向けて検討します。

単位施策2 行政の効率化・高度化

(1) 組織の活性化

- ① 高度化・多様化する町民の行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、組織や職員の横のつながりを強固なものとし、機動的な組織運営を推進します。
- ② 本計画に掲げる施策が目的に沿った内容及び品質を維持、向上し継続的な住民サービスを提供できるよう、行政改革の観点を踏まえた事務の適切な管理を行います。

(2) 人材育成の推進

- ① 地域に必要とされる役割を町職員が果たせるよう、長期的な視点で職員の能力開発や教育・訓練を推進し、高い専門性や企画調整能力、コミュニケーション能力を養います。
- ② 行政サービスの質と組織力の向上につなげるため、職員が働く意欲や自らの持つ能力を存分に発揮して生き生きと働くことができるよう、人事評価制度の適切な運用に努めます。

(3) 行政改革の推進

- ① 新たな行政課題や近年の厳しい財政状況に対応するため、事務事業の見直し、適正な職員配置、組織の活性化、DX推進など効果的・効率的な行政運営をめざします。

単位施策3 広域による行政運営

(1) 広域連携によるサービス提供

- ① 複数の自治体で効率的かつ効果的な行政サービスを提供できるよう、一部事務組合の効率的な運営を働きかけるとともに、制度変更への対応やICTの導入など、新たな連携の可能性を検討します。

(2) 都市間交流の検討

- ① 災害時の相互支援や地域づくり、産業などでの交流を図るため、ゆかりがある国内の自治体との観光、文化、防災等さまざまな分野での交流を推進するとともに、交流自治体の魅力を伝えていく取組を実施します。

単位施策4 健全な財政運営

財政運営の健全化

- ① 自治と自立性を保つため安定的に財源を確保し、中長期的な視野のもとで財政の健全化に向けた取組を継続します。
- ② 「蟹江町公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設等の適切な規模と在り方を検討しつつ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点

を持って適正な維持・管理(更新・統廃合・長寿命化)を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化及びその最適配置を実現します。また、未利用町有地の売却や貸付を含め、公有財産の有効活用を図ります。



だけじゃない
らしさあふれる
粋な蟹江

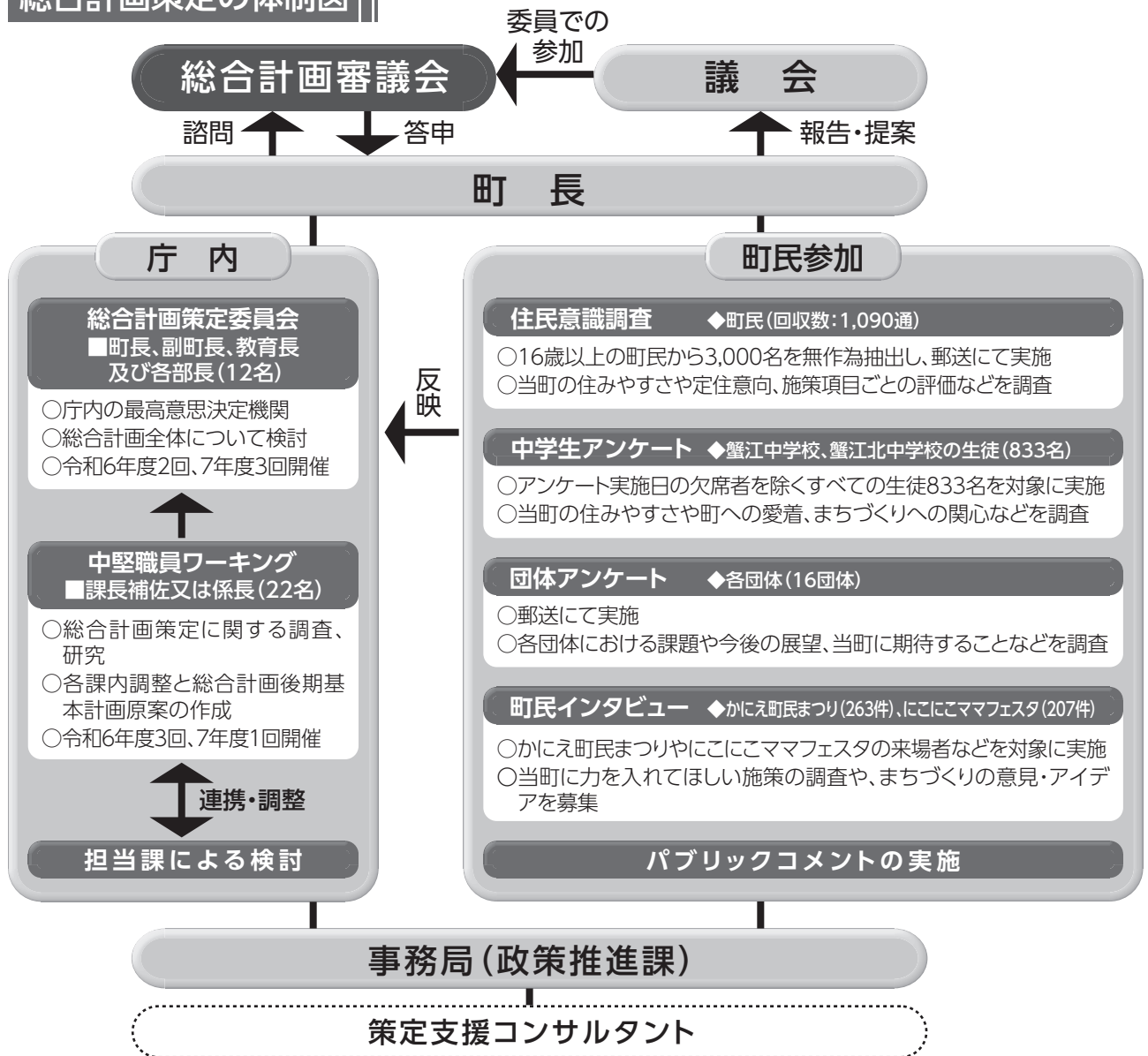
参 考 資 料

目 次

1 総合計画策定体制	110
2 議会の経過	110
3 総合計画審議会	111
1 蟹江町総合計画審議会条例	111
2 審議会日程	112
3 審議会委員名簿	113
4 諮問・答申	114
4 住民参加	115
1 住民意識調査	115
2 中学生アンケート	115
3 団体アンケート	116
4 町民インタビュー	116
5 パブリックコメント	116
5 庁内体制	117
1 総合計画策定会議	117
2 中堅職員ワーキング	119
6 用語の解説	121

1 総合計画策定体制

総合計画策定の体制図



参
考
資
料

1 総合計画策定体制

2 議会の経過

2 議会の経過

町議会

回	年月	議題・内容等
第1回	令和7年3月議会	第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)策定に係る取組状況について 1. 策定体制 2. 計画策定の進捗状況
第2回	令和8年3月議会	第5次蟹江町総合計画後期基本計画の策定について 1. 策定体制 2. 庁内での取組状況及び今後の予定 3. 蟹江町総合計画審議会審議内容 4. 答申

3 総合計画審議会

1 蟹江町総合計画審議会条例 (昭和52年7月9日条例第15号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、蟹江町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、蟹江町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会長)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、調査又は審議を補助するため幹事を置くことができる。

2 幹事は、町の職員その他適当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、審議会に出席して意見を述べるができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第3号)抄

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 審議会日程

回	年 月 日	議題・内容等
第1回	令和6年12月26日	1. 会長及び副会長の選定 2. 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)(案)の諮問 3. 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)に係るアンケート調査等の報告 4. 前期の振り返り及び課題の抽出について 5. 今後のスケジュールと内容について
第2回	令和7年5月27日	1. 町長・会長あいさつ 2. 委員及び理事者の紹介 3. 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)分野別計画素案について
第3回	令和7年10月1日	1. 町長・会長あいさつ 2. 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)重点戦略素案について 3. 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)分野別計画数値目標について
第4回	令和7年12月25日	1. 町長・会長あいさつ 2. 第5次蟹江町総合計画後期基本計画(案)について 3. パブリックコメントの実施について 4. 答申書(案)について 5. 第5次蟹江町総合計画後期基本計画(案)の答申

3 審議会委員名簿(18名)

役 職	氏 名 【 】は年度	公 職 等 名
会 長	太田 幸治	愛知大学経営学部教授
副会長	川崎 直子	愛知産業大学短期大学教授 (一社)かにえ子ども日本語の会代表理事
委 員	水野 智見【R6】 伊藤 俊一【R7】	町議会議長
委 員	石原 裕介【R6】 三浦 知将【R7】	総務民生常任委員長 総務建設常任委員長
委 員	吉田 正昭【R6】 山岸美登利【R7】	防災建設常任委員長 民生教育常任委員長
委 員	鬼頭 透	商工会会長
委 員	猪飼 和正【R6】 戸谷 猛【R7】	農業委員会副会長(会長代理) 農業委員会会長
委 員	森田 欣一	教育長職務代理者
委 員	吉戸 史臣【R6】 金井 薫生【R7】	嘱託員会会長
委 員	飯田 數義	社会福祉協議会会長
委 員	加藤 徹【R6】 服部 浩二【R7】	観光協会会長
委 員	山田 久子	ボランティア会(婦人会)会長
委 員	志治 義行	民生委員児童委員協議会会長
委 員	前田 幸正	かにえ防災減災の会会長
委 員	山口 道子	かにえボランティアサークル代表
委 員	加藤 勝博【R6】 林 晋【R7】	長寿会連合会会長
委 員	杉浦 恵子	かにえガイドボランティア 夢案内人代表
委 員	森 雅貴	中日新聞蟹江通信部記者

4 諮問・答申

蟹江町総合計画審議会
会長 太田 幸治 様

6蟹政発第98号
令和6年12月26日

蟹江町長 横 江 淳 一

第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)の策定について(諮問)

このことについて、蟹江町総合計画審議会条例(昭和52年蟹江町条例第15号)第2条の規定によって、貴審議会の意見を求めます。

令和7年12月25日

蟹江町長 横 江 淳 一 様

蟹江町総合計画審議会
会長 太 田 幸 治

第5次蟹江町総合計画後期基本計画の策定について(答申)

本審議会は、令和6年12月26日に諮問がありました第5次蟹江町総合計画後期基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添「第5次蟹江町総合計画後期基本計画(案)」のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、引き続き、基本構想に掲げる蟹江のまちの将来像「だけじゃないらしさあふれる^{いきまち}粋な蟹江」の実現に向けた計画の推進に当たり、下記の事項について十分に配慮されることを要望します。

記

- 1 本計画の実現に向けては、行政、議会はもとより、町民、各種団体、事業者等と相互に連携して協働のまちづくりに取り組んでください。
- 2 物価高騰や気候変動、大規模災害の頻発等により先行きが不透明な社会経済情勢下においては、新たな発想と柔軟な対応で、町民の安全で安心できる暮らしを守ることに全力で取り組んでください。
- 3 高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応できるよう、DX・AIなど未来技術を活用し、行政職員の資質・能力の向上と効率的かつ効果的な行財政運営に最大限に努めてください。
- 4 中間見直しを行った本計画に基づく実施計画の立案と実行段階においては、役場における部署間の垣根を越えて横断的に取り組み、着実に各種事業を推進してください。
- 5 こどもから高齢者までの誰もが、このまちでふれあい、ささえあうことで、人々が融和したらしさあふれる素晴らしいまちづくりを推進してください。



4 住民参加

1 住民意識調査

調査期間	発 送:令和6年7月26日(金) 締切日:令和6年8月19日(月) ※なお、令和6年9月2日(月)到着分までを回収数に入れ、集計。		
対象者	・令和6年6月1日現在の住民基本台帳において、16歳以上の住民の中から、無作為に3,000人を調査対象		
回収率	発送数	回答数	回答率
	3,000 (うち10通が宛名不明で返送)	1,090	36.5%
調査項目	○あなた自身のことについて(性別・年齢・職業・居住する小学校区・居住歴・家族構成・幸福度など) ○暮らしの満足度などについて ○町のまちづくりについて ○子どもまんなか社会の実現について ○地域コミュニティ活動やボランティア活動について ○これからの町について		

2 中学生アンケート

調査時期	令和6年9月		
対象者	・蟹江中学校、蟹江北中学校の1年生、2年生、3年生の全員を対象(特別支援学級を含む、アンケート実施日欠席者を除く)。		
回収率	配布数	回答数	回答率
	833	833	100%
調査項目	○あなた自身のことについて(学年・性別・居住する小学校区、居住歴など) ○学校や自宅などでの過ごし方について ○町のまちづくりについて		

3 団体アンケート

実施方法	調査表郵送によるアンケート調査(16団体)
実施期間	令和6年9月～10月
対象団体	①子育て応援情報誌「ママノア」編集部 ②NPO法人介護研究会 笑 ③NPO法人にこにこママネットワーク ④NPO法人生き生きかにえスポーツクラブ ⑤蟹江町スポーツ協会 ⑥蟹江町文化協会 ⑦かにえ国際交流友の会 ⑧学戸ホテルの会 ⑨非営利団体ONiGiRi ⑩蟹江川をきれいにする会 ⑪富吉防犯パトロール隊 ⑫商工会青年部 ⑬蟹江一番街発展会 ⑭尾張温泉郷発展会 ⑮アラウンド近鉄蟹江発展会 ⑯あいち海部農業協同組合 蟹江支店
概略 アンケート 項目	町内でさまざまな分野において活躍されている団体に、これからの町でのまちづくりや活動に取り組むうえで の課題などをたずねるアンケート調査を実施。 ○団体の活動内容 ○コロナ禍における団体の活動への影響 ○団体の活動の概要と活動上の課題 ○団体の活動で今後力を入れていきたいこと ○他団体との連携の考え方 ○総合計画前期基本計画における町のまちづくりについて ○町のまちづくりや総合計画後期基本計画策定に向けたご意見

4 町民インタビュー

実施方法	第43回かにえ町民まつりの来場者、泉人まつり2024第19回にこにこママフェスタの来場者および出展者を対象に実施
回答数	第43回かにえ町民まつり:263件 泉人まつり2024第19回にこにこママフェスタ:207件
実施期間	第43回かにえ町民まつり:令和6年10月12日(土) 泉人まつり2024第19回にこにこママフェスタ:令和6年10月27日(日)
概略 インタビュー 項目	各イベントにてブースを出展し、町民や来訪者から町の将来のまちづくりに向けた想いを把握するシール投票を実施。 ○年代 ○町が5年間で力をいれてほしい施策 ○町へのまちづくり提案

5 パブリックコメント

募集期間	令和7年12月26日(金)～令和8年1月26日(月)
提出方法	持参、郵送、ファックス、WEB回答
実施結果	第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)(案)を公表し、町民から意見を募集。 ・提出者数:2人 ・意見件数:8件

5 庁内体制

1 総合計画策定会議

●第5次蟹江町総合計画策定会議(後期基本計画)設置要綱(令和6年4月30日決裁)

(設置)

第1条 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)(以下「後期基本計画」という。)を策定するに当たり、庁内の最高意思決定機関として第5次蟹江町総合計画策定会議(後期基本計画)(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期基本計画案の検討及び決定に関すること。
- (2) その他第5次蟹江町総合計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定会議は、町長、副町長、教育長並びに政策推進室、総務部、民生部、産業建設部、上下水道部、消防本部及び教育部の長により構成する。

(会議)

第4条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、町長が招集する。

- 2 町長は会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 町長は必要があると認めるときは、策定会議構成員のほか、各所属の長その他関係者に会議への出席を求めることができる。

(中堅職員ワーキング)

第5条 策定会議の所掌事務について調査及び研究するとともに、後期基本計画の原案を作成するため、中堅職員ワーキングを置く。

- 2 中堅職員ワーキングの構成等については、別に定める。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

●策定会議日程

回	年 月 日	議題・内容等
第1回	令和6年5月21日	・実施スケジュール内容等について ・住民意識調査(住民アンケート(案))について
第2回	令和6年12月19日	・第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)に係るアンケート調査等の報告 ・各部次長から前期の振り返りについて ・今後のスケジュールについて
第3回	令和7年5月15日	・第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)分野別計画素案について
第4回	令和7年9月19日	・第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)重点戦略素案について ・第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)分野別計画数値目標について
第5回	令和7年12月15日	・第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)(案)について

●策定会議名簿

役 職		氏 名()は前任者	
町長		横江 淳一	
副町長		加藤 正人	
教育長		服部 英生	
政策推進室	政策推進室長	小島 昌己	
総務部	総務部長	鈴木 孝治	(鈴木 敬)
民生部	民生部長	不破 生美	
産業建設部	産業建設部長	肥尾建一郎	
教育委員会教育部	教育部次長	舘林 久美	
上下水道部	上下水道部長	伊藤 和光	
消防本部	消防長	竹内 豊	
会計管理室	会計管理室長	鈴木 敬 ※令和7年度から	
オブザーバー	総務部主幹	安田 陽亮	(水口 雅文)
事務局	政策推進課長	丹羽 修治	
	政策推進課課長補佐	加藤慎太郎	
	政策推進課係長	大野 真以	
	政策推進課主事	本間 友規	

2 中堅職員ワーキング

●第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)策定中堅職員ワーキング設置要領(令和6年5月31日決裁)
(設置)

第1条 第5次蟹江町総合計画策定会議(後期基本計画)設置要綱(令和6年4月30日決裁)第5条第2項の規定に基づき、第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)策定中堅職員ワーキング(以下「中堅ワーキング」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 中堅ワーキングは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第5次蟹江町総合計画(後期基本計画)(以下「後期基本計画」という。)の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 後期基本計画案を作成すること。
- (3) その他第5次蟹江町総合計画案の作成に関し必要なこと。

(構成)

第3条 中堅ワーキングは、25人以内で構成し、課長補佐又は係長の職にある者の中から各所属長が推薦する者をもって充てる。

(組織)

第4条 中堅ワーキングには、必要に応じて部会及び部会長を置くことができる。

2 部会の所属及び部会長は、政策推進室長が指名する。

(運営)

第5条 中堅ワーキングは、政策推進室長が招集し、これを総括する。

2 部会を個別に開催するときは、政策推進課長が招集し、これを総括する。

3 政策推進室長又は政策推進課長は、必要があると認めるときは、中堅ワーキング構成員のほか、各所属の職員その他関係者に中堅ワーキング又は部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 中堅ワーキングの庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、中堅ワーキングの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月3日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

●中堅議員ワーキング日程

回	年 月 日	議題・内容等
第1回	令和6年7月30日	・総合計画後期基本計画策定に向けて ・前期基本計画評価シートの作成 ・3か年実施計画の作成
第2回	令和7年1月21日	・総合計画の策定経過 ・後期基本計画シートの記入
第3回	令和7年3月14日	・分野別計画の見直し ・重点戦略の数値目標の検討
第4回	令和7年6月3日	・重点戦略施策・事業の検討 ・重点戦略の基本的目標・数値目標・KPIの検討

●中堅議員ワーキング名簿

部・室	課	役 職	氏 名()は前任者	
政策推進室	ふるさと振興課	係長	川杉 純也	
	政策推進課	係長	岩瀬 翔太	
総務部	総務課	課長補佐	飯田 暁久	
	安心安全課	係長	匹田 貴博	
	税務課	課長補佐	飯田 賢一	
民生部	住民課	係長	松岡 裕子	(山田 幸代)
	保険医療課	課長補佐	山田 幸代	(阿部 留美)
	介護福祉課	課長補佐	戸崎 智信	(松下 智子)
	こども福祉課	係長	石原 和美	
	こども家庭課	係長	成田 承治	
	環境課	課長補佐	丹羽健一郎	
	健康推進課	課長補佐	小檜山朋子	
産業建設部	土木農政課	係長	星島 拓弥	
	まちづくり推進課	係長	今野 裕貴	
上下水道部	水道課	係長	横井 謙典	(戸崎 智信)
	下水道課	課長補佐	上田 通之	(関山 博久)
—	議会事務局	係長	荒木 慎介	
教育委員会	教育課	係長	川瀬 裕藏	
	生涯学習課	係長	大竹 孝平	
	給食センター	係長	丸山 仁美	
	図書館	館長補佐	黒川 一男	
消防本部	総務課	課長補佐	若松 浩行	

6 用語の解説

	単語	意味
あ	海部南部権利擁護センター	蟹江町・弥富市・飛島村が、成年後見制度の中核機関として合同で委託しているNPO法人で、認知症になっても、障がいがあっても、自分らしい暮らしを続けられるよう関係機関と連携し、住民の成年後見利用支援や権利擁護に関する相談業務などを行う施設。
	アンコンシャス・バイアス	育つ環境や所属する集団のなかで無意識のうちに脳に刻み込まれ、潜在的に持っている先入観、思い込み、決めつけのこと。
い	行かない窓口	住民や事業者がスマートフォンやパソコンなどを使った電子申請により、区役所等の窓口に行かずに住民票の写しの交付申請や、各種講座の申込みなどを行うことができるサービスの総称。
	イノベーション	生産技術の革新・新機軸だけでなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成などを含み、価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組。
	インクルーシブ教育	障がいの有無及び程度に応じて、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育支援を必要とする児童生徒に最も適切な指導を行うことをめざす教育。
お	おうちミュージアム	おうちで長い時間を過ごすこどものため、ミュージアムがこれまでやってきたことを生かして、“おうちで楽しく学べる”アイデアをオンラインで届ける取組のことを言い、全国のミュージアムが参加している。
	オープンデータ	特定のデータが、著作権や特許などの制限なしで、すべての人が自由に利用できる形になった情報のこと。
	オペレーター	他人から農地を借りたり、農作業の全部または一部を請け負ったりして大規模な経営を行っている農家のこと。大規模稲作農家が多い。
	オレンジリボン	子ども虐待防止のシンボルマーク。
	温室効果ガス	大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらし気体の総称であり、二酸化炭素、メタンなどがある。
	オンライン申請	インターネットを通じて行政手続を行うこと。オンライン申請により、自宅や職場のパソコンやスマートフォンから行政機関への申請・届出を行うことができる。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させようとする考え方、または均衡している状態。 2050年までの達成を目標に、日本を含む世界各国が取組を進めている。
か	書かない窓口	デジタルに不慣れな住民などが窓口において、デジタル技術を活用することで、職員の負担を軽減しつつ、住民サービスの向上、マイナンバーカードのメリットを享受できる取組。
	合併処理浄化槽	し尿に加え、生活雑排水の処理に対応した浄化槽。これによって、環境への影響を最小限に抑えた処理をすることが可能となる。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

	単 語	意 味
か	官民連携	行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。
	観光交流センター 「祭人(さいと)」	2016年にユネスコ無形文化遺産に登録された「須成祭」をメインテーマとし、町の観光拠点として、観光・産業の振興・交流人口の拡大・地域の活性化を図ることを目的とした施設。
き	狭あい道路	主に幅員が4メートル未満の道路のこと。
	企業版ふるさと納税	「地方創生応援税制」のことで、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みのこと。
	キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うこと。クレジットカード、交通系電子マネーや二次元コード決済などがキャッシュレス決済にあてはまる。
	協働	「町民、各種団体、事業者等と行政」が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場・特性を対等なものとして尊重する考えに基づいて、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと。
	キラッとかにえマイレージ 事業	当町が愛知県と協力して実施している、町民や町内に勤めている方を対象に健康づくりを応援する仕組みのこと。
く	国の交付金 (地域未来交付金)	地方創生の実現およびそれぞれの地域らしい将来像の実現に向けて、地方公共団体が持続可能で魅力的な地域を創生する取組を、多様な主体と推進するために国が交付する交付金。
け	経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、日本のさまざまな産業の情報を明らかにする、事業所・企業を対象とした統計調査。
	ケースワーカー	福祉事務所で、生活保護に関する相談、申請受付、被保護世帯への定期的家庭訪問、指導などを担当している職員の通称。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
こ	広域リージョン連携	産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組。
	国土強靱化	大規模な自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会への被害を最小限に抑え、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。
	子育て支援センター	お母さん同士が気軽におしゃべりしたり、こどもたちが安心して遊んだりするための公共施設で、町内2か所に設置されている。
	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行う施設。早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的としている。

	単 語	意 味
こ	こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。 こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する事を目的にしている。
	こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、最善の利益を最優先にし、社会全体でこどもを支える仕組みを実現する社会のこと。
さ	災害支援協定締結業者	大規模な災害等による人的被害や経済被害を軽減するために、災害応急対策や災害復旧などを迅速に行えるよう、災害支援協定を結んでいる民間企業・団体、防災関係機関などの事業者のこと。
	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
し	市街化調整区域	都市計画法に基づき、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める区域区分のうち、市街化を抑制すべきとして定められた区域。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づき、地域の防災活動ために自主的に結成された組織。
	指定管理者	多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を行うために、公の施設の管理を町が指定する法人やその他の団体が行う制度。
	シティプロモーション	自治体のイメージや知名度を高めるために、地域の魅力を発掘し、効果的・戦略的に発信していくこと。
	集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅等の主要な交通機関周辺等に電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場といった各種都市機能を集約したコンパクトなまちのこと。
	重要業績評価指標 (KPI)	Key Performance Indicatorの略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。
	循環型社会	ごみの再資源化やエネルギー化など、資源・エネルギーの循環化を積極的に推進することで、限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り軽減された社会。
	浚渫	河川や港湾、湖沼などの水底に堆積した土砂や岩石を取り除く作業のこと。
	人口ビジョン	人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
	す	スーパーハイリスク妊婦
スクールサポーター		すべての児童生徒が健やかに学校生活を過ごすことができるように学習を中心とした支援を行う人のこと。(特に障がいのある児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒などの支援)
スクールソーシャルワーカー		こどもの家庭環境による問題を福祉の視点で解決するため、学校に配置され、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門職のこと。

	単 語	備考(内容等概要)
す	スタートアップ	新しいビジネスモデルを考えて、新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供したり、社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却をめざす企業や組織のこと。
せ	生成AI	膨大なデータのパターンや関係性を学習し、その学習成果に基づいて新たなコンテンツを生成する人工知能(AI)。『プロンプト』と呼ばれる指示のもと、文章や画像、音声などの新しいコンテンツを作り出せる点に大きな特徴がある。
	成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などのために、自分で金銭等を管理したり、医療や介護等のための契約を結んだりすることが困難な人を支援するための制度。
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。
	セーフティネット	生活に困った人や社会的に弱い立場にある人を支えるための公的制度や仕組みのこと。
た	多世代交流施設「泉人(せんとう)」	源泉掛流しの入浴施設をはじめ、足湯、子育て支援センター、ボランティアグループ室、多目的室、会議室等、多くの機能を備え、こどもからお年寄りまでが集い交流できる施設のこと。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく社会。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
ち	地域包括ケアシステム	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム。
	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者の皆様の生活を介護、保健、医療などさまざまな面から総合的に支える地域包括ケアシステムの中核機関のこと。
	地方創生	出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京周辺への人口の過度の集中を緩め、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること。
	地方創生2.0基本構想	2025年6月に閣議決定された、今後10年間の日本の国家戦略構想。「強い」経済と「豊かな」生活環境を基盤に、国民の多様な幸せを実現し、「新しい日本・楽しい日本」を創り出すことをめざすことを掲げている。
	中間支援組織	行政と地域の間にならってさまざまな活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的としている。
て	低炭素社会	石化エネルギー消費などにとまなう二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界が吸収できる量に抑えることをめざす社会のこと。
	デジタルデバイド	パソコンやインターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	デジタル田園都市国家構想総合戦略	デジタル技術を活用し、全国どこでも便利で快適に暮らせる社会をめざすデジタル田園都市国家構想を実現するために、施策を充実・強化し、施策ごとに5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置付けたもの。

	単 語	備考(内容等概要)
と	トイレ処理剤	災害時や断水時に排泄物を固め、消臭・除菌して簡単に廃棄できる製品。
	特定妊婦	出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
	都市近郊型農業	都市の近郊で主に商品生産を目的として行われる農業。
に	担い手農家	効率的かつ安定的な農業経営、及びそれをめざして経営改善に取り組む、市町村から正式な認定を受けた農業経営者。
	ニュースポーツ	競技スポーツとは異なり、ルールが簡単で幼児から大人まで年齢や体力の差に関係なく「いつでも、どこでも、だれでも」楽しめるように考えられたスポーツのこと。
	認定こども園	未就学児に対し教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つとされる。
の	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)により指定された、今後の計画的な農業の振興を図るために必要な優れた農地(畑や田など)のこと。
	農地中間管理機構	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、知事の指定を受けて、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家(受け手)へ農用地を貸し付ける農地中間管理事業を進めるための組織。
は	ハザードマップ	洪水、津波などについて被害の想定範囲や避難場所、指定避難所、災害時の心得などを具体的に示したもの。
ひ	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような大容量かつ多様なデータを扱う新たな仕組み。その特性は量、頻度(更新速度)、多様性(データの種類)によって表される。
	病後児保育	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童(病後児)を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。
ふ	ファミリー・サポート	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての手伝いをできる人(援助会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織。
	フィッシング詐欺	送信者を詐称したメールやSMSを送りつけ、貼り付けたリンクをクリックさせて偽のホームページに誘導することで、クレジットカード番号やアカウント情報(ユーザID、パスワードなど)などの重要な情報を盗み出す詐欺のこと。
	フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CM制作に必要なロケーション撮影の誘致や、実際の撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。
	ふるさと納税	自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられる制度。地方自治体にとっては、広くふるさと納税を集める機会となるほか、返礼品として、地元の農産物や地場産品のPRの機会にもなっている。
	フレキシブル制度	1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの。

	単 語	意 味
ふ	プレコンセプションケア	妊娠を希望する人々が、妊娠前から自分の健康を整え、将来のライフデザインを考えるための取組。性別やライフステージに関係なく、すべての人が性や健康に関する正しい知識を持ち、自分の身体を大切にすることが求められる。
	プレスクール事業	外国にルーツを持つ小学校就学前のこどもへの学習支援や学校との連絡調整を行う事業。
	プレママサロン	当町で行われているサロン事業では、妊娠中の不安定な体調や気持ちに寄り添い、産後、良好な親子関係を築くための切れ間ないサポートを行っている。
	ブロードバンド整備	情報化社会の基盤となる高速・大容量のデータ通信を可能にするインターネット回線の整備のこと。
へ	ペーパーレス	紙媒体を電子化してデータとして活用・保存すること。
ほ	防災DX	自然災害のリスクが高まるなか、デジタル技術を活用して災害予測や情報共有、避難支援などの防災活動を効率化・高度化する取組。
ま	マイ・タイムライン	台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時などに、住民一人ひとりがとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守るための一助とするもの。
	マイナ保険証	健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのこと。
	マイナンバーカード	住民からの申請により交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのカード。カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できる。裏面はマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できる。
	まちづくり推進事業交付金	地域住民の住みよい地域社会づくりと生き生きとしたまちづくりを推進していくために行う取組に対し、当町が交付するもの。交付対象は小学校区と町内会を単位とした組織となっている。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	地方創生におけるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを実現するために、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
や	闇バイト	高額な報酬を引き換えに、犯罪行為をするアルバイトのこと。主にSNSやインターネットの掲示板で、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なくすべての人が利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどの提供をめざそうという考え方のこと。
	ユネスコ無形文化遺産	国際条約に基づく文化遺産を守る枠組みの1つで、「口承による伝統及び表現」、「芸能」、「社会的慣習」、「儀式及び祭礼行事」、「自然及び万物に関する知識及び慣習」、「伝統工芸技術」といった形のない文化遺産（無形文化遺産）について保護を図ることを目的としている。
よ	要配慮者	災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者なども、特に支援が必要となる者として対象となる。
ら	ライフコースアプローチ	一人の人生を胎児期、幼少期、思春期、青年期および成人期から老年期まで繋げて考えるだけでなく、社会的経済的な状態、栄養状態、精神状態、生活環境などにも着目して考えるという観点のこと。

	単 語	意 味
ら	ライフサイクルコスト	公共施設や橋などの構造物を計画・設計・工事し、その構造物を維持管理して、最後に取り壊し・廃棄するまでの構造物の全生涯に要する費用の総称のこと。
り	リモートワーク	会社のオフィスには出社せず、オフィスとは別の場所で働く勤務形態のこと。
れ	レセプト点検	患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書を点検すること。
ろ	ロボティクス	自律制御可能なロボットから、人間が直接操作する機械システム(自動運転等)までを網羅する産業・技術の総称。
わ	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
	ワット・ビット連携	電力インフラと情報通信インフラの連携のこと。ワット(Watt)とは電力、ビット(bit)は情報通信の単位を意味する。
アル フ ァ ベ ット	AI	Artificial Intelligenceの略。コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。
	BPR	Business Process Re-engineeringの略。業務プロセスを抜本的に見直して、組織や制度、システムなどを再構築することをさす。
	DX	Digital Transformationの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズに基づいて、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
	GX	Green Transformationの略。化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、グリーンエネルギー中心へ転換する取組のこと。
	HUG	避難所運営の疑似体験を目的としたカードゲーム。ゲーム名の「HUG」は「H(hinanjo避難所)」、「U(unei運営)」、「G(gameゲーム)」の頭文字をとったもの。
	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。
	IoT	Internet of Thingsの略。あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術。
	NPO	Non-Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。
	OCR	Optical Character Reader(またはRecognition)の略。画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。
	Park-PFI	Park Private Finance Initiativeの略。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」、ならびに都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法のこと。

	単 語	意 味
アルファベット	RPA	ロボティックプロセスオートメーション(Robotic Process Automation)の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して自動化する取組のこと。
	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。2015年9月の国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境などの広範な課題に統合的に取り組もうとするもの。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social networking service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
	Society 5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
	UIターン	Uターン・Iターン・Jターンの3つの地方移住のあり方をまとめて呼んだもの。Uターンとは、地方都市で生まれ育った人が進学や就職を機に都市部へ移住したのち、再び地方へ戻って就職すること、Iターンとは都市部で生まれ育った人が出身地ではない地方へ移住・就職すること、Jターンとは地方で生まれ育った人が、進学や就職を機に都市部へ移住したのち、故郷に近い地方の都市へ移住・就職することをさす。
数字	3R	リデュース (reduce:廃棄物の抑制)、リユース (reuse:再利用)、リサイクル (recycle:再生利用、再資源化) の3つの頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な考え方であり、資源の有効活用の基本となる。



参
考
資
料

6
用
語
の
解
説

蟹江町民憲章

- 1 いのちと暮らしを守り、健康を増進し、平和で安全な町をつくります
- 1 みんなで助け合い、励ましあって、希望にみちた生きがいのある町をつくります
- 1 美しい自然を愛し、環境の浄化につとめ、住みよい町をつくります
- 1 先人の教えや遺産を大切にし、教養を高め、文化の香り高い町をつくります

町章

Town Emblem

昭和9年、まちの歴史に深いかかわりを持つ旧蟹江城の城主、佐久間家の家紋「三引紋」が、そのまま町章として制定されました。



町の鳥 ヨシキリ

Town Bird: Reed Warbler

夏になると渡来し、秋に渡去する渡り鳥。川や沼地、休耕地の葦原などに生息しています。「ギョギョシ」と聞こえる鳴き声でも有名です。



町の木 キンモクセイ

Town Tree: Fragrant Olive

モクセイ科の常緑小高木で、秋の訪れとともに山吹色の可憐な小花がいっせいに群れ咲き、甘い芳香を放ちます。



町の花 ハナショウブ

Town Flower: Iris

アヤメ科の多年草。池辺や溝の傍らに群生し、初夏の頃、白・桃・紫色などの、大きくて鮮やかな美しい花をつけます。



第5次蟹江町総合計画 後期基本計画

2026年3月(令和8年3月)

●作成・発行 **蟹江町**

所在地／〒497-8601愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話番号／0567-95-1111(代)

ホームページ／<https://www.town.kanie.aichi.jp/>

●編集 **蟹江町役場 政策推進室 政策推進課**

